独立行政法人平和祈念事業特別基金

平成 20 年度 業務実績に関する評価書

- •全体的評価表
- •項目別評価総括表
- •項目別評価調書

独立行政法人平和祈念事業特別基金

全体的評価表

I 業務の実績に関する項目別評価総括

- 1 業務の効率化(人事に係るマネージメント等)
- 1 平成20事業年度の経費総額は965百万円であり、平成19事業年度の経費総額1,264百万円と比較し、299百万円の減額、率にして23.7%の削減を行っていることは高く評価できる。

また、人件費については、20年度は約181百万円で、19年度の約198百万円と比べると約17百万円の減額、率にして約8.7%の削減、対17年度比でも8.2%の減。給与水準の公表(19年度人事院勧告を踏まえた給与改定分(0.7%)を除く。)においても、対17年度比で8.9%の削減となっており、平成17事業年度に対し4.5%以上削減する目標を既に上回っている。減員体制の中限られた人数で効率的に業務を遂行していることも評価できる。なお、対国家公務員ラスパイレス指数(年齢を勘案したもの)は、116.9となっているが、法人の事務所が東京都特別区のみに所在すること、職員の多数が国からの人事交流に左右され、指数に大きく影響すること、また、年齢、地域、学歴を勘案した指数が99.1と100を下回っていることから、問題ないと考えられる。

- 2 業務を効率的に実施するための外部委託については、法人では、既に相当の分野で外部委託を実施しているが、20年度新規事業「所蔵資料等の整理業務」を企画競争により、新たに外部へ委託している。 なお、法人の主要業務である慰藉事業の企画・立案等については、法人におけるコア・コンピタンスの蓄積が 図られるよう配慮している。このことにより、外部委託を実施しても、主要業務のノウハウについては法人に蓄積される体制を確保しており、問題ない。
- 3 業務をより効率的・弾力的に遂行できるよう、特別記念事業の業務の処理を円滑に行うための人員配置を行ったことは評価できる。

また、役職員の職務の遂行に当たっての行為について、法令、規定等の遵守に万全を期すため、定期的に連絡会を開催することで、法人の対処方針の指示が必要に応じて出される体制を整えている。さらに、監事が出席する役員会において内部統制システムを構築することは、情報の共有化による内部けん制などコンプライアンスに対する意識向上、法令順守の徹底を図る上で有効であると考えられる。

また、特別記念事業の「お知らせ」業務を行うに当たり、CIO補佐官を活用し、法人内部で「お知らせ」の送付対象者抽出プログラム及び同認定の際の重複チェックプログラムを作成し、新たな経費を抑制することができたことなどは評価できる。

4 法人における随意契約の見直しについては、国における随意契約の見直しの取組みを踏まえ、平成19年12 月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき随意契約の縮減を進めるとともに、その見直し状況(平成19年度契約状況のフォローアップ)を公表するなど、契約の適正化を図るための措置を講じており、評価できる。また、入札・契約の適正な実施について法人監事によるチェックを受けるため、「物品・役務等の契約締結状況」を翌月に開催させる役員会において審議し、了承を得る体制を整えていることも評価できる。

また、「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡)による要請事項については、21年2月に会計規程等を改正・整備し一部を除きすべて措置済みであり、政策評価・独立行政法人評価委員会の関心事項(平成21年1月7日付け政委第1号)である「包括的随契条項」についても、21年2月に会計規程等を改正し、当該規定を削除していることは評価できる。なお、「関連法人に係る委託の妥当性について」は、委員会指摘の通り、法人の発注割合が100%でかつ競争性のない随意契約が100%であるものの、当法人には関係団体との特殊事情が背景にあることから、やむを得ないと考えられる。

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上(事業の実施等)

1 資料の収集、保管、展示

(1)収集

関係資料の収集については、関係者の高齢化や戦後60年余りが経過していること等により年々資料等が 散逸し、収集が困難になりつつある環境の中において、これまで未収集であった重要な資料(軍事郵便物、 ソ連軍軍票、予防接種証明書など)1,029点を効率的に収集できたこと、また、20年度に持ち込まれた資料の 寄贈登録処理を適切に行うとともに、口頭了解による寄贈承諾者に対し文書や電話による寄贈承諾要請を 実施したことは評価できる。

(2)保管

法人解散後の資料の移管等を見据え、資料の出し入れに支障を来すことのないよう、保管場所の交換により保管スペースを10.5坪増加し、あわせて保管環境の改善を行ったこと、また、貴重な資料の劣化防止処置を実施し、定温定湿倉庫での保管、積層配列や燻蒸等の必要な諸措置を講じたことは評価できる。

(3)展示

① 資料館について、関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため展示内容の充実を図り、「特設展示コーナー」に「従軍カメラマン小柳次一氏の足跡をたどって」というコーナーを設けたこと、または20年5月から毎月テーマを設けて、展示資料の入れ替えを行ったことは評価できる。

また、20年度の入館者数は、48,272人であり、20年度の目標値(52,000人)の92.8%にとどまっているが、入館者増や利用者のニーズに合わせた資料館運営のための取組として、従来からの交通広告のほか、「住友ビル商店会主催のサマーフェアー新聞折込広告への記事掲載」など9媒体等での広報を積極的に実施したこと、事前予約のない来館者にも積極的に資料館の説明対応を行ったこと、ミニ企画展示会及び特別企画展の開催に当たっては、資料寄贈者やリピーター等に展示会のお知らせを送付したこと、7月21日以降、従来休館日であった月曜日も開館していること、学校の自由研究の題材を集めに訪れた遠方からの小学生等が開館時間前に来られた場合には、開館時間を早めたことなどの努力を行っていることから、やむを得ないと考えられる。

② 資料館で行った特別企画展については、これまで常設展示等に使用しなかった資料の中から、陸海軍関係から国民生活関係まで幅広い展示を行う「収蔵資料展」として開催し、目標の3,300人を上回る3,359人の入場者を確保できた点は評価できる。また、平和祈念展(銀座展)については、戦争体験のない若い世代にもなじみやすいように、引き揚げの実体験を持つ女優松島トモ子、長山藍子などによるトークショーを実施したり、証言ボックスやビデオコーナーを設置するなど集客に努めた点は評価できるが、入場者の数は10,282人にとどまり、目標入場者数11,000人以上を若干下回ったのは残念なことである。

法人直轄の地方展示会(平和祈念展(愛知))については、愛知県等の共催・後援やマスコミ等の協力を得ながら、開催に当たり新聞、テレビ、ラジオ、名古屋市内の交通機関、教育機関へのチラシ等の配布など多角的に広報を実施したものの、目標入場者数5,000人以上に対し3,528人にとどまり、19年度と比べ増加したものの目標を下回った。また、団体へ委託して行った地方展示会についても、入場者数17,000人以上という目標に対し、19年度と比べ増加したものの実績は13,823人と目標を下回っており、入場者増のためのより積極的な取組が望まれる。

- ③ しかし、資料館の入館者及び特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者に対しアンケートを行ったところ、ほぼ9割の方々から満足した旨の回答を得ていることは高く評価できる。また、法人以外の者が実施する展示会等に対し、9か所607点の資料の貸出しを行っており、19年度の4か所190点と比べかなり積極的に貸出しを行っている点も評価できる。
- ④ 法人解散後の資料等の円滑な移管等のため、法人内部に「資料整備等検討委員会」を立ち上げ、寄贈等を受けた実物資料等の整理、記録保存等の方法について検討し、所蔵資料等の棚卸し作業を行い、年度内に資料整理の準備作業が完了したことは高く評価できる。

2調査研究

- ① 労苦の実態把握について、基金の解散を見据え、これまで行ってきた調査の取りまとめを行い、「平和の礎」全19巻を基に、①恩給欠格者にあっては戦域別の労苦の実態を取りまとめ、戦後強制抑留者にあっては従事した作業別(伐採、鉄道工事、石炭・鉱石の採掘等)の労苦の実態等を取りまとめたこと、②引揚者については、関係者から手記25件を採録したことは、関係者の労苦を後世に確実に継承していくために有効であると考えられる。
- ② これまでロシア連邦・カザフスタン等中央アジア諸国から収集した資料(行政文書、書籍のコピー、記録映像、写真等)について、所蔵館別、地域別、年代別に整理を行ったことは、戦後強制抑留の状況についての取りまとめを行うために有効であると判断できる。
- 3記録の作成・頒布、講演会等の実施等
 - (1)記録の作成・頒布

『平和の礎18』及び『平和の礎19』について、資料館、平和祈念展、地方展示会等の来場者や全国の国公立図書館等(2,320か所)に頒布していること、また、「戦後強制抑留史」の英訳版を関係諸国の図書館・大学等(780か所)に配付するとともに、ホームページに掲載し、国の内外へも戦後強制抑留の実態を周知していることは高く評価できる。

(2)講演会等

① 平和祈念フォーラムについて、舞鶴市及び新宿の明治安田生命ホールで計2回開催した。舞鶴のフォーラムでは目標の1,000人を上回る1,012人の入場者があったことは評価できるが、新宿のフォーラムでは目標入場者300人を若干下回る284人という結果であったことは残念である。ただ、これは雪を原因とする交通機関の乱れで、参加予定の高校生(23人)が当日参加できなかったことよることから、やむを得ない事情もあったと考えられる。

また、入場者に対して実施したアンケートにおいて、舞鶴市のフォーラムではフォーラムの印象について96.7%の方から「印象深い」との回答を得られたこと、新宿のフォーラムでは第1部「戦争を知らない世代が考える、戦争体験の労苦」の印象について、回答者の86%の方から「よかった」、第2部「体験者から次世代へ語り継ぐ、平和へ尊さ」の印象について、回答者の84%の方から「よかった」との回答を得ていることは評価できる。

- ② 関係団体に委託して行う「労苦を語り継ぐ集い」については、今期15回以上開催するとの目標に対し、25回開催するとともに、このうち11回については、地方展示会と一体的に開催し、経費や人員の節約を図った点は高く評価できる。
- ③ 第5回高校生平和祈念ビデオ制作コンクールについては、全国約5,300校すべての高校を対象に募集 パンフレットを発送するなど参加の呼びかけを積極的に行い、その結果、北海道、東北、関東、東海、近畿、 中国、四国及び九州の各地方から31の高校(前年比7校増)が参加し51作品(前年比21作品増)の提出を 得たことは、高く評価できる。

また、新宿で開催したフォーラムとコンクールの表彰式を同時に開催することで、経費の削減を図った点も評価できる。

④ 「語り部」について、年間延60人を配置するとの目標に対し、年間延117人を資料館に配置し、説明員の予約なしで来館した中学生グループなどに対しても対応できる体制を整えたこと、また、ゴールデンウイーク中や夏休み期間中に「語り部」を多く配置し、労苦の実体験を生の声で次世代に語り継ぐことにより、理解と感銘を与える工夫と努力を行ったことは高く評価できる。

また、小学校14校、学童延べ35クラス、1,127人に対し、「語り部」を派遣し、本人の当時の経験を紙芝居に して話すなど、子どもたちに積極的に労苦や平和の尊さを語り継ぐ事業を行ったことも評価できる。

「語り部」から説明を受けた来館者、小学校の教師や児童の感想や礼状等から、「語り部」を置いた目的が十分達せられていると考えられる。

⑤ 戦争犠牲による死亡者を慰霊するため、(財)全国強制抑留者協会の行う慰霊事業に助成を行っている。 その結果、慰霊祭を全国18か所で実施でき、また、関係者の高齢化が進む中、5地域5班計51名の関係者 を現地(シベリア)慰霊訪問に派遣できたこと、シンポジウムを2回開催し、また東京のシンポジウムでは日 露双方の関係者のほか関係省庁の担当者も出席して、活発な意見交換が行われたことなどは評価できる。

4書状等の贈呈事業

書状等贈呈事業については、未処理案件について迅速な処理を行い、平成20年度において全ての処理を終了した。未処理案件は軍歴等の事実確認が困難な案件であったが、これを処理するため厚生労働省や都道府県さらには請求者等に再度照会作業を行った結果であり、高く評価できる。

なお、その結果、贈呈者は恩給欠格者456,342件、戦後強制抑留者324,753件、引揚者73,675件で、総計854,770件となった。

5特別記念事業等

(1)実施

特別記念事業について、①過去に書状等の贈呈を受けた者で未だ請求手続きをされていない者(67万6千人)に対し、「お知らせ」を送付し、直接請求の働きかけを行ったこと、②宛先不明等により返送されてきたものについては、電話により住所を確認し、確認が取れたものについて再度「お知らせ」を送付する等積極的に請求の働きかけを行ったこと、③また、「お知らせ」に同封した請求書に書状等贈呈事業の認定時のデータを利用して住所、氏名等を印字し、請求者本人が記載する欄は、本人の署名、請求年月日、希望する特別慰労品の選定のみとし、負担の軽減を図ったこと、④審査期間の管理の徹底を期するために、審査期間を設け審査処理の進行管理の徹底を図ったことなどにより、平成20年度においては198,154件(19年度126,478件)19年度比156.7%と多くの請求受付け、また、認定も20年度においては170,614件(19年度104,515件)19年度比160.3%と多くの認定を行うことができたことは評価できる。

(2)周知

事業の請求期限を踏まえ、未請求者への周知を図るため、①新聞(全国紙・ブロック紙・地方紙)広報を年10回実施、②テレビ、ラジオによる広報の実施、③市区町村に対しても積極的に更なる掲載依頼を実施④関連する各種会議、展示会、フォーラム等を通じた積極的な広報の実施⑤全国の老人福祉関係機関を通じた幅広い広報の実施、などを行ったことは評価できる。

(3)標準期間

標準的な審査期間として、書状等の贈呈事業における贈呈者からの請求案件は1か月、お知らせを受けて 請求した者は3週間、それ以外の者は3か月とするとの目標に対し、それぞれ1月以内は73%、3週間以内は 88%、3月以内は73%の処理であり、平均的にみれば、標準処理期間内に処理した案件は83%となっている ことは、ある程度評価できる。

(4)慰霊碑の建立

慰霊碑については、建設地の立地場所や近隣との調和が図られるべきものであることから、建立予定地についての政府部内の調整が21年4月にずれ込んだため、年度内に検討を開始するに至らなかったことは、真にやむ得ないことと考えられる。

なお、慰霊碑検討委員会を開催できるよう、委員会設置要綱の原案作成、検討会委員候補者の選定等を年度内に行ったことは、評価できる。

6その他の重点事項

(1)効果的な広報

関係者の労苦に対する国民の理解促進や法人の事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施するため、交通・新聞広告、地方自治体等の広報紙(誌)等の各種媒体を用いた従来の広報に加え、資料館パンフレットの全国国公私立小中高等学校への送付やインターネット情報サイトへの掲載など、新たに10項目に及ぶきめ細かな広報を積極的に実施した。これら広報活動の効果により、20年度の資料館の入場者は、第1次中期計画期間中の平均入場者数44.181人と比べ9.3%増の48.272人となったことは評価できる。

(2)ホームページの充実

ホームページの内容を充実させ利用者の利便向上を図るため、資料館の団体申込みをメールでも行えるようにし、また「戦後強制抑留史」(抜粋)の英訳版や「独立行政法人平和祈念事業特別基金年報(平成19年度版)」をホームページに掲載し、電子データ化された関係資料等の公開に努めたこと、また、総務省メールマガジンの活用などにより、ホームページへのアクセス件数が目標値を大きく上回る125万件であったことは高く評価できる。

(3)地方公共団体との連携

地方公共団体との緊密な連携を確保するため、都道府県実務担当者との会議を開催し、綿密な協力要請ができたこと、また、参加者全員が法人をとりまく状況等について情報を共有することができたことは、大変有意義かつ実効的であり、地方公共団体との連携強化を図る上で効果的であると認められる。

(4)職員の雇用問題

法人解散に伴う職員の雇用問題については、独自採用した1名の再就職のため、他の独立行政法人などの関係機関に働きかけを行った。結果として残念ながら自主退職となったものの、雇用確保のための働きかけを行ったことは、ある程度評価できる。

3 財務内容の改善

運用資金の安全かつ適切な運用を行うため、金利の動向を見極めつつ、最新の金融情報を活用して時系列のデータを作成するなどの努力を行い、今期の運用収入として約474百万円、年利換算で 2.37%程度を確保している。

また、運用資金の管理面においては、金融機関等から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施しており、適正に管理したものと認められる。

さらに、監査法人の監査報告書においても、今期の財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示し、利益処分案も法令に適合しているため、問題ないと考えられる。

4 その他

- ① 研修を通じた職員の能力開発の推進と意識の向上については、費用対効果を考慮しつつ、外部研修に職員を積極的に派遣して研修の充実を図っている。これらの研修により、個々の職員に対し業務遂行に必要な知識や共通の認識を付与することができ、その能力の一層の向上が図られたことは評価できる。
- ② 環境に配慮した業務運営に関しては、国が策定した「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境に配慮した物品及びサービスの調達を継続的に推進している。更に、「環境方針」に基づき役職員の日常的な節電、ペーパーレス化への取り組み、廃棄物の分別収集の徹底といった環境に対する取り組みを常に心がけており、これらの効果も挙がっていると認められる。
- ③ 危機管理体制については、資料館において平成20年10月8日の住友ビル全館の訓練に合わせ、危機対応マニュアル等に基づく一般電話を利用した通報訓練、情報の収集、伝達、避難訓練を行い、また災害時における個々の役割分担を確認し、発生時に速やかに行動できるよう体制の充実を図っていることは評価できる。
- ④ 女性に配慮した職場環境の形成について、メンタルヘルス等の相談窓口の開設、指針の周知など、問題発生を未然に防ぐための管理体制を整備するとともに、組織規模が比較的小さいことから、普段から管理職が現場との行き来を頻繁にするなどの対応を行っていることは、評価できる。
- ⑤ 内部統制・ガバナンス強化については、監事の出席する役員会においての監視機能強化、PDCAサイクルを用いた業務の進捗管理など、目標達成のためのリスク管理体制の強化を図っており、さらに職員の研修参加による職員への意識向上や情報共有を図っているなど、必要な体制が整備されていると認められる。

Ⅱ 中期計画全体の評価(項目別評価を踏まえた中期計画全体の達成状況)

関係者の労苦についてその理解を深め、後世に継承する事業である資料の収集、資料館の展示内容の充実、特別企画展、地方展、フォーラム、高校生平和祈念ビデオ制作コンクール、戦争体験の労苦を語り継ぐ集いなどについては、確実に実施し成果を挙げているところであるが、入場者数が目標を下回っている場合もあり、入場者数増のための更なる取組が必要である。

特別記念事業については、過去に書状等の贈呈を受けた者に対するお知らせの実施、審査処理の進行管理の徹底、請求期限を踏まえた事業の周知などを行い、19年度に比べ多くの請求受付、認定を行えたことは評価できる。なお、未処理案件については、標準期間内に処理を完了できるよう、引き続き努力されたい。

このほか、法人解散を見据えた資料移管のための準備作業を積極的に実施し、また、ホームページの内容を充実させ情報発信に努めたことは評価できる。

なお、経費総額や人件費の削減については、引き続き更なる削減のための努力を行っていくことを期待したい。

以上のことから項目別評価を総合すると「目標を概ね達成した」ものと認められる。

Ⅲ 組織、業務運営等の改善、その他

今年度の組織、業務運営等については、多様な事業を少人数で効率的に実施しており、十分満足のいくもの と認められるが、今後とも外部委託等の活用、組織の弾力的運用等により、効率的な業務運営に努めていくこ とを期待する。

また、特別記念事業の受付終了間際に提出されてきた相当数の請求書については、引き続きその着実かつ迅速な処理を求めたい。

更に、戦後60年余を経過した今日、関係者の労苦が時日の経過とともに風化していくことを防ぎ、後世の国民に語り継ぐことがますます求められている。このため、法人は来年9月末までの解散に向け、事業の国への円滑な移行等のための準備作業を適切に進められることを期待する。

最後に、平成20年度の法人の評価について、特に言及しておくべき点は、以下のとおりである。

〇関連法人に係る委託の妥当性について

⇒ 法人の関連3法人に関する業務委託については、労苦の実態把握などの事業を、全国的に展開する公益法人である関係団体に委託すること自体が、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律第1項第4号に規定する「関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うこと」に当たると考えられる。また、本業務を実施するために必要不可欠な要件として、「ア 地域に偏りなく調査対象者を全国規模に選ぶことができるなど、本業務実施に関する情報、経験、知識、資料等を有していること」、「イ 関係者の実態、心情をよく理解し得るなど深い見識、特別な配慮を行い得ることができること」、「ウ 本業務を確実に実施するための必要な体制が確保されていること」が上げられ、これらを満たす能力を有する関係団体は他に存在しないと考えられる。

このような特別な事情が背景にあることを考えれば、全国的に展開する公益法人である関連3法人に事業を委託することは妥当であると評価できる。

なお、当該業務委託に際しては、予定価格調書に代わる委託金額及び積算内訳を作成し、適切に委託 先を指導しているため、問題ないと認められる。

○法人のレクリエーション経費について

- ⇒ レクリエーション経費は、法人において予算上計上していないため、問題ないと思われる。
- 〇一般競争入札であって一者応札となった契約について
- ⇒ 一者応札契約の応札条件及び応札者の範囲拡大のための取組については、法人が平成20年度に締結した契約のうち、一般競争入札であって一者応札となった契約はなかった。なお、法人としては、広く一般業者が競争に参加できるよう、国の基準に準じており、問題はないと思われる。

独立行政法人平和祈念事業特別基金

項目別評価総括表

独立行政法人平和祈念事業特別基金の業務の平成20年度実績に関する項目別評価総括表

			評
	評価項目	評価 (AA~D)	理 由
	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		
化	1 業務経費の削減		平成20事業年度の経費総額は965百万円であり、平成19事業年度の経費総額1,264百万円と比較し、299百万円の減額、率にして23.7%の削減となっている。 また、人件費については、20年度は約181百万円で、19年度の約198百万円と比べると約17百万円の減額、率にして約8.7%の削減状況となっており、平成17事業年度に対し4.5%以上削減する目標を既に上回っており、減員体制の中限られた人数で効率的に業務を遂行していることは評価できる。なお、対国家公務員ラスパイレス指数(年齢を勘案したもの)は、116.9、年齢、地域を勘案した指数は103.5であるが、年齢、地域、学歴を勘案した指数は99.1となっている。このことから、法人の事務所が東京都特別区のみに所在すること、職員の多数が国からの人事交流に左右され、指数に大きく影響すること、また、年齢、地域、学歴を勘案した指数が99.1と100を下回っていることから、当法人の給与水準は、「目標を十分達成」されていると評価できる。これらのことから20年度事業評価としては、全体として「目標を十分達成」したと認められる。
			業務経費の総額を管理し、削減していくことにより、業務の効率的な実施を支出面から担保することは、必要な施策と認められる。 「効率性」 業務経費の総額を管理し、削減していくことは、業務の効率的な運営に資する施策と認められる。 「有効性」 業務経費の総額を管理し、削減していくことにより、業務の効率的な実施を支出面から担保することは有効な施策と認められる。
	2 外部委託の推進		外部委託することが効率的と認められる業務から外部委託を推進するとの目標に対し、法人では既に相当の分野で外部委託を実施しているが、20年度新規事業「所蔵資料等の整理業務」を企画競争により、新たに外部へ委託した。なお、法人の主要業務である慰藉事業の企画・立案等については法人におけるコア・コンピタンスの蓄積が図られるよう配慮しており、外部委託を実施しても、主要業務のノウハウについては法人に蓄積される体制を確保しており、これらのことから、「目標を十分達成」したと認められる。

		「必要性」 少人数の法人が外部委託により他者の有する資源を活用していくことは、効率的な業務運営にとって必要な施策と認められる。 「効率性」 専門性の高い人材をフルタイムで法人が抱えることに比して、当該業務実施に要する時間や人的資源の軽減を図ることができる業務を必要の都度外部に委託することは、その経費のほか、質や仕上りの良さを含め、業務運営の効率化に資するものである。 「有効性」 少人数の法人が効率的な業務運営を行うには、外部委託により他者の有する資源を活用していくことは有効な施策と認められる。 法人自らが実施した場合と比較して、その経費や当該業務実施に要する時間、人的資源の軽減を図ることができる業務を外部に委託することは、質や仕上りの良さを含め、業務運営の効率化に有効な施策と認められる。
3 組織運営の効率化	A	業務内容に対応した追加・機動的な人員配置を行うとの目標に対し、法人では、特別記念事業の業務の早期処理を円滑にするための人員配置を行った。 なお、役職員の職務の遂行に当たっての行為について、法令、規定等の遵守に万全を期すため、コンプライアンスの推進体制を整備するとの目標に対して、定期的に連絡会を開催し、法人の対処方針の指示が必要に応じて出され、監事が出席する役員会において内部統制システムの構築により、情報の共有化による内部けん制などコンプライアンスに対する意識向上が図られ、法令順守の徹底を図った。 また、特別記念事業の「お知らせ」業務を行うに当たり、CIO補佐官を活用し、法人内部で「お知らせ」の送付対象者抽出プログラム及び同認定の際の重複チェックプログラムを作成し、新たな経費を抑制することができたこと。これらのことから、「目標を十分達成」したと認められる。 「必要性」 業務体制の見直しを行うこと及び内部統制システムの構築等により、コンプライアンスに対する意識向上が図られることは、組織運営には必要な取組である。 「効率性」
		定期的に連絡会を開催し、役員から対処方針の指示が必要に応じて出されることにより、業務運営を効率的に遂行できる。 「有効性」 業務を限られた期間内に業務を処理するために、業務体制の見直しを行うことは、限られた人数で最大限のマンパワーの活用が可能となるため、有効である。

4 随意契約の見直し	Δ	「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡)による要
中心心夫がの允良し		計事項については、21年2月に会計規程等を改正・整備し一部を除きすべて措置済みである。
		請事頃については、2 年2月に会計規程寺を以止・釜偏し一部を除さりへて拒直済みである。

また、政策評価・独立行政法人評価委員会の関心事項(平成21年1月7日付け政委第1号)である「包括的随契条項」については21年2月に会計規程等を改正し、当該規定を削除した。「関連法人に係る委託の妥当性について」は、委員会指摘の通り法人の発注割合が100%でかつ競争性のない随意契約が100%であるものの、当法人には関係団体と特殊事情が背景にあることから、やむを得ないと思われる。

法人における随意契約の見直しについては、国における随意契約の見直しの取組みを踏まえ、平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき随意契約の縮減を進めるとともに、その見直し状況(平成19年度契約状況のフォローアップ)を公表するなど、契約の適正化を図るための措置を講じたところである。なお、当法人の「物品、役務等の契約締結状況」については、翌月に開催される役員会において審議し、了承を得ている。

これらのことから、平成19年8月10日閣議決定に沿って策定した「随意契約の見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、 その取組状況を公表する等の目標を「十分達成した」と認められる。

「必要性」

「随意契約の見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること、一般競争入札を実施することは、競争性、透明性が十分確保された契約を適正化を推進するために必要である。

「効率性」

当法人の「物品、役務等の契約締結状況」については、毎月開催される役員会において審議し、了承を得、随意契約の 状況を把握することは、一般競争入札を推進する上で効果的・効率的である。

「有効性」

当法人の「物品、役務等の契約締結状況」については、毎月開催される役員会において審議し、了承を得ることは、随意 契約見直しにおいて有効な手段である。

に対して	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置			
提供するサー ビスその	1 資料の収集、保管及び 展示 (1) 資料の収集	A	関係者の高齢化や戦後60年余り経過していること等により年々資料等が散逸し、収集が困難になりつつある環境の中において、これまで未収集の重要な資料を効率的に収集することや、寄贈への切替え又は寄託の継続を所有者に依頼するという目標に対し、 ① 20年度に持ち込まれた資料の寄贈登録を処理したこと。 ② 書面による回答がなく、電話での連絡もつかない寄託者及びすでに死亡してる寄託者に対しては、手続き継続中であるものの、関係資料の寄託から寄贈への切替えの促進を図っていること。 ③ 口頭了解による寄贈承諾者に対し、文書による寄贈承諾を要請し、さらに電話連絡を実施したこと。 などから、「目標を十分達成した」と判断できる。	
他の業務			「必要性」 法人が所有する資料は、関係者に対し慰藉の念を示す重要な資料に加え、総務省に22年9月以降引き継ぐことが決まっていることから、所有権を明確にする業務は必要である。	,
の質の向上			「効率性」 法人の廃止を考慮して、20年度はこれまでの未収集の重要資料に限定したことは、法人解散後の資料保管スペースの 有効活用と保管コストの費用対効果を考慮すれば、評価できる。	
			「有効性」 法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは当該目的達成するために有効な手法である。 さらに、法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。 今後、戦争を体験していない若い世代のために、展示資料の来歴や特質をさらに分かりやすく説明し、展示していくことが求められる。	

(2) 資料の保管

★人は、以下のとおり、資料保管のための諸措置を的確に講じており、「目標を十分達成」したと認められる。

① 適切な保管

Α

法人は、これまで12,770件の保管資料を基金解散後の資料の移管等を見据え、20年度に資料整備を行うこととなり、現状の保管状況では資料整理のための資料の出し入れに支障を来すおそれがあることから、作業開始前に、保管場所の交換により保管スペースを10.5坪増加し全体で37.5坪となった。あわせて、保管環境を改善することにより、資料整備作業を順調に終了することができたことは、十分に評価できる。

② 適切な保存措置

適切な環境での保存、劣化防止措置といった目標に対し、法人では貴重な資料の劣化防止処置を実施し、定温定湿倉庫での保管、積層配列や燻蒸等の必要な諸措置を講じていることは評価できる。

③ 電子データ化

20年度に寄贈を受けた昭和20年から23年にかけての朝日、毎日等の新聞を始め関係資料1,029点について、データベースシステムに情報の入力を行ったことは評価できる。

「必要性」

資料保管業務は、関係者に対し慰藉の念を示すために収集した資料を適切に保管するという業務であり、関係資料を有効に活用するためには体系的な整理とともに劣化防止措置等の保管業務が必要不可欠である。

「効率性」

関係資料を整理することは、基金解散後の資料移管等の効率的な実施に資する。

「有効性」

法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは当該目的達成に有効な手法である。

さらに、法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにも なると認められ、有効な施策である。

その際、関係資料を電子データ化することにより検索可能とすることは、効率性の面からも資料の有効活用という面から も重要である。

(3) 資料の展示

今期法人では、資料展示のための諸措置を以下のとおり実施しており、「目標を概ね達成」したと判断できる。

① 平和祈念展示資料館

В

ア 必要に応じて展示内容の充実、テーマを持った展示資料の入れ替えという目標に対して、20年8月31日NHK教育 テレビで従軍写真家小柳次一氏の特集番組の放映があり、資料館及び平和祈念展(銀座展)の様子が流されることに 併せて、9月から「特設展示コーナー」に「従軍カメラマン小柳次一氏の足跡をたどって」を設けている。

また、20年5月から毎月テーマを設置して、展示資料の入れ替えを行っている。

- イ 平和祈念展示資料館の広報の実施という目標に対して、従来からの交通広告のほか「住友ビル商店会主催のサマーフェアー新聞折込広告への記事掲載」など9媒体等での広報を積極的に実施している。
- ウ 説明による団体客への積極的対応という目標に対して、事前予約のない来館者にも当日積極的に対応し、昨年より 多くの来館者に対応している。
- エ ミニ企画展示会及び特別企画展の開催に当たっては、資料寄贈者やリピーター等に展示会のお知らせを送付している。
- オ 平和祈念フォーラム実施日や特別企画展開催中などにおいて、資料館の開館日・開館時間の弾力化等を行うという 目標に対し、7月21日以降、従来休館日であった月曜日も開館していること、学校の自由研究の題材を集めに訪れた 遠方からの小学生等が開館時間前に来られた場合には、開館時間を早めたことは、利用者のニーズに合わせた開館 日・開館時間を弾力的に運用を行っている。
- カ 20年度の入館者数は、48.272人であり、20年度の目標値(52,000人)の92,8%にとどまったこと。
- ② 特別企画展

入場者数を3.300人以上とするという目標に対し、開催期間中の入場者数は3,359人となり目標は達成していること。

③ 平和祈念展

入場者数11,000人以上という目標に対し、今回の祈念展においては、戦争体験のない若い世代にもなじみやすいように、引き揚げの実体験を持つ女優松島トモ子、長山藍子などによるトークショーを実施したり、証言ボックスやビデオコーナーを設置するなど集客に努めたが、入場者の数は10.282人にとどまり、目標を若干下回っている。

4) 地方展示会

法人直轄の「平和祈念展」の入場者数を5,000人以上とするという目標に対し、愛知県等の共催・後援を得て、更にマスコミ等の協力を得ながら、開催に当たり、新聞、テレビ・ラジオ、名古屋市内の交通機関、教育機関へのチラシ等の配布など多角的に広報を実施したものの実績は3,528人にとどまり、地方展示会の入場者は19年度と比べ増加したものの、目標を下回った。

また、委託事業については、入場者数17,000人以上という今期目標に対し、実績は13,823人と目標を下回ったものの、19年度と比べ1500人以上も増加していること。

⑤ アンケートの実施

アンケートを実施し、平均で過半数の者から満足した旨の回答を得るという目標に対し、ほぼ9割の方々から「満足した」との回答を得ている。

⑥ 関係資料の貸出し

関係資料の貸出しを積極的に行うという目標に対し、20年度は9か所607点であり、19年度の4か所190点と比べかなり積極的に貸出を行っている。

		「必要性」 関係資料を幅広く展示することで関係者の労苦を国民に周知することは、法人が目的としている「関係者の戦争犠牲による労苦について、国民の理解を深めること等により、関係者に対し慰藉の念を示す」ことを達成するために極めて重要な業務である。 特に、年月の経過とともに記憶が風化することを防ぎ、関係者の労苦を後世に継承していくことは極めて重要であり、法人として必要不可欠な業務と考える。
		「効率性」 各種催しと資料館を一体化して広報を実施するなど費用の節約を図っているほか、地方組織を持たない法人が関係団体と協力することにより地方で展示会を15回開催したことは、地方都市に在住の国民にも「関係者の労苦に理解を深めて頂ける」ということを効果的に実施しているものと認められる。
		「有効性」 法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは法人の目的達成に有効な手法である。 さらに法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。
(4) 基金解散後の資料	A	 資料等の円滑な移管等のため、資料分類コード、資料の仕分等、効果的、効率的に管理していくための方策を検討しつ
等の在り方		つ、資料整理(棚卸し)等の準備作業を適切に進めるという目標に対し、当法人内部に「資料整備等検討委員会」を立ち上げ、寄贈等を受けた実物資料等の整理、記録保存等の方法について検討し、所蔵資料等の棚卸し作業を行い、年度内に資料整理の準備作業が完了したことは「目標を十分達成した」といえる。
		「必要性」 関係者等から寄贈された現物は、寄贈者本人のみならず過去の事実を伝える貴重なものであり、これらを後世に引き継ぐ責務は当法人に課せられた責務である。そのためにも、資料を整理することは必要である。
		「効率性」 資料を整理するに当たり、資料の搬出を考慮した整理の仕方、現物と目録との突き合わせ、データ入力等の「所蔵資料 等の整理業務」を民間企業のノウハウを効果的に活用したことは評価できる。
		「有効性」 当法人内部に有識者を加えて実物資料等の整理、記録保存等の方法について検討を行い、移管のために必要な目録データの整備、現物資料と目録データとの突き合わせ、移管用基礎データの作成等を行うことを決定し、民間業者に委託したことは、資料整理に有効な手段である。

2 調査研究 (1) 労苦の実態把握	A	関係団体に対し、調査の委託を行いそのとりまとめを行うとの目標に対し、20年度は、「平和の礎」全19巻を基に、 ① 恩給欠格者にあっては戦域別の労苦の実態を取りまとめ、戦後強制抑留者にあっては従事した作業別(伐採、鉄道工事、石炭・鉱石の採掘等)の労苦の実態等を取りまとめたこと。 ② 引揚者については、関係者から手記25件を採録したこと。 これらのことから、「目標を十分達成」したと評価できる。
		「必要性」 労苦の実態把握は、関係者に対し慰藉の念を示すための調査研究の一環であり、労苦の実態を解明し、国民にわかりやすく解説することが必要である。 特に、関係者の高齢化が進展している状況の下、労苦の採録が困難な状況等もあり、労苦体験者から直接又は間接に その実態を聴取し記録に留める必要性は高いものと考える。
		「効率性」 地方組織を有しない法人が全国から労苦を採録するためには、関係団体に委託して調査を実施すること及び関係者の労苦実態を熟知している関係団体に取りまとめを委託したことは効率的な手法と認められる。
		「有効性」 関係者の労苦の実態について直接体験者本人から語っていただくことが、後世への継承という観点から極めて有効である。
(2) 外国調査の実施	В	収集した資料に基づき戦後強制抑留の状況についての取りまとめを行うという目標に対し、これまでに収集した資料(行政文書、書籍のコピー、記録映像、写真等)について、所蔵館別、地域別、年代別に整理を行ったことは、「目標を概ね達成」したと判断できる。
		「必要性」 当法人資料を総務省に引き継ぐことから、これまで収集した戦後強制抑留者の労苦体験の実態を明らかにする関係資料を整理することは、資料の活用から必要なことである。
		「効率性」 次世代及び一般の国民にその労苦を伝えるには直接視覚に訴える映像・写真が有効であり、これらの関係資料を広く国 民に対し周知する目的においても、地域別、年代別に整理することは、効率的な施策であると認められる。
		「有効性」 戦争体験の労苦に関する実態を多面的に明らかにし、かつ、客観性を担保するためには、相手当事国の公的機関が保 有する資料の収集を整理することは、有効な手段である。

3 記録の作成・頒布、講 演会等の実施等

Α

(1) 記録の作成・頒布

目標に対する今期の実績は以下のとおりであり、年度計画の目標を「十分達成した」と認められる。

① 総合データベースの構築

『平和の礎18』(130件)の電子データ化を効率的に推進するとの目標に対し、『平和の礎18』について総合データ ベースシステムへの取り込みを完了している。

|② 調査研究の成果の出版等

労苦調査研究の成果を活用し、関係者の手記等を取りまとめ、「平和の礎」と題し作成するとの目標に対し、関係者の 労苦調査結果を「平和の礎」と題し編纂し手いる。調査研究の成果について、基金解散後においても活用できるようその 方策について検討するとの目標に対し、外国の公文書館等から入手した戦後強制抑留関係資料について、所蔵別、地域 別、年代別に整理を行っている。

③ 出版物の活用

出版物等については、全国の主要図書館、大学等研究施設、小中高等学校等に配布し理解の促進を図ること、「戦後強制抑留史」については、関係諸国の図書館・大学等に配付するなど、外国においても周知されるよう活用を図るとの目標に対し、『平和の礎18』及び『平和の礎19』を作成し、平和祈念展示資料館、平和祈念展、地方展示会等の来場者や全国の国公立図書館等(2.320か所)にも頒布していること。

「戦後強制抑留史」の英訳版を関係諸国の図書館・大学等(780か所)に配付するとともに、ホームページに掲載し、国の内外からも戦後強制抑留の実態を周知し、ホームページの「戦後強制抑留史」へのアクセス件数が4万件を超え、当法人のホームページへのアクセスの3.6%となっていること。

「必要性」

記録の作成・頒布業務は、関係者の労苦を後世に語り継ぐための業務であり、国民の理解を深めるための新たな手段として法人が保有する資料をホームページで公開することや、調査研究の成果の出版等を行い、これを広く国民に周知することの必要性は高いものと認められる。

「効率性」

法人が保有する資料をインターネットで公開することは、比較的安価に、国民が居ながらにして閲覧可能となる極めて効率的な手段であるため、今後も積極的にホームページでの公開を行っていく必要がある。

「有効性」

国民の理解を深めるためには、情報発信の手段方法はその数が多いほど望ましいと考えられる。特に、地方組織を有しない法人にとって、インターネットや出版等は有効な施策と認められる。

(2) 講演会等の実施

A ┃目標に対する今期の実績は以下のとおりであり、「目標を十分達成」したと認められる。

① 講演会等の開催

収容人員の規模を勘案し、入場者数の目標を、舞鶴市のフォーラムでは1,000人以上、東京のフォーラムでは300人以上とするという目標に対し、前者のフォーラムでは1,012人、後者のフォーラムでは雪を原因とする交通機関の乱れから参加予定の高校生(23人)が当日参加できなかったことにより入場者数の目標300人を若干下回る284人という結果であったこと。

また、入場者に対して実施したアンケートにおいて、京都府舞鶴市のフォーラムでは入場者にフォーラム2008の印象についてアンケートを徴し、総数の45.6%にあたる461人から回答者が得られ、そのうちの96.7%の方から「印象深い」との回答を得た。新宿のフォーラムでは入場者数の54%にあたる154人からアンケートを徴し、第1部「戦争を知らない世代が考える、戦争体験の労苦」の印象について、回答者の86%の方から「よかった」、第2部「体験者から次世代へ語り継ぐ、平和へ尊さ」の印象について、回答者の84%の方から「よかった」との回答を得ていること。

なお、東京新宿の明治安田生命ホールにおいて、「第5回高校生平和祈念ビデオ制作コンクール表彰式」を実施することにより、高校生が参加した第1部「戦争を知らない世代が考える、戦争体験の労苦」において、テーマに合致した若者の参加型のパネルディスカッションを実施している。

② 労苦を語り継ぐ集いの開催

「語り継ぐ集い」を今期15回以上開催するとの目標に対し、25回開催するとともに、このうち11回については、地方展示会と一体的に開催して、経費や人員の節約を図った点は高く評価できる。

③ 校内放送番組制作コンクールの開催

第5回高校生平和祈念ビデオ制作コンクールは、全国約5,300校すべての高校を対象に募集パンフレットを発送するなど参加の呼びかけを積極的に行い、その結果、北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国及び九州の各地方から31の高校(前年比7校増)が参加し51作品(前年比21作品増)の提出を得たことは、評価できる。

東京で開催した平和祈念フォーラム2008(東京)と校内放送番組制作コンクール表彰式を同時開催したことにより、校内放送番組制作コンクール経費を削減した。

「必要性」

講演会その他の催しを実施して、関係者の労苦を広く周知することは、国民の理解を深め、労苦を後世に継承するとの法人の目的に照らして、必要不可欠な施策と認められる。

「効率性」

地方展示会と労苦を語り継ぐ集いについて、その一部について、一体的に開催して経費や人員の節約を図るなど、効率的な運営とするよう工夫している。

また、東京で開催したフォーラムと校内放送番組制作コンクール経費の削減に努めている。なお、ビデオ制作コンクールの優秀作品を資料館で上映するなど多角的に活用し、効率的な利用を図っている。

「有効性」

国民各層を対象とする講演会等において、著名人体験者等による体験談と有識者による平易な背景解説に加え、若者が参加しやすい構成を行うことは、労苦についての国民の理解を深め、後世に語り継いでいく上で極めて有効な施策と認められる。

(3) 語り部の積極的活用	АА	「語り部」を積極的に活用するとの目標に対し、 ①「語り部」を資料館に年間延117人配置(目標年間延60人)していること。 ② 小学校への派遣実績は、小学校14校、学童延べ35クラス、1,127人(前年度比8人増)に対し、本人の当時の経験を 紙芝居にするなど、子どもたちに積極的に「語り部」が対応していること。 ③「語り部」から説明を受けた来館者、小学校の教師及び児童の感想や礼状等から、「語り部」を置いた目的が十分 達せられていると考えられること。 これらのことから、「目標を大幅に上回って達成」したと評価できる。
		「必要性」 「語り部」の育成業務は関係者の労苦について、国民の理解を深め後世に語り継ぐとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。 また、直接語りかけることにより、来館者等の理解と感銘を深めることは、後世への継承という点で極めて意義が深いと認められる。
		「効率性」 「語り部」の派遣・育成は、労苦に関する専門知識を有する者へ委託するなど、法人外部の能力を有効に活用して、効率 的に事業を展開する方策と認められる。
		「有効性」 単に資料を展示するだけでなく、「語り部」がその実体験を生の声で語りかけることにより入館者の理解と感銘が一層深まるものと期待され、「語り部」の育成及び活用は、労苦の国民への周知、後世への継承という目的達成のために有効な施策と認められる。
(4) 催し等への助成	A	戦争犠牲による死亡者を慰霊するため、(財)全国強制抑留者協会の行う慰霊事業に助成を行うとの目標に対し、今期も的確に助成を行った。その結果、慰霊祭を全国18か所で実施、関係者の高齢化が進む中、5地域5班計51名の関係者を現地(シベリア)慰霊訪問に派遣できたこと、2回のシンポジウムに、延べ48人の参加を得ることができたこと、また、昨年度に引き続き東京でもシンポジウムを開催し、日露双方の関係者のほか関係省庁の担当者も出席して活発な意見交換が行われたことから「目標を十分達成」したと評価できる。
		「必要性」 公益性の高い関係団体が実施する慰藉事業を円滑に推進するため助成することは、関係者に対し慰藉の念を示すとの 法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。
		「効率性」 関係者を中心として構成される公益性の高い関係団体が実施する中央慰霊祭等の事業に対し助成を行いその円滑な推進を図ることは、関係者を慰藉する上で効率的と認められる。
		「有効性」 全国規模で実施される唯一の「シベリア抑留関係者中央慰霊祭」及び「抑留問題 日・露シンポジウム」は、抑留体験者や遺族の方々を直接慰藉する極めて有意義な事業であり、その円滑な実施のため助成を行うことは、関係者に慰藉の念を示す有効な施策と認められる。

4 書状等の贈呈事業	A	未処理案件について迅速な処理を行うという目標に対し、書状等贈呈事業については、平成20年度において、全ての処理を終了し、その結果、恩給欠格者456,342件、戦後強制抑留者324,753件、引揚者73,675件で、総計854,770件となったと。
		法人では書状等の未処理案件を適切かつ着実に処理をした結果であり、「目標を十分達成」したと判断できる。 「必要性」
		書状等贈呈事業は、平成19年3月31日をもって申請の受付を終了したものであるが、未処理案件を適切に処理することは、対象となる個々の関係者に対し、関係者の労苦を慰藉する事業の一環として行われたものであり、法人の業務柱の一つで、重要な施策であった。
		「効率性」 20年度中に全ての未処理案件を処理したことは、戦後60年余りが経過し、関係者の高齢化が進んだことにより、その確認が年々困難になっていくことを考慮すれば効率的な処理をしたものと考える。
		「有効性」 書状等贈呈事業に対するフォローアップ調査(平成15年1月実施)結果によっても、贈呈を受けた方の9割以上が国からの慰藉の気持ちを表したもの、戦争体験の証しとなるものとして、「うれしかった。」「よかった。」「私自身の青春も無駄でなかった。」「両親の仏前に供えた。」などの感想があり、法人の目的である関係者に対し慰藉の念を示す事業として極めて有効な施策と認められたものであり、平成19年3月31日に受付を終了する前に申請された案件を着実かつ迅速に処理することは、その本旨に沿ったものである。
5 特別記念事業等 (1) 特別記念事業の実 施	В	過去に書状等の贈呈を受けた者で、未だ請求手続きをされていない者(67万6千人)に対して、特別記念事業の実施の「お知らせ」を送付し、直接請求の働きかけを行ったこと。 宛先不明等により返送されてきたものについては電話により住所を確認し、確認が取れたものについては、再度「お知らせ」を送付する等積極的に請求の働きかけをしたこと。 「お知らせ」に同封した請求書には書状等贈呈事業の認定時のデータを利用して住所、氏名等を印字し、請求者本人が記載する欄は、本人の署名、請求年月日、希望する特別慰労品の選定のみとし、請求者本人の負担の軽減を図ったこと。 審査期間の管理の徹底を期するために、審査期間(書状等の既贈呈者からの請求案件は1か月、「お知らせ」による請求案件は3週間、それ以外の請求案件は3か月)を設け審査処理の進行管理の徹底を図ったこと。 その結果、平成20年度においては198,154件(19年度126,478件)19年度比156.7%と多くの請求受付け、また、認定も20年度においては170,614件(19年度104,515件)19年度比160.3%と多くの認定を行うことができたこと。 上記の外、平成20年度の特別記念事業全体の認定率は86.1%となり、これらにより、「目標を概ね達成した」と判断できる。
		「必要性」 特別記念事業は、対象となる個々の関係者に対し、あらためて戦争犠牲による労苦を慰藉するものとして行われており、 法人の業務の柱の一つとなる重要な施策である。

		「効率性」 過去に基金から書状等の贈呈を受け、未だ請求手続きを行っていなかった者(67万6千人)に対して特別記念事業の実施の「お知らせ」を送付し、直接、関係者に対し請求の働きかけをし、請求を促したこと。 その請求書に書状等贈呈事業の認定時のデータを基に住所、氏名等を印字し、請求者本人が記載する欄は、本人の署名、請求年月日、希望する特別慰労品の選定のみに留め、請求者の負担の軽減を図ったこと。 さらに、審査期間の管理の徹底を期するために、請求の体系別に審査の標準期間基準を設け審査処理の進行管理の徹底を図ったこと。 これらのことは、請求者の負担の軽減及び事務処理の効率化迅速化にも繋がり、業務運営の効率性が図られたと認められる。 「有効性」 特別記念事業に対するお礼の手紙や電話によると、贈呈を受けた方の多くが、国からの慰藉の気持ちを表したもの、戦争体験の証しとなるものとして、「うれしかった。」「よかった。」などの感想が多数寄せられており、法人の目的である関係者に対しあらためて慰藉の念を示す事業として極めて有効な施策と認められる。
(2) 特別記念事業実施 の周知	A	未請求者への周知に努めるとの目標に対し、法人は、新聞(全国紙・ブロック紙・地方紙)広報を年10回実施するとともに、テレビ、ラジオによる広報も行い、今期は市区町村に対しても積極的に更なる掲載依頼を行い、更に、関連する各種会議、展示会、フォーラム等を通じた積極的な周知と広報、及び全国の老人等に関連する団体を通じた幅広い広報等を実施しており、「目標を十分達成」したと評価できる。 「必要性」 特別記念事業の対象者等の高齢化が進む中、一人でも多くの関係者に特別慰労品を贈呈するためには、市区町村広報紙(誌)の活用をはじめ、さまざまな広報媒体の利用により、積極的に事業を周知することが必要である。
		「効率性」 新聞広報及びラジオ広報等により電話による照会が増す事実もあり、定期的に全国紙・地方紙に法人事業の新聞広告を掲載し、また、ラジオ等によりにより全国に居住する未請求者に対し広く事業内容を周知することは、効果的・効率的であると認められる。 さらに、低コストの広報媒体である自治体広報紙(誌)への掲載や地方展示会等の催しでの周知は、費用対効果に優れたものと認められる。
		「有効性」 対象者の高齢化が進む中で、一人でも多くの方に贈呈するためには、新聞や自治体広報紙(誌)等各種媒体を通じて本件事業を周知することは、有効な施策である。 また、副次的な効果ではあるが、自治体広報紙(誌)への掲載依頼の過程を通して、各自治体に対し、特別記念事業の意義の重要性が改めて理解され、その裾野が広がったことは評価できる。

(3) 標準期間の設定	В	申請者の負担の軽減、標準的な審査期間内に処理するとの目標に対し、既に書状等を受けた者の請求書については記載事項を簡易にし、また、お知らせに係る請求書については書状認定時のデータを利用して住所、氏名等を印字し、請求者には署名及び贈呈の品の記載をしていただく等請求者の負担の軽減をはかったこと。標準的な審査期間が書状等の贈呈事業における贈呈者からの請求案件は1か月、お知らせを受けて請求した者は3週間、それ以外の者は3か月とするとの目標に対し、それぞれ1月以内は73%、3週間以内は88%、3月以内は73%の処理をした。平均的にみれば、標準処理期間内に処理した案件は83%となっている。一方、処理期間内に処理できなかったものは、 ① 請求書の記載事項が不備のため、請求者本人への照会を必要としたもの ② 請求書の記載事項について、厚生労働省又は都道府県において履歴確認、引揚の事実確認を必要としたもの、等である。 なお、回答が遅れた関係省庁又は都道府県に対しては、処理の促進について申し入れを行うとともに、基金から支援が必要かどうかについても申し入れを行った。 申請者の要件によって標準的審査期間を区分しているが、全体として平均的標準処理期間内に処理した案件は83%であることから、数値目標を概ね達成したとものと思われる。
		「必要性」 特別記念事業は、対象となる個々の関係者に対し、あらためて戦争犠牲による労苦を慰藉するものとして行われており、特別慰労品の請求について、請求及び事務処理の効率化を図り、早期かつ的確に慰労の品を贈呈行うことは、基金の重要な業務のであり、これらの事務処理期間を適切に管理することは重要な施策である。
		「効率性」 特別記念事業の事務の改善を図り、また、請求書の処理期間決め、事務処理について管理の徹底を図ることは、特別記念事業の業務運営の的確化を図り、請求者へのサービスにも資することとなり、有効な施策と認められる。
		「有効性」 特別記念事業の請求書の処理期間を管理することは、特別記念事業の業務の効率的、的確的な運営に資する有効な施 策と認められる。
(4) 戦後強制抑留、引揚 に係る慰霊碑の建立	В	慰霊碑は、建設地の立地場所や近隣との調和が図られるべきものであることから、年度内に検討するに至らなかったことは、真にやむ得ないことであり、検討委員会を開催できるように委員会設置要綱の原案作成、検討会委員候補者の選定等を年度内に行ったことは、「概ね目標を達成した」と評価できる。
		「必要性」 亡くなられた戦後強制抑留者及び引揚者を慰霊するため、慰霊碑を建立することは、関係者に対し、慰藉の念を示すとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。
		「効率性」 慰霊碑の建立に向けて総務省等関係機関との連携を図り、事前準備のため検討を進めることは、慰霊碑建立の円滑な 実現に資する上で効率的と認められる。
		「有効性」 慰霊碑の建立は、亡くなられた関係者を慰霊するとともに、関係される遺族の方々を直接慰藉する極めて有意義的事業であり、その円滑な実現を図ることは、極めて有効な施策と認められる。

6 その他の重点事項 (1) 効果的な広報	A	国民の理解促進や事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施するとの目標に対し、今期法人では、交通・新聞広告、地方自治体等の広報紙(誌)等の各種媒体を用いた従来の広報に加え、20年度は展示資料館の入館者を増やすため、新たな10項目に及ぶきめ細かな広報を積極的に実施したこと。これら広報活動の効果もあり、20年度の平和祈念展示資料館の入場者は、48,272人となり、第1次中期計画期間中の平均入場者数44,181人と比べ9.3%増加したこと。これらのことから「目標を十分達成」したと認められる。
		「必要性」 法人における広報業務は、単に事業内容を周知するだけでなく法人の目的である「尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念するため、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示すこと」の具体化を図るという側面をも有し、必要不可欠な施策である。
		「効率性」 広報業務の実施にあたり、一つの広報で複数の目的をもって実施するなど、また年間割引の適用など経費を効率的に使い費用節約の工夫を行っている。 なお、自治体広報紙(誌)への掲載は、低コストで住民に身近な広報手法であり、掲載自治体数の増加を図ることは広報の効率的実施にも配慮している。
		「有効性」 広報は、単に事業内容を周知するだけでなく、法人の目的である「尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念するため、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」ための活動そのものとも言える側面をも有しており、関係者の労苦を後世に伝えていくためにも有効な施策である。
(2) ホームページの充実	AA	展示資料館の団体申込みをメールでも予約できるようにホームページの内容を充実させ利用者の利便向上を図るとともに、「戦後強制抑留史」(抜粋)の英訳版や「独立行政法人平和祈念事業特別基金年報(平成19年度版)」をホームページに掲載し、電子データ化された関係資料等の公開に努めたこと、また、総務省メールマガジンの活用などにより、目標値を上回る125万件のアクセスがあったことから、「目標を大幅に上回って達成した」と認められる。
		「必要性」 ホームページの活用は、戦争体験の労苦を始め、法人の設立趣旨、法人が実施する業務の内容及び活動状況等について、全国の多くの国民に理解を深めてもらう上で非常に有効な手段であり、その内容を一層充実させることは、極めて効果的な広報活動の一つとして位置付けることができる。ホームページによる情報発信は、効果的・効率的な広報活動を推進する上で大変重要な役割を果たすものであり、戦争体験の労苦や法人の行う業務について子供や若者から高齢者まで、幅広い年齢階層の方々に分かりやすく理解してもらうために、内容の一層の充実を図る必要がある。

	「効率性」 近年のパソコンの普及率上昇は著しく、戦後生まれの世代が人口の7割を占める今日、特にパソコン世代である若者や子供を訴求対象の中心に置いたサイトの内容の拡充は、若年層に本問題の理解の促進を図る面からも、また費用の面からも効率性が高い。さらに多くの国民が効率よく法人にアクセスし、手軽に各種催しの開催情報を入手できるほか、ウエブ上から催事の参加の申し込みをすることを可能にするなど、ホームページの充実は効率的な業務遂行に資するものと認められる。 「有効性」 ホームページは地方組織を有しない法人にとって、全国的な情報発信ができる有用な手段であり、若者はもとより高齢者の利用も増加しつつある中でその充実は、恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦について国民の理解を深めるとの法人の目的に照らして、有効な施策である。
(3) 地方公共団体との連 A 携強化	地方公共団体との緊密な連携を確保するとの目標に対し、都道府県実務担当者との会議を開催し、綿密な協力要請ができたこと、さらには、会議参加者全員が法人をとりまく状況等について、情報を共有することができたことは大変有意義であり実効的であり、地方との連携強化を図る上で効果的であると思われ、「目標を十分達成」したと認められる。なお、特別記念事業の円滑な遂行のために、今後とも地方公共団体との連携をさらに強化することが必要であり、更なる本事業への理解とあわせて、自治体広報紙(誌)への広報掲載を積極的に推進していくことが望まれる。 「必要性」
	法人は地方組織を有しておらず、地方公共団体の協力を得て、特別記念事業、軍歴確認や地方展示会の開催等が行われており、円滑な事業の推進には、地方公共団体との連携強化が必要不可欠である。 「効率性」 自治体広報紙(誌)への掲載により、低コストで住民に身近な媒体をもって広報が可能となっているほか、申請書類の配布等についても、各自治体を通じて行うことにより、より申請者にとっても利便性が増すなど、地方公共団体との連携により
	効率的な業務運営が可能となっていると認められる。 「有効性」 法人は地方組織を有しておらず、地方公共団体の協力を得て、特別記念事業、軍歴確認や地方展示会の開催等が円滑に行えるもので、地方公共団体との連携強化が有効である。
(4) 関係資料館とのネッ A トワーク化	全国14の資料館との連携に努めるという目標に対し、各資料館の入館者増の施策について情報交換を行ったこと、20年度のフォーラムを舞鶴引揚記念館で9月6日に開催したこと及び21年度の特別企画展を沖縄で開催することが決定したことは、「目標を十分達成した」といえる。 「必要性」
	展示資料館の開設以来、関係資料館との連携強化をしてきたが、今後法人が廃止される前提に立って、残された期間内において、これまで基金が果たしてきた実績を、他の資料館相互の運営等に少しでも資する形で承継させていくことは必要である。

		「効率性」 平和を祈念するとの共通の目的の下、意思疎通を図り、資料の相互貸借など協力体制を確立することは効率的な業務運営に資するものと認められる。 「有効性」 関係資料館会議の開催は、担当者間の親密度が増大し、情報の共有、資料の相互貸借など協力体制の確立等に役立っており、有効な施策である。
(5) 外国の関係機関との 関係強化	В	「ロシア連邦公的機関等との協力関係構築の具体化の方策について検討を行う」との目標に対し、平成20年度は、映像等の資料について使用許可の契約を取り交わし、基金で使用できるようにしたことは、「目標を概ね達成した」といえる。
		「必要性」 外国の関係機関から収集した資料を展示場で使用できる契約結ぶ上で、法人が外国の関係機関との協力関係を引き続き維持することは必要である。
		「効率性」 ロシア連邦の公的機関等が保有する関係資料の収集等に当たっては、協力関係が効率的に構築されると認められる。
		「有効性」 外国に所在する目的が類似する資料館等との情報交換等の相互協力も、労苦の実態解明等に有効な施策と認められる。
(6) 職員の雇用問題	В	基金解散に伴う職員の雇用問題については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、関係機関に対して雇用確保の働きかけを行うという目標に対し、平成20年度は、独自採用した1名の再就職のため、関係機関に働きかけを行った。結果的には自主退職となったが、「関係機関に対して雇用確保の働きかけを行う」という目標については、概ね達成されたものと思われる。
		「必要性」 基金解散に伴う職員の雇用問題について、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、関係省庁に対して雇用確保の働きかけを行うことは、職員が安心して職務に専念することができるようにすることは、法人の施策としても必要である。
		「効率性」 基金解散に伴う職員の雇用問題について、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を遵守する 関係省庁に雇用確保の働きかけを行うことは、効率的な働きかけになる。
		「有効性」 独自採用の経験に乏しい法人が、関係省庁に雇用確保の働きかけを行うことは、有効な手段である。

	(7) 基金記録史の作成	Α	基金記録史の作成するために基金の事業の実績等を内容とする資料を収集するとの目標に対し、将来、法人のホームページに掲載することを考慮して、平成19年度までの基金の事業の実績等を内容とするデータベース化を行ったことは「目標を十分達成した」と認められる。
			「必要性」 恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する国の施策(慰謝事業)の実態を後世に伝えることは、国としての責務であり、そのために法人のこれまでの実績をまとめることは、必要な業務である。
			「効率性」 恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する国の施策(慰謝事業)の実績をまとめ、慰藉事業の実施機関である法人のホームページに掲載することは、広く国民一般に周知する手段として効率的であるといえる。
			「有効性」 法人解散後も、これまでの法人の収集した資料等の記録及び記録史を残すことは、後世に引き継ぐこととなり、日本の戦 後処理の体系的位置付けを実証的に明らかにする上で有効である。
財務内容の改善	第3 予算、収支計画及び 資金計画	Α	運用資金の安全かつ適切な運用を行うとの目標に対し、金利の動向を見極めつつ、最新の金融情報を活用して時系列のデータを作成するなどの努力を行い、今期の運用収入は、約474百万円、年利換算で 2.37%程度を確保している。また、運用資金の管理面においては、金融機関等から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施しており、適正に管理したものと認められる。 さらに、監査法人の監査報告書においても、今期の財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示し、利益処分案も法令に適合しているものとされていることから、「目標を十分達成」したと認められる。
			「必要性」 法人の業務運営に必要な経費の財源を得るために政府から出資された200億円の運用資金は、その安全確実な運用に 努めなければならないものであり、内部牽制等の諸制度を確実に機能させ、今後も健全な財務運営に意を用いるべきである。
			「効率性」 法人に許されている運用範囲の中で、年利換算で 2.37%程度の運用収入を確保したことは、過去の保有債券によるところが大であるとはいえ、効率よく運用されたものと判断できる。
			「有効性」 運用資金の適正な管理・運営は、法人の業務運営に必要な財源確保に関するものであり、ひいては、国民負担の軽減に 資するものであることから、効率的な業務運営にとって有効な施策と認められる。

	ı	¬
そ 第7 その他主務省令で		
他 事項		
1 施設及び設備に関する計画	_	
2 人事に関する計画 (1) 職員の研修	A	研修を通じて職員の能力開発の推進と意識の向上を図るとの目標に対し、費用対効果を考慮しつつ、外部研修に職員を 積極的に派遣して一層の研修の充実を図っている。 これら研修により、個々の職員に対し業務遂行に必要な知識や共通の認識を付与することができ、その能力の一層の向 上が図られたものであり、「目標を十分達成」したと認められる。
		「必要性」 研修により、職員が業務に対する意識の向上を図り、個々の能力を開発することは、適切な業務運営を行う上で必要である。 「効率性」
		研修による職員の意識や能力向上は、業務の効率化に資するものと認められる。
		「有効性」 研修により、職員が業務に対する意識の向上を図り、個々の能力を開発することは、適切な業務運営を行う上で有効な 施策である。
3 業務運営に関する事項 (1) 環境対策	A	環境に配慮した業務運営を行うとの目標に対し、国が策定した「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境に配慮した物品及びサービスの調達を継続的に推進した。更に、「環境方針」に基づき役職員の日常的な節電、ペーパーレス化への取り組み、廃棄物の分別収集の徹底といった環境に対する取り組みを常に心がけており、これらの効果も挙がっていると認められることから「目標を十分達成」したと認められる。
		「必要性」 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、独立行政法人は環境に配慮した業務運営を行う努力 義務が課せられており、環境には常に配慮して業務を運営する必要がある。 また、環境保全に対する法人の理念・取り組みを「環境方針」として対外的に表明することは、法人として必要な姿勢である。
		「効率性」 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」においては、独立行政法人は予算の適正な使用に留意しつつ環境物品等を選択する旨規定されており、その趣旨に沿った業務運営が求められるところである。 環境に関する達成状況を的確に評価することを可能とするため、消費電力量などを常に把握するなど環境に配慮した業務運営を行うことにより、業務を効率的に遂行することが求められる。
		「有効性」 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」において規定する、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する」ため、今後とも、表明した環境方針のもと、環境に配慮した製品の使用の一層の推進、リユースやリサイクルの推進等に積極的に取り組むことは有効な施策である。

(2) 危機管理	A	危機管理体制の充実を図るとの目標に対し、法人では、防火防災訓練を実施し、自衛消防隊の活動について実効性の向上を図るとともに、防火研修会に参加するなど職員の災害に対応する意識の向上をも図っており、「目標を十分達成」したと認められる。
		「必要性」 資料館には不特定多数の者が入館するので、予期できない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、職員個々の 役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは必要である。
		「効率性」 訓練の実施により職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは、災害防止や被害減少につながり、効率的な業務運営に資するものである。
		「有効性」 資料館には不特定多数の者が入館するため、予期できない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、職員個々の 役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは災害発生時の被害を最小化するためには有効な施策である。
(3) 職場環境	A	メンタルヘルス等について、管理を徹底し、一層の配慮に努めるとの目標に対し、相談窓口の開設、指針の周知など、問題発生を未然に防ぐための管理体制を整備するとともに、組織規模が比較的小さいことから、普段から現場と管理職との行き来を頻繁にしている。この結果、今期、相談、苦情等はなかったことから「目標を十分達成」したと認められる。
		「必要性」 職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要 な施策である。
		「効率性」 職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営に資するもの である。
		「有効性」 職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要 であり、かつ、有効な施策である。
(4) 内部統制	A	内部統制・ガバナンス強化に向けて、適切な体制を整備するとの目標に対し、監事の出席する役員会においての監視機能強化や業務の進捗管理をPDCAサイクルを用いて行い、目標達成のためのリスク管理体制の強化を図ったこと、さらに職員の研修参加による職員への意識向上や情報共有を図ったことから「目標を十分達成」したと認められる。
		「必要性」 内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要な施策である。
		「効率性」 内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、業務の効率的な運営に資するものである。
		「有効性」 内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要であり、かつ、有効な施策である。

独立行政法人平和祈念事業特別基金

項目別評価調書

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成20年度実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目

|第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 業務経費の削減

■ 中期計画の記載事項

(1) 職員の意識改革、業務運営の効率化を進め、経費総額(事業費(特別記念事業及び慰霊碑建立に充てる経費を除く)、管理費及び人件費の 合計)について、前期末事業年度である平成19事業年度に対する中期目標の期間における最終事業年度の割合を75%以下(通年ベース)とす

また、人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構 造改革に関する基本方針2006について」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、平成18事業年度からの5年間で5%以上の削減を行うこととされ ていることから、平成22年9月までの4年6月間において、平成17事業年度に対し4.5%以上削減する。(今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を 除く。)

(2) 給与水準について、国家公務員と比べ、また、社会的に理解が得られる水準として適正かどうか検証し、必要に応じ適切な措置を講ずるとと もに、その検証結果や講ずる措置について公表する。

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果					
小 項 目	達 成 目 標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)			
(1) 業務経費の削減	業務経費(特別記念事業 及び慰霊碑建立に充てる 経費を除く)全般の削減に ついては、業務運営の効 率化を進め、更なる節減 に努める。	業 ○ 経費の削減 平成20事業年度の業務運営に係る経費総額は965百万円であり、平成1 9事業年度の経費総額1,264百万円と比較し、299百万円の減額、率に			
		※ 費用化した事業費への振り替え分を含まない。			

- ※ 特別記念事業に係る経費・・・・・8,934百万円

〇 具体的な効率化策

一般管理費については、平成19年7月に事務室を移転したことにより賃貸料等に係る経費34百万円、事務室等の移転に伴う経費25百万円が減額となっていることから、前年度と比較して63百万円の減額、率にして46.7%の削減となっている。

慰藉事業費については、前年度と比較して217百万円の減額、率にして24.1%の 削減となっている。

その主な内訳は、

・書状等贈呈事業に係る経費及び贈呈件数の減 △156百万円 となっている。

(2) 給与水準について

人件費については、平成20年度は181百万円で、平成19年度の198百万円と比較して17百万円の減額、率にして8.7%の削減となった。対17年度比では8.2%減で22年9月末までに4.5%削減する目標を達成できた。これは、20年度中、業務の見直し調整を行うことにより、定員を2名下回る16名での減員体制を維持することができたことが、主な要因として考えられる。給与水準の公表(19年度人事院勧告を踏まえた給与改定分(0.7%)を除く。)を勘案すると、対17年度比で8.9%の削減となっている。

また、対国家公務員ラスパイレス指数(年齢を勘案したもの)についてみると、20年度は116.9(19年度115.8)で昨年度より1.1増加となっている。これは、法人の事務所が東京都特別区のみに所在すること及び職員数が16人と少ない職員構成のため、国の平均対象者約16万人(行政職俸給表(一))と比べると職員個々の諸手当の増減が指数の数値変動に大きく影響することが、主な要因として考えられる。年齢、地域を勘案した指数は103.5であるが、年齢、地域、学歴を勘案した指数は99.1となっている。

現在、基金は独自に職員の採用は行っておらず、国との人事交流により人事異動を 行っており、ラスパイレス指数の独自の改善は、基金独自の努力では難しい状況であ る。

しかしながら、人件費総額の抑制については、事務体制の見直し等を積極的に実施した結果、より効率的な人員配置や相互応援体制を採ることにより、既に目標を達成している。21年度においても、国への移行業務に必要な体制を確保しつつ、人件費の抑制を推進する予定。

				(単位:千円)
	17年度	18年度	19年度	20年度
人件費	196,690	200,828	197,891	180,590
対前年度比(%)		2. 1	△1. 5	△8. 7
対17年度比(%)		2. 1	Δ0. 6	△8. 2

		なお、政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会「平成20年度業務実績評価の具体的取組について」(平成21年3月30日付け政委第12号)の「第2 各法人に共通する個別的な視点」関係の「4 人件費管理」について、レクリエーション経費は、当法人において予算上計上していない。		
当該業務に係る事業経費	一 千円	2	16 名	
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A			

■ 評価結果の説明

平成20事業年度の経費総額は965百万円であり、平成19事業年度の経費総額1,264百万円と比較し、299百万円の減額、率にして23.7%の削減となっている。

また、人件費については、20年度は約181百万円で、19年度の約198百万円と比べると約17百万円の減額、率にして約8.7%の削減状況となっており、平成17事業年度に対し4.5%以上削減する目標を既に上回っており、減員体制の中限られた人数で効率的に業務を遂行していることは評価できる。

なお、対国家公務員ラスパイレス指数(年齢を勘案したもの)は、116.9、年齢、地域を勘案した指数は103.5であるが、年齢、地域、学歴を勘案した指数は99.1となっている。

このことから、法人の事務所が東京都特別区のみに所在すること、職員の多数が国からの人事交流に左右され、指数に大きく影響すること、また、年齢、地域、学歴を勘案した指数が99.1と100を下回っていることから、当法人の給与水準は、「目標を十分達成」されていると評価できる。 これらのことから20年度事業評価としては、全体として「目標を十分達成」したと認められる。

「必要性」

業務経費の総額を管理し、削減していくことにより、業務の効率的な実施を支出面から担保することは、必要な施策と認められる。

「効率性」

業務経費の総額を管理し、削減していくことは、業務の効率的な運営に資する施策と認められる。

「有効性」

業務経費の総額を管理し、削減していくことにより、業務の効率的な実施を支出面から担保することは有効な施策と認められる。

中期計画の該当項目

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 2. 外部委託の推進

■ 中期計画の記載事項

外部委託が可能な業務について外部委託を推進することにより、経費の縮減を図る。

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果						
小 項 目	達成目標	達成目標に	対する実施結果(具体的数値があれば記入)			
外部委託の推進	外部委託する方が効率的と認められる業務について、可能なものから外部委託を推進する。また、既委託業務についても、引きるとともに、外部委託をする事業等に関しては、組織に蓄積に配慮する。	人が収集、保管、展示してきですることとなっている。そのですることとした。当該業務に対方で開催される地方な開催される場所を対方を開催される。 地方の間にない、様類があることがあることがあることがでは、分類があり、、分類があり、、分類があり、の資料に対する。 また、つかで国立についるをはいまればない事ででは、20年度も、よりない事でである。 はばない事では、20年度も、ままではない。また、よりない事業のでは、まずである。	日までに解散することが決定していることから、これまで当法をた関係者の労苦に関する資料(12,770件)を総務省へ移こで、これら資料の移管準備として20年度は、資料の整理を担当する職員(2人)は、平和祈念展示資料館の運営管理、愛知展)及び語り部の学校派遣等の事務を併行して行う必要ながあるといわれ、業者の専門的知見を活用できる資料整理等)についての「所蔵資料等の整理業務」を企画競争により、真資料公文書館、ロシア国立軍事公文書館、ドイツ反ファシ、資料入手に係る交渉調整や入手すべき資料のリストをまといまであるを決まれる。 主要業務である慰藉事業については、法人が直接実施しなに除き、相当の分野について外部委託を推進し、効率的効果るところであり、当該事業を実施していく過程においては、法に関するノウハウと委託先の専門的な知識や企画アイデアをける更なるコア・コンピタンスの蓄積を図っている。			
当該業務に係る事業経費	一 千円	当該業務に従事する職員数	16 名			

■ 当該項目の評価	Λ.
(AA∼D)	A

外部委託することが効率的と認められる業務から外部委託を推進するとの目標に対し、法人では既に相当の分野で外部委託を実施しているが、20年度新規事業「所蔵資料等の整理業務」を企画競争により、新たに外部へ委託した。なお、法人の主要業務である慰藉事業の企画・立案等については法人におけるコア・コンピタンスの蓄積が図られるよう配慮しており、外部委託を実施しても、主要業務のノウハウについては法人に蓄積される体制を確保しており、これらのことから、「目標を十分達成」したと認められる。

「必要性」

少人数の法人が外部委託により他者の有する資源を活用していくことは、効率的な業務運営にとって必要な施策と認められる。

<u>「効率性」</u>

専門性の高い人材をフルタイムで法人が抱えることに比して、当該業務実施に要する時間や人的資源の軽減を図ることができる業務を必要の都度外部に委託することは、その経費のほか、質や仕上りの良さを含め、業務運営の効率化に資するものである。

<u>「有効性」</u>

少人数の法人が効率的な業務運営を行うには、外部委託により他者の有する資源を活用していくことは有効な施策と認められる。 法人自らが実施した場合と比較して、その経費や当該業務実施に要する時間、人的資源の軽減を図ることができる業務を外部に委託すること は、質や仕上りの良さを含め、業務運営の効率化に有効な施策と認められる。 中期計画の該当項目

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

3. 組織運営の効率化

■ 中期計画の記載事項

各部門の業務分担、業務遂行のプロセス等を分析し、基金に課せられた業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、必要に応じて人 員配置の見直しを行う。

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 達成日標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) 達成月標 小 項 日 組織運営の効率化 組織の活性化を図り、業 20年度計画の事業の進捗状況を4半期毎にとりまとめ、計画達成のための見直し検討 務をより効率的・弾力的に を行うなど、PLAN(計画)、DO(実施と運用)、CHECK(監査)、ACTION(見直し)のいわゆ 遂行することができるよう、 るPDCAサイクルによる内部統制システム(リスク管理体制)の構築を図り、業務体制の 業務内容に対応した追加・ 見直しを行ったことにより、業務の役割分担の明確化による人員配置を行った。 機動的な人員配置を行う。 20年度は、前年度に引続き調査企画担当副参事を特別記念事業の業務に当たらせ、 業務の早期処理を円滑にするための組織運営を実施した。 なお、役職員の職務の遂 なお、理事長及び理事と参事以上の職員との連絡会を 毎週開催し、事業の進捗状況 等を報告し、基金職員間の意志疎通を図るとともに、役員からは、当法人の対処方針の 行に当たっての行為につい て、法令、規定等の遵守に 指示が必要に応じて出されている。 万全を期すため、コンプライ その結果、20年5月より監事が出席する役員会において、随意契約の状況(毎月)、資 アンスの推進体制を整備す 金運用状況(四半期毎)の報告を、11月から予算執行見込み(四半期毎)についての報告 を行うとともに、上記の内部統制システムの構築により、情報の共有化による内部けん制 る。 などコンプライアンスに対する意識向上が図られ、法令順守の徹底を図った。 (平成15年法律第59号)の規定に基づき、「独立行政法人平和祈念事業特別基金の保

また、個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程(平成17年3月31日規程第1 号)を定め、法人が所有する個人情報について漏えい滅失又はき損の防止その他適切な 管理に努めている。

具体的には、職員等に対して情報機器の取扱い及び個人情報の取扱いに関して、教 育、訓練等の研修をするとともに、職員それぞれをパスワード管理し、職員が従事してい る業務の種別によりパソコン使用業務の範囲を規制している。

さらに、事務用ネットワークを二重ファイアウオールにより、外部からの侵入を防止し、総 合的な監視システムによる監視を行う等万全を期している。

なお、パソコンを持ち出せないようにセキュリティーワイヤーを使用している。

	また、業務・システムの最適化を図るため設置したCIO補佐官を積極的に活用し、引き続き業務運営の効率化を図る。	特別記念事業の「お知らせ(旧書状等贈呈事業の既贈呈者に対する通知)業務」を行うには、既存のプログラムでは対応できないことから、新たなプログラム経費が嵩むことが判明した。そこで、CIO補佐官を活用し、法人内部で「お知らせ」の送付対象者抽出プログラム及び同認定の際の重複チェックプログラムを作成し、新たな経費を抑制することができた。		
当該業務に係る事業経費	一 千円	当該業務に従事する職員数	16名	
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A			

業務内容に対応した追加・機動的な人員配置を行うとの目標に対し、法人では、特別記念事業の業務の早期処理を円滑にするための人員配置を行った。

なお、役職員の職務の遂行に当たっての行為について、法令、規定等の遵守に万全を期すため、コンプライアンスの推進体制を整備するとの目標に対して、定期的に連絡会を開催し、法人の対処方針の指示が必要に応じて出され、監事が出席する役員会において内部統制システムの構築により、情報の共有化による内部けん制などコンプライアンスに対する意識向上が図られ、法令順守の徹底を図った。

また、特別記念事業の「お知らせ」業務を行うに当たり、CIO補佐官を活用し、法人内部で「お知らせ」の送付対象者抽出プログラム及び同認定の際の重複チェックプログラムを作成し、新たな経費を抑制することができたこと。

これらのことから、「目標を十分達成」したと認められる。

「必要性」

業務体制の見直しを行うこと及び内部統制システムの構築等により、コンプライアンスに対する意識向上が図られることは、組織運営には必要な取組である。

「効率性」

定期的に連絡会を開催し、役員から対処方針の指示が必要に応じて出されることにより、業務運営を効率的に遂行できる。

「有効性」

業務を限られた期間内に業務を処理するために、業務体制の見直しを行うことは、限られた人数で最大限のマンパワーの活用が可能となるため、有効である。

中期計画の該当項目

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

4. 随意契約の見直し

■ 中期計画の記載事項

「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)に沿って、基金が策定した「随意契約見直し計画」に基 づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。また、一般競争入札等により契約を実施する場合であっても、特に企画競争や公募 を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施するなど契約の適正化を推進する。

なお、監事及び会計監査人による監査において、入札及び契約の適切な実施についてチェックを受けるものとする。

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果

小 項 目

達成目標

達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)

随意契約の見直し

「独立行政法人整理合理 化計画の策定に係る基本方 針」(平成19年8月10日閣議 決定)に沿って、基金が策定 した「随意契約見直し計画」 に基づく取組を着実に実施 するとともに、その取組状況 を公表する。

また、一般競争入札等に より契約を実施する場合で あっても、特に企画競争や 公募を行う場合には、競争 |性、透明性が十分確保され る方法により実施するなど 契約の適正化を推進する。 なお、監事及び会計監査 人による監査において、入 札及び契約の適切な実施に ついてチェックを受けるもの とする。

法人においては平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着 実に実施するとともに、「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成20 年11月14日総務省行政管理局長事務連絡)による要請に基づいた会計規程等の改 正・整備や契約に関連した情報の公表など契約の適正化を図るための措置を講じたと ころである。また、監事による入札・契約の適正な実施についてのチェックを受けるため の措置として、「物品、役務等の契約締結状況」を翌月に開催される役員会において審 議し、了承を得る体制を取っている。

なお、20年度における契約の状況は、下表のとおりである。

						「随意契約見	」直し計画」		₩.	10年产生	₩.	00年产生
					平成	成18年度実績 見直し後		平成19年度実績		平成20年度実績		
					件 数	金 額 (円)	件 数	金 額 (円)	件 数	金 額 (円)	件数	金 額 (円)
							(4.8%) 3	(2.1%) 18,771,290				
競	争	Ī	λ	札			(9.7%) 6	(2.4%) 21,874,116	(19.8%) 20			(42.8%) 551,042,336
企	画	竟	晚	争	(16.1%) 10	(13.5%) 122,102,306	(19.4%) 12	(17.8%) 161,265,423	(7.9%) 8	(10.2%) 154,780,901	(10.8%) 7	(9.9%) 126,893,859
随	意	契	ń	約	(83.9%) 52	(86.5%) 785,388,666	(66.1%) 41	(77.7%) 705,580,143	(72.3%) 73			(47.3%) 608,992,325
合				計	(100%) 62	(100%) 907,490,972	(100%) 62	(100%) 907,490,972	(100%) 101			(100%) 1,286,928,520
	年度限 競 企 随	年度限りのもの 競 争 企 画	年度限りのものを含 競 争 が 企 画 随 意 契	年度限りのものを含む 競 争 入 企 画 競 随 意 契 ;	企 画 競 争随 意 契 約合 計	 第・事業を取り止めたもの 年度限りのものを含む。) 競 争 入 札 企 画 競 争 (16.1%) 10 随 意 契 約 (83.9%) 52 合 計 (100%) 62 	 第・事業を取り止めたもの 年度限りのものを含む。) 競 争 入 札 企 画 競 争 (16.1%) (13.5%) 10 122,102,306 随 意 契 約 (83.9%) (86.5%) 785,388,666 合 計 (100%) (100%) 907,490,972 	 第・事業を取り止めたもの 年度限りのものを含む。) 競争入札 企画競争 (16.1%) (13.5%) (19.4%) 10 122,102,306 12 随意契約 (83.9%) (86.5%) 785,388,666 41 合計 (100%) (100%) 907,490,972 62 	 第・事業を取り止めたもの 年度限りのものを含む。) 競争入札 位画競争 (16.1%) (13.5%) (19.4%) (17.8%) (16.1%) (13.5%) (19.4%) (17.8%) (16.1%) (17.8%) (17.7%) (17.8%) (17.8%) (10.2,102,306) (12.102,306) (12.102,306) (12.102,306) (12.102,306) (12.102,306) (12.102,306) (13.5%) (19.4%) (10.265,423) 	(円) (円) (円) (円) (円) (円) (ボール (ボール (ボール (ボール (ボール (ボール (ボール (ボール	(円)	(円)

⁽注3) 平成20年度実績には、特別記念事業に係る特別慰労品の製造(売買)及び梱包発送業務に関する契約(12件、8,098,489,162円)を含まない。

「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡)による要請事項については、総合評価方式、企画競争等の実施要領・マニュアル等の整備を行うこととした要請以外の事項については21年2月に会計規程等を改正・整備しすべて措置済みである。(当法人は平成22年9月30日までに解散することとなっていることから、実施要領・マニュアル等は所管省庁等が作成したものを活用することとしている。)

また、政策評価・独立行政法人評価委員会「平成19年度における総務省所管独立行政 法人の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に係るもの)について」(平成21年 1月7日付政委第1号)における当法人に対する意見への対応は次のとおりである。

- (1) 随意契約要件として「前各号に規定するもののほか、業務の運営上特に必要があるとき」(表3-(1)国の契約の基準と異なる会計規程等の規定)については、21年2月に会計規程等を改正し、当該規定を削除した。
- (2)「①競争性、透明性がより確保される契約方式へ移行する余地はないか」、「②予定価格を設定していないことによって、契約金額が過大となっていないか。」その他の指摘を検証した。

①「競争性、透明性について」

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和63年法律第66号)第13条において法人業務の範囲を規定しているが、労苦の実態把握などの事業を全国的に展開する公益法人である関係団体に委託すること自体が、同条第1項第4号に規定する「関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うこと」になる。

本業務を実施するために必要不可欠な要件は、

- ア 地域に偏りなく調査対象者を全国規模に選ぶことができるなど、本業務実施に関する情報、経験、知識、資料等を有していること、
- イ 関係者の実態、心情をよく理解し得るなど深い見識、特別な配慮を行い得ることができること、
- ウ 本業務を確実に実施するための必要な体制が確保されていること であり、これらを満たす能力を有する関係団体は他に存在しない。

関連3法人に対する業務委託を競争性のない随意契約で発注すること等の妥当性について評価結果において明らかにすべきという指摘については、以上のような特別な事情が背景にあるので、全国的に展開する公益法人である関連3法人に事業を委託することは妥当であると考える。

			(抄) (業務の範囲) 第13条 基金は、第4条の目 (1) 関係者の労苦に関し、第4条の労労苦に関係者の労労苦に関し、第4の労労苦に関し、第4の労労苦に関し、第4の一位のでは、第5)前名号のでは、第5)前名号のでは、第5)前名号の設定に関係をでは、第5)前名号の設定に関金の設に関金をでは、第5)がの場合ででは、第5)がの場合では、第5)がの場合では、第5)がの場合では、第5)がの場合では、第5)がのがある。第5)がの範囲のでは、第5)がのがある。第5)がのがある。第4条の範囲のでは、第5)がのがある。第5)がのがある。第4条の範囲のでは、第5)がのがある。第5)がのでは、第5)がのでは、第5)がのでは、第5)がのがある。第5)がのがある。第4条のをは、第5)がのがある。第5)がのがある。第5)がのがある。第5)がのがある。第5)がのがある。第5)がのでは、第5)がののでは、第5)	出版物その他の記録を作成し、及び頒布し、並びに講演会及び援助し、並びに参加すること。 ほか、関係者の労苦について国民の理解を深めること等の念を示す事業を行うこと。 る業務を行うこと。
当該業務に係る事業経費	_	千円	当該業務に従事する職員数	16名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	А			

10 項目別 I -4

「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡)による要請事項については、21年2月に会計規程等を改正・整備し一部を除きすべて措置済みである。

また、政策評価・独立行政法人評価委員会の関心事項(平成21年1月7日付け政委第1号)である「包括的随契条項」については21年2月に会計規程等を改正し、当該規定を削除した。「関連法人に係る委託の妥当性について」は、委員会指摘の通り法人の発注割合が100%でかつ競争性のない随意契約が100%であるものの、当法人には関係団体と特殊事情が背景にあることから、やむを得ないと思われる。

法人における随意契約の見直しについては、国における随意契約の見直しの取組みを踏まえ、平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき随意契約の縮減を進めるとともに、その見直し状況(平成19年度契約状況のフォローアップ)を公表するなど、契約の適正化を図るための措置を講じたところである。なお、当法人の「物品、役務等の契約締結状況」については、翌月に開催される役員会において審議し、了承を得ている。

これらのことから、平成19年8月10日閣議決定に沿って策定した「随意契約の見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表する等の目標を「十分達成した」と認められる。

「必要性」

「随意契約の見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること、一般競争入札を実施することは、競争性、透明性が十分確保された契約を適正化を推進するために必要である。

「効率性」

当法人の「物品、役務等の契約締結状況」については、毎月開催される役員会において審議し、了承を得、随意契約の状況を把握することは、 一般競争入札を推進する上で効果的・効率的である。

「有効性」

当法人の「物品、役務等の契約締結状況」については、毎月開催される役員会において審議し、了承を得ることは、随意契約見直しにおいて有効な手段である。

11 項目別 I -4

中期計画の該当項目

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示

■ 中期計画の記載事項

(1) 資料の収集

- ① 基金の解散を見据え、個人が所有する恩給欠格者(旧軍人軍属であって年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付 を受ける権利を有しない者)、戦後強制抑留者(昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモン ゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者)、引揚者(今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた 者)等(以下「関係者」という。)の労苦に関する資料(以下「関係資料」という。)のうち、未収集の重要な資料を効率的に収集する。
- ② 既存の寄託品については、寄贈への切替え又は寄託の継続を所有者に依頼する。

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果

小 項 目 達成目標 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) (1)資料の収集 (1)資料の収集 関係資料の収集等 ① 個人が所有する恩給欠 ① 20年度の資料収集方針は、関係資料のうち当法人が未収集であって重要な資料の 格者(旧軍人軍属であっ 収集とした。その方針に従って、20年度の関係資料の寄贈点数は、軍事郵便物(戦 て年金たる恩給又は旧 軍人軍属としての在職に 3人)であった。 関連する年金たる給付を 受ける権利を有しない 者)、戦後強制抑留者 (昭和20年8月9日以来

の戦争の結果、同年9月 2日以後ソヴィエト社会主 義共和国連邦又はモンゴ ル人民共和国の地域に おいて強制抑留された者 で本邦に帰還した者)、 引揚者(今次の大戦の終 戦に伴い本邦以外の地 域から引き揚げた者)等 (以下「関係者」という。) の労苦に関する資料(以 下「関係資料」という。) のうち未収集の重要な資 料を効率的に収集する。

地から姉への手紙)、ソ連軍軍票(1円)、予防接種証明書などの1.029点(寄贈者2.

12 項目別Ⅱ-1(1) ② 寄託から寄贈への切替 ② 既存の寄託品について ② 寄託から寄贈への切替 え

は、寄贈への切替え又 は寄託の継続を所有者 に依頼する。

19年度末残59人(資料件数476件)の寄託者に対し、寄贈への切替の協力要請を 行ったところ、20年度(21年3月末日現在)において、22人から寄贈承諾を、5人から寄 託期間の延長の了解を、5人から返却の申し出があり資料を返却した。

そのほか、文書による回答がなく、電話での連絡もつかない寄託者及びすでに死亡 している寄託者(寄託者のご遺族と調整をしているが、関わりたくないとの意向が強い ため調整中)の案件については、「手続き継続中」とした。これらの寄託者は27人で、 資料件数は332件となっており、21年度も引き続き切替の手続きを実施することとし ている。

なお、最終的に寄贈承諾の了解を得ることができなかったものについては、学識経 験者を加えた「資料整備検討委員会(20年3月31日理事長決定)」に諮り、その扱い について決定することとする。

	人	数	資料件数
寄託		59人	476件
うち寄贈切替		22人	110件
うち寄託継続		5人	17件
うち資料返却		5人	17件
手続き継続		27人	332件

寄贈承諾書がない口頭了解による寄贈承諾者に対し(19年度末残1,004人:資料 件数4,597件)、文書による寄贈承諾を要請したところ、20年度(21年3月末日現在) 558人から寄贈承諾書を得ることができた。また、返却の申し出があった13人に対し て資料を返却した。そのほか、89人について手続きを継続中である。

また、文書による回答がない寄贈者に対しては、電話連絡により引き続き協力要請 を行ったが、振り込め詐欺の影響もあり、電話が通じるも電話にでない寄贈者もあり、 344人が連絡不能者(連絡困難者)となっている。

なお、最終的に寄贈承諾の了解を得ることができなかったものについては、学識経 験者を加えた「資料整備検討委員会」に諮り、その扱いについて決定することとする。

			寄贈承諾書無し うち寄贈承諾書取得 うち資料返却 うち連絡不能者 手続き継続	人 数 1,004人 558人 13人 344人 89人	4,597件 3,353件 35件 798件	
	3, 695千円	当該業務に従事する職員数	2 名			
■ 当該項目の評価 (AA~D)	А			•		

関係者の高齢化や戦後60年余り経過していること等により年々資料等が散逸し、収集が困難になりつつある環境の中において、これまで未収集の 重要な資料を効率的に収集することや、寄贈への切替え又は寄託の継続を所有者に依頼するという目標に対し、

- ① 20年度に持ち込まれた資料の寄贈登録を処理したこと。
- ② 書面による回答がなく、電話での連絡もつかない寄託者及びすでに死亡してる寄託者に対しては、手続き継続中であるものの、関係資料の寄託から寄贈への切替えの促進を図っていること。
- ③ 口頭了解による寄贈承諾者に対し、文書による寄贈承諾を要請し、さらに電話連絡を実施したこと。 などから、「目標を十分達成した」と判断できる。

「必要性」

法人が所有する資料は、関係者に対し慰藉の念を示す重要な資料に加え、総務省に22年9月以降引き継ぐことが決まっていることから、所有権を 明確にする業務は必要である。

「効率性」

法人の廃止を考慮して、20年度はこれまでの未収集の重要資料に限定したことは、法人解散後の資料保管スペースの有効活用と保管コストの費用対効果を考慮すれば、評価できる。

「有効性」

法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは当該目的達成するために有効な手法である。

さらに、法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施 策である。

今後、戦争を体験していない若い世代のために、展示資料の来歴や特質をさらに分かりやすく説明し、展示していくことが求められる。

中期計画の該当項目

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 資料の収集、保管及び展示

■ 中期計画の記載事項

(2) 資料の保管

基金解散後の総務省における資料等の記録・保存等の在り方についての検討状況(以下「在り方の検討」という。)を踏まえつつ、次の事項を行う。

- ① 関係資料の体系的な保管を図るために、関係資料カルテの作成を促進する。また、保管スペースの充実等環境の整備を図り、修理等を要する関係資料については、専門家と連携して順次修理等を行う。
- ② 希少性の高い貴重な関係資料については、劣化を防止するために、定温・定湿倉庫に保管するなどして、常時適切な環境で保存する。
- ③ 保有している関係資料の電子データ化を積極的に推進する。

Ī	■ 各事業年度又は中期目標	栗の期間における小項目ごとの実	施結果
	小 項 目	達 成 目 標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
	(2) 資料の保管	(2) 資料の保管 総務省における資料等の記録・保存等の在り方についての検討状況(以下「在り方の検討」という。)を踏まえつつ、次の事項を行う。	
	① 関係資料の体系的な保管、保管、保管スペースの充実等	① 適切な保管 ア 環境の整備 収納方法などを工夫する ことにより、保管スペースを 確保するなど、良好な保管 環境を維持する。	① 適切な保管 法人は、これまで12,770件に及ぶ実物資料を倉庫内の同一区画内の5階2室21坪、5M 階1室6坪で保管していた。基金解散後の資料の移管等を見据え、20年度に資料整備を行うこととなったが、現状の保管状況では資料整理のための資料の出し入れに支障を来すおそれがあることから、作業開始前に、5階の2室のうち1室(12坪)を22.5坪の1室と交換した。その結果、保管スペースを10.5坪増加し全体で37.5坪となった。あわせて、保管環境を改善することにより、資料整備作業は順調に終了することができた。

15 項目別 II — 1(2)

■ 当該項目の評価 (AA~D)	Α	16	項目別Ⅱ-1€ 2)
当該業務に係る事業経費	17, 912千円	当該業務に従事する職員数	3 名
③ 関係資料の電子データ 化	③ 保有している関係資料の 電子データ化を積極的に 推進する。	料1,029点について、データベー: また、寄贈図書135冊について	20年から23年にかけての朝日、毎日等の新聞を始め関係資スシステムに情報の入力を行った。 、データベースシステム入力を行った。)件、図書11,905冊に ついての情報入力が完了した。
	4 あればい 希少性の高い貴重な関 係資料の劣化防止のため の措置として、脱酸処理、 エンキャプスレーション、防 錆処理等の適切な措置を 講ずる。	19年度に寄贈された紙資料の	うちランク付け及び再点検結果を踏まえ、保存状態が著しく 、劣化防止処置のための脱酸処理、エンキャプスレーショ
	必要に応じて関係資料の 燻蒸処理を行うとともに、 保護材を使用した適切保 管を行い、定温、定湿の倉 庫に保管する。 イ 劣化防止	【燻蒸処理】 収集した資料のうち、紙類全般してあった原物資料、20年度に置【保存の処置】 ・紙類は、タトウ紙に包み中性紙・木類、金属類、皮革類等の立体防止素材のコンテナへ・軍服等の布類は桐箱へ収納など、いずれも資料に負荷がかて【保管場所】 昨年に引き続き、美術品保管月	は、20年度特別企画展に展示した資料、常設展示場に展示 寄贈された原物資料等について、燻蒸処理を行った。 製の資料袋に入れ、静電気防止素材のコンテナへ、 本物はタトウ紙やビニール袋(空気穴あり)に入れ、静電気 からないよう配慮している。 用の定温定湿倉庫(室温20°C、湿度60%)に保管。 革類は絵画資料、複製資料とは別に保管。
② 関係資料の適切な保 存措置	数段階に分けたランク付け 作業を引き続き実施する ② 適切な保存措置 ア 適切な環境での保管	また、基金発足以来これまで寄 行った。 ② 適切な保存措置 ア 適切な環境での保管	所贈された資料12,770件を対象に、資料状態の再点検を
	イ 関係資料の修理等 専門家と連携して関係資 料の現状の状態に基づき		料について、その都度現状把握を行い、5段階(A:非常に いる状態)のランク付け作業を行った。

法人は、以下のとおり、資料保管のための諸措置を的確に講じており、「目標を十分達成」したと認められる。

①適切な保管

法人は、これまで12,770件の保管資料を基金解散後の資料の移管等を見据え、20年度に資料整備を行うこととなり、現状の保管状況では資料整理のための資料の出し入れに支障を来すおそれがあることから、作業開始前に、保管場所の交換により保管スペースを10.5坪増加し全体で37.5坪となった。あわせて、保管環境を改善することにより、資料整備作業を順調に終了することができたことは、十分に評価できる。

②適切な保存措置

適切な環境での保存、劣化防止措置といった目標に対し、法人では貴重な資料の劣化防止処置を実施し、定温定湿倉庫での保管、積層配列や燻蒸等の必要な諸措置を講じていることは評価できる。

③電子データ化

20年度に寄贈を受けた昭和20年から23年にかけての朝日、毎日等の新聞を始め関係資料1,029点について、データベースシステムに情報の入力を行ったことは評価できる。

「必要性」

資料保管業務は、関係者に対し慰藉の念を示すために収集した資料を適切に保管するという業務であり、関係資料を有効に活用するためには体系的な整理とともに劣化防止措置等の保管業務が必要不可欠である。

「効率性」

関係資料を整理することは、基金解散後の資料移管等の効率的な実施に資する。

「有効性」

法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保 管・展示することは当該目的達成に有効な手法である。

さらに、法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。

その際、関係資料を電子データ化することにより検索可能とすることは、効率性の面からも資料の有効活用という面からも重要である。

17 項目別Ⅱ -1(2)

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平20年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目

|第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 | 1 資料の収集、保管及び展示

■ 中期計画の記載事項

(3) 資料の展示

① 平和祈念展示資料館

平和祈念展示資料館において、関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、基金解散までの限られた期間ではあるが、関係資料の展示を着実に実施すると同時に、必要に応じグラフィック、映像、模型等を用いるなど展示内容の充実、展示資料の入替え等を行い、若年層等の入館者を増加させる。

また、説明員の配置による入館者への個別説明の実施、開館日・開館時間の弾力化等を行う。

その他、積極的な広報活動の展開、団体客の誘致等を行うことにより、中期目標の期間の2年6月間における入館者数を13万人以上とする。

② 特別企画展

関係資料の効果的な活用を図るため、特別企画展を計画的に開催し、各回の入場者数を3,000人以上とする。

③ 平和祈念展

関係資料の効果的な活用を図るため、平和祈念展を計画的に開催し、各回の入場者数を1万人以上とする。

④ 地方展示会

関係資料の効果的な活用を図るため、全国各地で基金の直轄又は関係団体への委託により、地方展示会を計画的に開催する。 展示内容、会場、広報の状況等を踏まえ、各回の入場者数の目標を設定し、中期目標の期間の2年6月間における入場者数を4万 人以上とする。

⑤ アンケートの実施

平和祈念展示資料館の入館者、特別企画展・平和祈念展・地方展示会の入場者等に対して、アンケートを実施し、各事業年度において、平均で過半数の者から満足した旨の回答を得るよう展示内容の充実を図り、その結果を以後の展示内容に反映させる。

⑥ 関係資料の貸出し

基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示会等の趣旨、内容等を勘案して、関係資料の貸出しを積極的に行う。

■ 各事業年度又は中期目標	の期間における小項目ごとの	D実施結果
小 項 目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
小 項 目	達成目標 (3)資料の展示 ① 平和祈念展示資料館 関係資料の展示を着実 に実施すると同時に、必要に応じ展示内容の充実、テーマを持った展示 資料の入替え、広報の実施、リピーター等に対するアフターケアの充実、特	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
		平和祈念展示資料館の広報は、これまでの交通広告のほか、次のような広報媒体等を活用した。 ① 住友ビル商店会主催のサマーフェアー新聞折込広告(約12万部配布)への記事掲載。 ② 東京周辺のコミュニティー新聞(約40万世帯配布)への記事掲載(3回)及び同新聞社による「平和祈念展示資料館見学会」企画の実施及び同社「受験フェアー」における生徒・教員・保護者へのパンフレット配布を実施。さらに、同新聞社の親会社であるガス会社の料金センター等へのリーフレット設置配布。

- ③ 展示資料館の団体申込みをメールでも予約できるように、ホームページの掲載内容を更新(5月末)。(7月と8月に各1団体ずつ申込みあり)また、20年11月12日、全市区町村に対し、「平和祈念展示資料館への入館促進について」を送付し、団体見学の協力要請を行った。
- ④ 校内放送番組制作コンクールの参加校募集の際に全国の高等学校5,481 校にパンフレット配布を実施。
- ⑤ 教育関連誌・雑誌等への広報(平成21年1月~3月)7誌への広告掲載。
- ⑥ ポケット型時刻表(JR新宿駅)への広告掲載(平成21年3月ダイヤ改正用)
- ⑦ 資料館パンフレットの全国国公私立小中高等学校への送付(平成21年 3月)
- ⑧ タウンガイド等情報誌(「東京ベストガイド」、「東京 修学旅行とっておきガイド」など)への無料広告掲載
- ⑨ インターネット情報サイトへの登載
- ⑩ ミニ展示会、特別企画展等のポスターを新宿住友ビル1階エレベータホールに掲示するとともに、ビル受付にチラシを配置

エ 団体見学者へ積極的対応

① 平成20年度の団体による見学者は、221団体4,567人(19年度232 団体3,691人)で、事前に資料館の説明を希望した団体見学者84団体1,410人(19年度56団体1,355人)に対し、語り部、説明員による案内及び説明を行った。

また、当日急遽説明を希望された来館者172人(19年度107人)に対しても積極的な対応を行った。

② ゴールデンウィーク、夏休み期間中の土日など入館者が多数予想される日には、恩給欠格者、戦後強制抑留者又は引揚者のいずれかの語り部をそれぞれのコーナーに延べ35人配置し(19年度は延べ30人配置)、来館者へ直接語りかけたり質問などに対応した。

オーアフターケアの充実

ミニ企画展示会及び特別企画展の開催に当たっては、資料寄贈者やリピーター等1,517人に対し、展示会の開催を案内するダイレクトメールを送付し、資料寄贈者等への周知徹底及びアフターケアの充実を図った。

力 開館日・開館時間の弾力化等

当資料館の休館日は通常毎月曜日であるが、基金の解散を2年後に控え、 啓発活動の充実及び利用者のニーズに合わせて積極的に月曜日開館を恒 常的に実施することとした。結果、365日中338日間の開館となった。これに 併せてJR、地下鉄、私鉄などの交通広告において資料館の啓発広報ととも に年中無休の開館を積極的に広報をした。

また、学校の自由研究の題材を集めに訪れた遠方からの小学生等が開館時間前に来られた場合には、開館時間を早めた。これらのように、利用者のニーズに合わせた開館時間の弾力的な運用にも努めた。

キ 20年度の入館者数は、48,272人であり、20年度の目標値(52,000人)の9 2.8%にとどまった。

年 月	男	女	合 計
20年 4月	1,704	1,166	3774
5月	2,279	1,819	4098
6月	1,854	1,378	3232
7月	2,238	1,563	3801
8月	4,193	3,335	7528
9月	2,668	1,715	4383
10月	2,479	1,644	4123
11月	2,517	1,833	4350
12月	2,110	1,295	3405
21年1月	1,940	1,176	3116
2月	2,002	1,411	3413
3月	2,397	1,556	3953
合 計	28,381	19,891	48,272

② 特別企画展

(特別企画展

関係資料の効果的な活用を図るため、収蔵資料を展示する特別企画展を開催し、入場者数の目標を3,300人以上とする。

② 特別企画展

平成20年度の特別企画展は、「収蔵資料展」として、次のとおり開催した。 展示資料は、これまで常設展示等に使用しなかった資料の中から陸海軍関係のほか国民生活まで幅広いものとした。特別企画展の開催にあたり、特別企画展の展示品の寄贈者やこれまでの来館者等に案内状を送付するほか、特別企画展の広報を行うとともにJR・私鉄等の交通機関の車額ポスターでの広報及び「ニューファミリー新聞社」(京葉・常磐地区コミュニティー新聞)に広告を掲載した。(2~3月)

なお、開催期間中の入場者は3,359人となり、中期計画の目標(3,300人)は達成した。

【開催概要】

特	別企画展		
行	事 名	特別企画展「収蔵資料展」	
会	場	平和祈念展示資料館	
	440	平成21年2月17日~3月15日	26
会	期	日間	
		(2月22日はビル全館休館日)	
入:	場者数	3, 359人(目標3,300人)	

③ 平和祈念展

③ 平和祈念展

平成20年8月に「平和 祈念展(銀座展)」を東 京都において開催し、 入場者数の目標を1万 1千人以上とする。

③ 平和祈念展

平和祈念展(銀座展)は、平成20年8月14日から19日の6日間、松坂屋銀座店7階催事場で開催し、開催期間中の入場者は10,282人となり、年度目標(11,000人)を達しなかった。

【開催概要】

行 事 名	平和祈念展「平和の礎一昭和の戦争からの伝言ー」
会 場 会 期 後 援	松坂屋銀座店 7階催事場
会 期	平成20年8月14日~19日 6日間
後 援	総務省、東京都
	10,282人(目標11,000人)

【展示概要】

次の5つのコーナーを設け、各コーナーにおいては、時系列に応じた展示ストーリーを構築した。各コーナー中には、更に小コーナーを設け、展示テーマが明確となるよう工夫を施した上で、当時の資料や証言、絵画、写真を展示した。

(1) 導入部:

今次大戦に係る年表(写真入り)及び満州事変から太平洋戦争終結までの戦線の展開状況を分かりやすく把握できる電飾パネルによる展示。

(2)「兵士の労苦」コーナー:

(小コーナータイトル)

- 1 切り撮られた戦場
- 2 描かれた戦 3 戦地から届いた便
- 4 内地からの慰問

(主な展示資料)

各戦場で撮影された写真、戦場で描かれた絵画・スケッチ、従軍画家 が描いた絵はがき、兵士に届いた慰問文など。

(3)「戦後強制抑留者の労苦」コーナー:

(小コーナータイトル)

- 1 強制連行 ソ連軍の侵攻 2 過酷な労働 極限の生活
- 3 戦友の死、そして帰国

(主な展示資料)

絵画及びスケッチ、俘虜郵便葉書、国家防衛委員会決議第9898cc号 (スターリン文書)など。

(4) 「海外からの引揚者の労苦 ローナー:

(小コーナータイトル)

- 1 新天地「満州」へ
 - ー1渡満ブーム ー2都市部では
- -3開拓地では

- 2 終戦による混乱
 - -1ソ連軍の進攻 -2ソ連軍政下で
- 3 日本への長い道のり

(主な展示資料)

満州各地の戦前の絵葉書、ソ連軍政下に置かれた日本人難民収容 所の統計、満州で終戦を迎えた画家の栗原信氏が見た満州の日本人 の状況(複製絵画)、飯山達雄氏が引揚者に密着して撮影した写真な ど。

23 項目別Ⅱ-1(3)

4	地方原

(5) ビデオコーナー:

恩給欠格者、戦後強制抑留者、海外からの引揚者の労苦の実態を、よ り分かりやすく理解してもらうため、次のビデオを上映した。

①(平和祈念展示資料館を訪ねて)

「あなたはこの真実を知っていますか?戦争・抑留・引揚げ」

- ②(軍人軍属短期在職者の証言) 「語り継ぐ労苦~フィリピン編~」
- ③(戦後強制抑留者の証言) 「望 郷」
- ④(海外引揚者の証言) 「娘よー満洲編ー」

このビデオコーナーでは、8月16日(土)、17日(日)の両日13時と15時にトーク ショー「私の戦争体験(所要30分)」を開催した。

- ①話し手:松島トモ子(引揚経験者、父親はシベリアに抑留され死亡、女優)、 聞き手:山本麻利央(タレント)
- ②話し手:長山藍子(引揚経験者、女優)、 聞き手: 益子直美(スポーツキャスター)
- 平和祈念展の開催に当たっては、交通広告、ポスター、チラシの配布(東京 都・埼玉県・神奈川県の中学校・高等学校、公立図書館等約2,900か所)、案 内状の送付(約1,500通)、基金HPでの案内、総務省メールマガジンでの案内 により周知を実施した。

展示会

④ 地方展示会

ア 直轄の地方展示会 平成20年6月に「平和 祈念展」を愛知県名古 屋市において開催し、 入場者数の目標を 5.000人以上とする。

4) 地方展示会

ア 直轄の地方展示会

平和祈念展(愛知展)は、平成20年6月13日から22日の9日間、名古屋市愛 知県図書館5階大会議室で開催した。開催に当たり、新聞、テレビ・ラジオ、 名古屋市内の交通機関、教育機関へのチラシ等の配布など多角的に広報を 実施したものの、開催期間中の入場者は3.528人となり、19年度の長野市 で開催(入場者数1,581人)より多くの入場者を得ることができたが、年度目 標(5,000人)の70.6%にとどまった。

【開催概要】

行事名	平和祈念展「語り継ごう!戦争体験の記憶」
会 場	愛知県図書館5階 大会議室
会 期	平成20年6月13日~22日 9日間 (16日は会場休館日)
共 催	愛知県
<u>共 催</u> 後 援	総務省、愛知県教育委員会、名古屋市ほか
入場者数	3,528人(目標5,000人)

【展示概要】

次の6つのコーナーを設けるとともに、開催地である愛知県のコーナーでは「郷土愛知では」を設け、地域の特色を生かした資料を展示することにより、少しでも愛知県民に興味関心を持ってもらえるよう工夫した上で、戦時下の資料や証言、絵画、写真を展示した。

(1) 導入部:

今次大戦に係る年表(写真入り)及び満州事変から太平洋戦争終結まで の戦線の展開状況を分かりやすく把握できる電飾パネルによる展示。

(2) 「兵士の労苦」コーナー:

(小コーナータイトル)

- 1 入営・出征 2 中国との戦争一戦場の拡大へ
- 3 アジア・太平洋での戦争一戦局の悪化

(主な展示資料)

臨時収集令状(赤紙)、応召袋、馬匹徴発告知書、伝単(宣伝ビラ)、 水木しげる氏の絵画など。

(3)「郷土愛知では」コーナー:

(小コーナータイトル)

1 郷土部隊の足跡 2 戦時下の県民生活 3 戦局の悪化

(主な展示資料)

陸軍少年兵募集のチラシ、軍隊手牒、戦陣訓、奉公袋、250キロ爆弾 (不発弾)、戦時下の写真など (4)「戦後強制抑留者の労苦」コーナー:

(小コーナータイトル)

1 強制連行 2 過酷な労働とラーゲリ生活 3 ダモイ(帰国)ー生と死と (主な展示資料)

国家防衛委員会決議第9898cc号(スターリン文書)、強制連行の写真や 絵画、袖無しの防寒外套、俘虜郵便葉書など。

(5)「海外からの引揚者の労苦」コーナー:

(小コーナータイトル)

- 1 ソ連軍の侵攻-8月15日を境に
- 2 少年たちの記憶ー中国引揚げ漫画家たちの経験
- 3 引揚げはじまる

(主な展示資料)

満州各地の戦前の絵葉書、ちばてつや氏・赤塚不二夫氏ら漫画家たちが、自らの中国からの引揚げ体験を描いた絵画、三宅一美氏が引揚者に密着して撮影した写真など。

(6) ビデオコーナー:

恩給欠格者、戦後強制抑留者、海外からの引揚者の労苦の実態を、より分かりやすく理解してもらうため、基金で制作した次の ビデオを上映した。 (基金制作のビデオ)

- ①「あなたはこの真実を知っていますか?戦争・抑留・引揚げ」(3問題)
- ②「南十字星の下 戦跡に蘇る兵士の労苦」(恩欠)
- ③「シベリア抑留 その足跡を訪ねて」(抑留)
- ④「悲劇と労苦の地、樺太」(引揚)

【広報等】

ポスター・チラシの配布・掲示	約3,000ヵ所
(愛知県下の高校・中学校・小学校、公共図書館、博物館など)	市りる,000カナリ
団体関係(愛知支部会員)案内状送付	約600通
名古屋市営地下鉄全線 中吊広告	6月13日~15日 3日間
新聞折込チラシ	60,000世帯
「広報あいち日曜版」(新聞4紙)	6月1日
CBSラジオ「あいち県政リポート」	6月14日
「あいちだより」(市町村向け広報資料)	6月号
プレスリリース	35社
後援機関取材依頼によるニュース番組、記事掲載	7社(テレビ1社・新聞6社)
基金HP、総務省メルマガ、愛知県メルマガへの記事掲載	
会場入口での呼込み	随時

イ委託事業の地方展示会

関係団体への委託により全国各地で計画的に開催し、入場者数の目標を17,500人以上とする。

イ 委託事業の地方展示会

関係者の労苦に対し地方在住者の理解を深めるため、社団法人元軍人軍属短期在職者協力協会、財団法人全国強制抑留者協会に委託し、総務省、地方公共団体等の後援を得て、地方展示会を15回開催した。これらの開催に当たっては、全国的組織を持ち、それぞれの地域事情を詳細にかつ的確に把握している各関係団体に委託することにより、地域ごと特色のある展示が可能となった。

20年度の地方展示会の入場者は、延べ13,823人となり、19年度(13箇所、延べ入場者数12,288人)と比べ増加したものの、年度目標(17,500人)の79.0%にとどまった。

〇(社)元軍人軍属短期在職者協力協会

テーマ: 平和祈念展

内 容: 恩給欠格者の労苦を物語る写真パネルや実物資料を展示

開催箇所:7箇所 延べ入場者数:4,553人

(開催時期等)

①8月8日~10日 長崎県平戸市平戸文化センター(入場者735人)

②8月29日~31日 山形県飯豊町 中部農村活性化センター

(入場者244人)

③9月12日~14日 神奈川県大和市 大和市保健福祉センター

(入場者367人)

④9月23日~25日 福岡県みやま市 まいピア高田 (入場者745人) ⑤10月25日~27日 香川県さぬき市 ゆーとぴあ みろく(入場者368人)

⑥11月9日~11日 愛知県名古屋市 桜華会館 (入場者255人) ⑦12月7日~13日 大分県大分市 大分県立総合文化センター

スルセンメー (入場者 1839人)

〇(財)全国強制抑留者協会

テーマ:シベリア抑留関係展示会

内 容:シベリア抑留者が帰国後に当時の体験を描いた絵画、実物資料、

引揚船・収容所の模型等を展示

開催箇所:8箇所 延べ入場者数:9,270人

(開催時期等)

- ①7月2日~6日 北海道稚内市 稚内総合文化センター (入場者1100人)
- ②7月16日~21日 茨城県筑西市しもだて地域交流センター アルテリオ (入場者850人)
- ③7月23日~27日 茨城県笠間市 笠間市立笠間公民館(入場者 1200人)
- ④8月1日~4日 静岡県富士市 富士市産業交流展示場 ふじさんめっせ (入場者950人)
- (5)8月6日~10日 愛知県瀬戸市 パルティせと(入場者1200人)
- ⑥8月12日~17日 愛知県豊川市 桜ヶ丘ミュージアム (入場者2000人)
- (7)8月27日~31日 愛知県稲沢市 稲沢市総合文化センター(入場者1320人)
- ⑧9月30日~10月2日千葉県東金市サンピアアートギャラリー(入場者650人)

⑤ アンケートの実施

⑤ アンケートの実施

平和祈念展示資料館 の入館者、特別企画 展•平和祈念展•地方 展示会の入場者等に 対して、アンケートを実 施し、平均で過半数 の者から満足した旨の 回答を得ることを目標と するとともに、その結果 を以後の展示内容に適 切に反映させる。

ア 平和祈念展示資料館

平成21年3月末日現在、平和祈念展示資料館入館者総数の5.6%に当 たる2,690人からアンケートを徴し、過半数を大きく上回る84.4%の方から 満足した旨の回答を得た。

また、アンケートに寄せられた要望のうち、「遺書などで文字が薄れているも のは、訳が欲しい」、「頼めば説明してもらえるのか」「展示を各地で行って欲 しい」など実現した。

イ 特別企画展

入場者総数の5.8%にあたる194人からアンケートを徴し、回答者の91.8%の 方から満足した旨の回答を得た。また95.6%の方から印象深いとの回答を得 た。記述された印象としては、「その時代に生きた者として当時を思い出し懐 かしく思う」「死亡告知が悲しかった。時刻不明、〇〇方面等の記載をみる家 族の気持ちを思った。「私が寄贈した資料が展示され、何回も視た」等の感 想が寄せられた。

また、今後への希望については、「学校の長期休暇に併せて戦争体験を 語って欲しい。「「資料が何時までも残り後世にみてもらいたい」等が寄せられ ていた。

ウ 平和祈念展(銀座展)

入場者総数の3.8%にあたる389人からアンケートを徴し、回答者の約8割以 上の方から満足した旨の回答を得た。

また、入場者から次のような感想が寄せられた。

⑥ 関係資料の貸出し

具体的には、

「当時の辛さがわかり、心うたれた」、

「終戦後、ソ連や満州から引きあげる人々の状況がよくわかった」、 「映画やテレビ、本等で、戦争の悲劇を知っていましたが、より現実的にその 惨状を知ることが出来ました」、

「時系列とテーマ毎の解説がわかりやすかった」

工 地方展示会(愛知展)

入場者総数の25%にあたる879人からアンケートを徴し、回答者の87%の方から満足した旨の回答を得た。

また、入場者から次のような感想が寄せられた。

また、具体的には、

「平成生まれの私には新しく知ることばかりであった」、 「実物の展示によって当時の姿が見えてくるようであった」、 「小6の息子も歴史を学んで分かることもあるようで、連れてきてよかった」、 「写真や実物、証言など、様々な資料を豊富に展示してありわかりやすかった」

⑥ 関係資料の貸出し

20年度は、地方公共団体等から法人所蔵資料の借用申出は、9か所607点であり、次のとおりである。ちなみに、19年度の貸出状況は、4か所で貸出資料の点数は190点である。

【資料の貸出先】

ア 宮崎県(平和祈念資料展示室に展示)

貸出期間:20年4月1日~21年3月31日 貸出資料:複製資料 4点

- イ (株)正進社(教科書副教材に写真掲載)貸出資料: 臨時召集令状 1点ウ (株)千代田ラフト(NHK・ETV特集制作) 貸出資料: 小柳次一氏関連資料
- ワ(㈱十代田フノト(NHK・ETV特集制作) 賃出賃料: 小柳次一氏関連賃料 500点
- エ 大和市平和都市推進事業実行委員会(戦争体験者証言 DVD作成) 貸出資料: 資料館ジオラマ人形(収容所)写真 1点
- オ (社)日本戦災遺族会(「戦災と平和展」において展示) 貸出資料:写真パネル 13点
- カ 新宿区役所(平和展に展示) 貸出資料:写真 3点
- キ ピース大阪(特別展「満州国とシベリア抑留」において展示) 貸出資料:写真パネル 4点 図表パネル 2点

(関係資料の貸出し

基金以外の者が実施する展示会等において、関係資料の展示を希望する場合には、その展示の趣に、内容等を勘案して、関係資料の貸出しを積極的に行う。

		ク (社)元軍人軍属短期在職者協力協会(平和祈念展において展示) 貸出資料:小柳次一氏写真パネル 78点 ケ (株)マルチクリエイト(小学生の社会6年に写真掲載) 貸出資料:臨時召集令状 1点 これらのほか、舞鶴市から資料提供依頼のあった「平和祈念フォーラム200 8」の録音テープをコピーして送付した。	
当該業務に係る事業経費	379, 989千円	当該業務に従事する職員数	3 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	В		

今期法人では、資料展示のための諸措置を以下のとおり実施しており、「目標を概ね達成」したと判断できる。

- ① 平和祈念展示資料館
 - ア 必要に応じて展示内容の充実、テーマを持った展示資料の入れ替えという目標に対して、20年8月31日NHK教育テレビで従軍写 真家小柳次一氏の特集番組の放映があり、資料館及び平和祈念展(銀座展)の様子が流されることに併せて、9月から「特設展示 コーナー」に「従軍カメラマン小柳次一氏の足跡をたどって」を設けている。

また、20年5月から毎月テーマを設置して、展示資料の入れ替えを行っている。

- イ 平和祈念展示資料館の広報の実施という目標に対して、従来からの交通広告のほか「住友ビル商店会主催のサマーフェアー新聞 折込広告への記事掲載」など9媒体等での広報を積極的に実施している。
- ウ 説明による団体客への積極的対応という目標に対して、事前予約のない来館者にも当日積極的に対応し、昨年より多くの来館者に 対応している。
- エ ミニ企画展示会及び特別企画展の開催に当たっては、資料寄贈者やリピーター等に展示会のお知らせを送付している。
- オ 平和祈念フォーラム実施日や特別企画展開催中などにおいて、資料館の開館日・開館時間の弾力化等を行うという目標に対し、7 月21日以降、従来休館日であった月曜日も開館していること、学校の自由研究の題材を集めに訪れた遠方からの小学生等が開館 時間前に来られた場合には、開館時間を早めたことは、利用者のニーズに合わせた開館日・開館時間を弾力的に運用を行っている。
- カ 20年度の入館者数は、48.272人であり、20年度の目標値(52,000人)の92.8%にとどまったこと。
- ② 特別企画展

入場者数を3.300人以上とするという目標に対し、開催期間中の入場者数は3,359人となり目標は達成していること。

③ 平和祈念展

入場者数11,000人以上という目標に対し、今回の祈念展においては、戦争体験のない若い世代にもなじみやすいように、引き揚げの実体験を持つ女優松島トモ子、長山藍子などによるトークショーを実施したり、証言ボックスやビデオコーナーを設置するなど集客に努めたが、入場者の数は10,282人にとどまり、目標を若干下回っている。

4 地方展示会

法人直轄の「平和祈念展」の入場者数を5,000人以上とするという目標に対し、愛知県等の共催・後援を得て、更にマスコミ等の協力を得ながら、開催に当たり、新聞、テレビ・ラジオ、名古屋市内の交通機関、教育機関へのチラシ等の配布など多角的に広報を実施したものの実績は3,528人にとどまり、地方展示会の入場者は19年度と比べ増加したものの、目標を下回った。

また、委託事業については、入場者数17,000人以上という今期目標に対し、実績は13,823人と目標を下回ったものの、19年度と比べ1500人以上も増加していること。

⑤ アンケートの実施

アンケートを実施し、平均で過半数の者から満足した旨の回答を得るという目標に対し、ほぼ9割の方々から「満足した」との回答を得ている。

⑥ 関係資料の貸出し

関係資料の貸出しを積極的に行うという目標に対し、20年度は9か所607点であり、19年度の4か所190点と比べかなり積極的に 貸出を行っている。

「必要性」

関係資料を幅広く展示することで関係者の労苦を国民に周知することは、法人が目的としている「関係者の戦争犠牲による労苦について、国民の理解を深めること等により、関係者に対し慰藉の念を示す」ことを達成するために極めて重要な業務である。

特に、年月の経過とともに記憶が風化することを防ぎ、関係者の労苦を後世に継承していくことは極めて重要であり、法人として必要不可欠な業務と考える。

「効率性」

各種催しと資料館を一体化して広報を実施するなど費用の節約を図っているほか、地方組織を持たない法人が関係団体と協力することにより地方で展示会を15回開催したことは、地方都市に在住の国民にも「関係者の労苦に理解を深めて頂ける」ということを効果的に実施しているものと認められる。

「有効性」

法人の設立目的である「関係者の労苦について国民の理解を深める」ためには、関係資料は不可欠の要素であり、法人が関係資料を一体的に収集・保管・展示することは法人の目的達成に有効な手法である。

さらに法人が関係資料を収集・保管・展示して後世に引き継いでいくことが、関係者及びそのご遺族を慰藉することにもなると認められ、有効な施策である。

中期計画の該当項目

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 資料の収集、保管及び展示

■ 中期計画の記載事項

(4) 基金解散後の資料等の在り方在り方の検討状況を踏まえ、適時適切な目標管理を行いつつ、資料等の円滑な移行等のための準備作業を適切に進める。

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果

小 項 目	達成目標	達成目標に対する実	 施結果(具体的数値があれば記入)
(4) 基金解散後の資料等 の在り方	(4) 基金解散後の資料等の在り方 在り方の検討状況を踏まえ、資料等の円滑な移管等のため、資料分類コード、資料の仕分等、効果的、効率的に管理していくための方策を検討しつつ、資料整理(棚卸し)等の準備作業を適切に進める。	理事長決定)」を立ち上げ、 方法について検討を開始し 備、現物資料と目録データの ことを決定した。これらを踏 した整理の仕方、現物と目 整理業務」を効果的に民間 理業務」の企画競争を実施 テブ(株)に資料整理業務を 託業者から収蔵資料12,7	を加えた「資料整備等検討委員会(20年3月31日 寄贈等を受けた実物資料等の整理、記録保存等の、総務省への移管のために必要な目録データの整 との突き合わせ、移管用基礎データの作成等を行う まえ、資料を整理するに当たり、資料の搬出を考慮 録との突き合わせ、データ入力等の「所蔵資料等の 企業のノウハウを活用するため、「所蔵資料等の整 した。その結果、20年7月下旬にナカシャクリエイ 委託し、21年3月27日に検討委員会を開催し、委 70件(33,010点)について、資料の保存状況、 象データ等の最終報告を受けた。
当該業務に係る事業経費	20, 078千円	当該業務に従事した職員数	3名
■当該項目の評価 (AA~D)	А		

資料等の円滑な移管等のため、資料分類コード、資料の仕分等、効果的、効率的に管理していくための方策を検討しつつ、資料整理 (棚卸し)等の準備作業を適切に進めるという目標に対し、当法人内部に「資料整備等検討委員会」を立ち上げ、寄贈等を受けた実物資料等の整理、記録保存等の方法について検討し、所蔵資料等の棚卸し作業を行い、年度内に資料整理の準備作業が完了したことは 「目標を十分達成した」といえる。

「必要性」

関係者等から寄贈された現物は、寄贈者本人のみならず過去の事実を伝える貴重なものであり、これらを後世に引き継ぐ責務は当法人に課せられた責務である。そのためにも、資料を整理することは必要である。

「効率性」

資料を整理するに当たり、資料の搬出を考慮した整理の仕方、現物と目録との突き合わせ、データ入力等の「所蔵資料等の整理業務」を民間企業のノウハウを効果的に活用したことは評価できる。

「有効性」

当法人内部に有識者を加えて実物資料等の整理、記録保存等の方法について検討を行い、移管のために必要な目録データの整備、 現物資料と目録データとの突き合わせ、移管用基礎データの作成等を行うことを決定し、民間業者に委託したことは、資料整理に有効 な手段である。

33 _{項目別 II-1(4)}

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平20年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

2 調査研究

■ 中期計画の記載事項

(1) 労苦の実態把握

基金の解散を見据え、関係団体への委託により計画的に実施する体験者の手記による調査、聞き取り調査その他の調査を通じ、関係者の労苦の実情を把握するとともに、これまでの調査研究の成果を後世に確実に伝えられるよう研究成果の取りまとめを行う。

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果

■ 日事未平及人は中朔日保の朔間に8317の小項目にこの夫旭相未				
小 項 目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)		
(1) 労苦の実態把握	(1) 労苦の実態把握 関係団体への委託により計画的に実施する調査、 験者の手記による調査、 聴き取り調査その他の調査を通じ、関係者の労害と を実情を把握するととの に、これまでの調査研究 の成果を後世に確実に の成らよう研究成果 の取りまとめを行う。	の実態を取りまとめ、戦後強事、石炭・鉱石の採掘等)の	19巻を基に、恩給欠格者にあっては戦域別の労苦制抑留者にあっては従事した作業別(伐採、鉄道工労苦の実態等を取りまとめた。 関係者から手記25件を採録した。	
当該業務に係る事業経費	47, 503千円	当該業務に従事する職員数	3名	
■当該項目の評価 (AA~D)	А			

関係団体に対し、調査の委託を行いそのとりまとめを行うとの目標に対し、20年度は、「平和の礎」全19巻を基に、

- ①恩給欠格者にあっては戦域別の労苦の実態を取りまとめ、戦後強制抑留者にあっては従事した作業別(伐採、鉄道工事、石炭・鉱石の採掘等)の労苦の実態等を取りまとめたこと。
- ②引揚者については、関係者から手記25件を採録したこと。 これらのことから、「目標を十分達成」したと評価できる。

「必要性」

労苦の実態把握は、関係者に対し慰藉の念を示すための調査研究の一環であり、労苦の実態を解明し、国民にわかりやすく解説することが必要である。

特に、関係者の高齢化が進展している状況の下、労苦の採録が困難な状況等もあり、労苦体験者から直接又は間接にその実態を聴取し記録に留める必要性は高いものと考える。

「効率性」

地方組織を有しない法人が全国から労苦を採録するためには、関係団体に委託して調査を実施すること及び関係者の労苦実態を熟知している関係団体に取りまとめを委託したことは効率的な手法と認められる。

「有効性」

関係者の労苦の実態について直接体験者本人から語っていただくことが、後世への継承という観点から極めて有効である。

35 項目別 II -2(1)

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成20年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置2. 調査研究

- 中期計画の記載事項
- (2) 外国調査の実施

これまで実施した旧ソヴィエト社会主義共和国連邦等における資料の探索及び収集した資料の調査・研究成果の取りまとめを行う。

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果

小 項 目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(2) 外国調査の実施	(2) 外国調査の実施 ロシア連邦・カザフス タン等中央アジア諸国 公的機関等から収集し た資料に基づき戦後強 制抑留の状況について の取りまとめを行う。	平成14年度から19年度までに収集した資料は、行政文書(露文)2,398件及びその和訳文書177件、書籍のコピー(露文)1,451点及びその和訳112点、記録映像2本、写真47点、その他の資料10点があり、これらの資料について、所蔵館別、地域別、年代別に整理を行った。 なおこのほか、平成20年4月1日から30日にかけて、ロシア国立映画・写真資料公文書館、ロシア国立軍事公文書館、ドイツ反ファシスト記念館の資料について、資料入手に係る交渉調整と入手すべき資料のリストをまとめた報告書の作成業務を外部に委託した。 この結果、①1945年制作の「日本壊滅」の映画フィルムからソ連軍と日本軍使が降伏条件について話し合っている部分、抑留者の武装解除、隊列の進行、収容所内風景等抑留者に関する部分の映像(1本)、②収容所内の抑留者の様子、抑留者の労働作業の状況等を撮影した写真資料(42枚)、③サハリンにある収容所の地図(3枚)、スケッチ(1枚)を入手した。これらの資料については、当法人の資料館で使用できるよう上記の3公文書館等と使用契約を結んだ。
当該業務に係る事業経費	3, 936千円	当該業務に従事する職員数 3名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	В	

■ 評価結果の説明

収集した資料に基づき戦後強制抑留の状況についての取りまとめを行うという目標に対し、これまでに収集した資料(行政文書、書籍のコピー、記録映像、写真等)について、所蔵館別、地域別、年代別に整理を行ったことは、「目標を概ね達成」したと判断できる。

「必要性」

当法人資料を総務省に引き継ぐことから、これまで収集した戦後強制抑留者の労苦体験の実態を明らかにする関係資料を整理することは、資料の活用から必要なことである。

「効率性」

次世代及び一般の国民にその労苦を伝えるには直接視覚に訴える映像・写真が有効であり、これらの関係資料を広く国民に対し周知する目的においても、地域別、年代別に整理することは、効率的な施策であると認められる。

「有効性」

戦争体験の労苦に関する実態を多面的に明らかにし、かつ、客観性を担保するためには、相手当事国の公的機関が保有する資料の収集を整理することは、有効な手段である。

37 項目別 II - 2(2)

独立行政法人平和祈念事業特別基金の平成20年度業務の実績に関する項目別評価調書

中期計画の該当項目

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3. 記録の作成・頒布、講演会等の実施等

■ 中期計画の記載事項

- (1) 記録の作成・頒布
- ① 総合データベースの構築 調査研究の成果等について、後世に継承できるよう、電子データ化を推進する。
- ② 調査研究の成果の出版等 調査研究の成果を「平和の礎」等として出版する。 また、これまでの調査研究の成果を基金解散後においても活用できるよう、取りまとめを行う。
- ③ 出版物等の活用 出版物等は、平和祈念展示資料館等における展示、広報資料の作成等に積極的に活用する。

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果				
小 項 目 達 成 目 標		達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)		
(1) 記録の作成・頒布① 総合データベースの構築	(1) 記録の作成・頒布 ① 総合データベースの 構築 調査研究の成果のう ち、まだ実施していない 『平和の礎18』(130 件)の電子データ化を効 率的に推進する。	① 『平和の礎18』について、総合データベースシステムへの取り込みを完了した。		
② 調査研究の成果の 出版等	② 調査研究の成果の出版等 労苦調査研究の成果を活用し、関係者の手記等を 用し、関係者の手記のでは 関係者の手記のでは 関し、それぞれ「軍人 題し、それぞれ「軍人 題期在職者が語り継ぐ 苦」、「シベリア強制抑留 者が語り継ぐ労苦」、「労 者が語り継ぐ労苦」、 ・労 者が語りとして作成する。	和の礎」と題し、それぞれ「軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦19」、「シベリア強制 抑留者が語り継ぐ労苦19」、「海外引揚者が語り継ぐ労苦19」として、下記のとおり編		
		38 項目別 II — 3(1)		

係資料の調査研究の 成果について、基金解 散後においても活用で きるようその方策につ いて検討する。

また、労苦調査及び外 国の公文書館等から入 手した戦後強制抑留関

③ 出版物等の活用

③ 出版物等の活用 出版物を平和祈念展 示資料館に配置、展示 し、入館者が気軽に手 にとって閲覧できるよう にする。また、基金制 作の啓発ビデオ映像 については、平和祈念 展示資料館ビデオ・シ アターにおいて1日7 回上映するとともに、 その他の関連ビデオに ついては、ビデオ・コー ナー(個人視聴)にお いて視聴できるように し、積極的活用を図 る。

> また、これら出版物等 については、全国の主 要図書館、大学等研 究施設、小中高等学 校等に配布し理解の 促進を図る。

「軍人軍属短期在職者が語り継ぐ労苦19」

聞き取り調査記録 54点 手記(労苦体験記) 17点 「シベリア強制抑留者が語り継ぐ労苦19」

手記(労苦体験記) 19点 聞き取り調査記録 17点 「海外引揚者が語り継ぐ労苦19」

手記(労苦体験記) 25点

また、外国の公文書館等から入手した戦後強制抑留関係資料については、基金解 散後においても活用できるようにデータベース化する方向で資料の分類整理方法等 の検討を行った。

出版物等の活用

平和祈念展示資料館の図書コーナーでは、当法人の出版物を含め図書約2.500 冊を常設している。

隣接する証言コーナーでは、3問題関係者の証言を聴ける機材を6台設置し、啓発 用ビデオ映像は、毎時、ビデオシアターにおいて上映している。

また、戦争体験者の労苦の記録としての「平和の礎」を、大人から子供まで関心を 持っていただけるように編纂した『「平和の礎」選集3』及び満州からの引き揚げを漫画 にした『遙かなる紅い夕陽』については、入手を要望する来館者等が多いことから、必 要部数を増刷し、前年度に引き続き、平和祈念展示資料館、平和祈念展、地方展示 会等の来場者に頒布した。

更に、調査研究の成果として編纂した『平和の礎18』及び『平和の礎19』を作成し、平和 祈念展示資料館、平和祈念展、地方展示会等の来場者に頒布した。また、全国の国公 立図書館等(2,320か所)にも頒布した。

	また、平成16年度に 刊行した「戦後強制抑 留史」については、翻訳 作業を引き続き行い、 関係諸国の図書館・大 学等に配付するなど、 外国においても周知さ れるよう活用を図る。	館・大学等(780か所)に 戦後強制抑留の実態を周 なお、ホームページの「単	訳版をアメリカ、イギリス、韓国、ロシア等の諸外国の図書配付するとともに、ホームページに掲載し、国の内外からも知されるようにした。 知されるようにした。 銭後強制抑留史」へのアクセス件数は、4万件を超え、当法クセスの3.6%となっている。
当該業務に係る事業経費	22, 386千円	当該業務に従事する職員数	7 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	А		

目標に対する今期の実績は以下のとおりであり、年度計画の目標を「十分達成した」と認められる。

①総合データベースの構築

『平和の礎18』(130件)の電子データ化を効率的に推進するとの目標に対し、『平和の礎18』について総合データベースシステムへの取り込みを完了している。

②調査研究の成果の出版等

労苦調査研究の成果を活用し、関係者の手記等を取りまとめ、「平和の礎」と題し作成するとの目標に対し、関係者の労苦調査結果を「平和の 礎」と題し編纂し手いる。調査研究の成果について、基金解散後においても活用できるようその方策について検討するとの目標に対し、外国の公 文書館等から入手した戦後強制抑留関係資料について、所蔵別、地域別、年代別に整理を行っている。

③出版物の活用

出版物等については、全国の主要図書館、大学等研究施設、小中高等学校等に配布し理解の促進を図ること、「戦後強制抑留史」については、 関係諸国の図書館・大学等に配付するなど、外国においても周知されるよう活用を図るとの目標に対し、『平和の礎18』及び『平和の礎19』を作成 し、平和祈念展示資料館、平和祈念展、地方展示会等の来場者や全国の国公立図書館等(2.320か所)にも頒布していること。

「戦後強制抑留史」の英訳版を関係諸国の図書館・大学等(780か所)に配付するとともに、ホームページに掲載し、国の内外からも戦後強制抑留の実態を周知し、ホームページの「戦後強制抑留史」へのアクセス件数が4万件を超え、当法人のホームページへのアクセスの3.6%となっていること。

「必要性」

記録の作成・頒布業務は、関係者の労苦を後世に語り継ぐための業務であり、国民の理解を深めるための新たな手段として法人が保有する資料をホームページで公開することや、調査研究の成果の出版等を行い、これを広く国民に周知することの必要性は高いものと認められる。

「効率性」

法人が保有する資料をインターネットで公開することは、比較的安価に、国民が居ながらにして閲覧可能となる極めて効率的な手段であるため、 今後も積極的にホームページでの公開を行っていく必要がある。

「有効性」

国民の理解を深めるためには、情報発信の手段方法はその数が多いほど望ましいと考えられる。特に、地方組織を有しない法人にとって、インターネットや出版等は有効な施策と認められる。

41 項目別 II - 3(1)

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等

■ 中期計画の記載事項

(2) 講演会等の実施

① 講演会等の開催

関係者の労苦を後世に語り継ぎ、平和の重要性について広く理解を得るため、関係者、学識経験者等による講演会、フォーラム等を、中期目標の期間の2年6月間において10回以上開催する。

- ② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催 「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を、関係団体への委託により、中期目標の期間の2年6月間において30回以上開催する。開催に当たっては地方 展示会との有機的連携を図るなど効率的運営を行う。
- ③ 校内放送番組制作コンクールの実施 関係者の労苦に関する教育分野における理解の拡充を図るため、その一環として戦争体験の労苦をテーマとした校内放送番組制作コンクールを行い、その制作過程を通じて若い世代が労苦理解の一層の促進を図るとともに一般国民の関心の喚起を図る。

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果

達成目標

(2) 講演会等の実施 (2) 講演会等の実施 ① 講演会等の開催 ① 講演会等の開催 著名人等の体験者を交 え、当時の内外情勢等背 景事情などを分かりやす く解説するとともに、体験 者の労苦体験を語り継ぐ 趣旨のフォーラムを京都 府舞鶴市で開催する。こ の他、東京都において同 様のフォーラムを開催す る。収容人員の規模を勘 案し、入場者数の目標 を、前者のフォーラムでは 1,000人以上、後者の フォーラムでは300 人以

上とする。

(2) 講演会等の実施

- ① 講演会等の開催
 - ア 平和祈念フォーラム2008(舞鶴市)の開催 平和祈念フォーラム2008を、下記のとおり実施した。入場者は1,012人となり、年度目標 (1,000人)を達成した。

達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)

【開催概要】

行	事 名	平和祈念講演会「平和への願いを語り継ごう〜戦争体験の労苦を通して〜」
会	場	舞鶴市総合文化会館 大ホール
会	期	平成20年9月6日
共	催	舞鶴市、舞鶴市教育委員会、引揚最終船入港50周年· 舞鶴引揚記念館開館20周年記念事業実行委員会
後	援	総務省、京都府、京都府教育委員会ほか
入:	場者数	1,012人(目標1,000人)

42 項目別Ⅱ -3(2)

【プログラム】

・第1部「若い世代に伝えたい引揚体験と行く先々で出会った人々」 出演者 鈴木史朗氏(フリーアナウンサー・引揚体験者) ・第2部「語り継ぎたい、私の人生に残っている記憶〜戦争体験を通して〜」 出演者 鈴木史朗氏 長山藍子氏(俳優・引揚体験者) 津川雅彦氏(俳優) 解説者 田久保忠衛氏(杏林大学客員教授)

【広報等】

ポスター・チラシの配布・掲示	約280ヵ所
(京都府下の公共図書館、博物館、駅、近畿各市、市内各所[店舗、観光施設等])	ボリ200カカリ
団体関係(京都支部会員)案内状送付	約200通
新聞広告(京都新聞) 8月8日 朝刊 テレビ欄 半5段	約43万部
新聞折込チラシ(京都新聞) 8月12日 朝刊	10万世帯
舞鶴市立小中学校校長会 参加呼びかけ	7月11日
「広報まいづる」記事掲載(7月16日号、8月1日号、8月16日号、9月1日号)	4回
自治会チラシ回覧	8月15日
広報版設置(舞鶴市)	8月16日~9月7日
基金HP、舞鶴市HPへの記事掲載	
後援機関取材依頼によるニュース番組、記事掲載	4社(新聞4社)

〇 また、フォーラムに参加したきっかけをお訊きしたところ、アンケート回答者の内304人の方(65.9%)が「戦争時代や平和について関心があった」と、189人の方(41.0%)が「出演者に興味を引かれた」と回答している。

更に、「フォーラムに参加して、心に残ったこと感じたことがありましたら、お書き下さい」という質問においては、引揚経験者からは「当時を思い出してながら聞いた」、「今後も末永く、語り継がれて行かれんことを祈念します」などの回答が、それ以外の者からは「祖父母の世代が体験したことを子供達に語り継いで行くために、よい機会を頂いた」「戦争を知らない私達は、正しく過去のことを学ぶ義務があると思う」などの回答を得た。

イ 平和祈念フォーラム2008(東京)の開催

平成21年2月22日東京都新宿区の明治安田生命ホールにおいて、平和祈念フォーラム2 008(東京)は下記プログラムのとおり2部構成とし、「校内放送番組制作コンクール表彰式」 と同時開催を実施した。 このことにより、100人を超える高校生が参加した第1部「戦争を知らない世代が考える、戦争体験の労苦」において、司会者がビデオ制作で感じたことなどを会場の高校生に質問をし、入場者の参加型のパネルディスカッションを実施することができた。

【プログラム 第1部】

第1部は、「戦争を知らない世代が考える、戦争体験の労苦」というテーマについて、ビデオ制作に参加した高校生を主体としたパネルディスカッションを行った。

司会者 生島 ヒロシ パネリスト 高校生4名 その他 フォーラム参加者

【プログラム 第2部】

第2部は、「体験者から次世代へ語り継ぐ、平和の尊さ」というテーマで、戦争体験者中心のパネルディスカッションを行った後、第5回高校生ビデオコンクール表彰式及び優秀作品の紹介を行った。

司会者 生島 ヒロシ ゲスト・パネリスト 松島トモ子及び戦争体験者 解説者 田久保忠衛 その他 フォーラム参加者

〇開催に当たっては、ホームページの応募フォームより募集したほか、首都圏のJR、東京メトロ等に車額交通広告(12月24日~)、首都圏の学校等へのポスター及びチラシの配布、平和祈念展示資料館における応募受付、報道機関への情報提供など事前の広報、当日参加の呼びかけなどを実施したが、雪による交通機関の乱れにより参加予定の北海道の高校生(23人)が当日参加できず、入場者数の目標300人を若干下回る284人であった。

〇入場者数の54%にあたる154人からアンケートを徴し、第1部「戦争を知らない世代が考える、戦争体験の労苦」の印象については、回答者の86%の方から「よかった」との回答を得た。第2部「体験者から次世代へ語り継ぐ、平和へ尊さ」の印象については、回答者の84%の方から「よかった」との回答を得た。

ウ 講演会の開催

関係者の労苦を後世に語り継ぐ事業の重要性についての講演会を次の3か所で開催した。

- •20年10月9日(木) 岩手県盛岡市 髙松公園 参加人員 230人
- -20年10月19日(日) 三重県四日市市 三重北勢地域地場産業振興センター

参加人員150人

-20年11月11日(火) 鳥取県琴浦町 まなびタウンとうはく 参加人員55人

44 項目別 II -3(2)

② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

② 戦争体験の労苦を語り 継ぐ集いの開催

「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を関係団体への委託により、15回以上開催する。

開催に当たっては地方展 示会との有機的連携を図 るなど効率的運営を行 う。

② 戦争体験の労苦を語り ② 戦争体験の労苦を語り継ぐ集いの開催

地域のネットワークを有する関係団体に委託することにより、下表のとおり25回の「戦争体験の労苦を語り継ぐ集い」を全国的に展開して開催した。

また、このうち11回は、法人所蔵資料や地元会員所有資料など関係者の労苦を物語る資料を展示する地方展示会と一体的に行うことにより事業の効率化を図り、経費の節減に努めた。

委託 先	開催日	開催場所	参加人員
	8月8日、10日	長崎県平戸市 平戸文化センター	421人
	8月30日	山形県西置賜郡飯豊町 中部農村活性化センター	125人
 松 元軍人軍属短期在職者協力協会	9月13日	神奈川県大和市 大和市保健福祉センター	155人
他儿单人单属及别任职行肠力励去	9月24日	福岡県みやま市 みやま市まいピア高田	480人
	10月26日	香川県さぬき市 ゆーとびあ みろく	186人
	11月9日	愛知県名古屋市 桜華会館	90人
	6月5日	大分県大分市 大分県立総合文化センター	100人
	6月19日	富山県富山市 富山市池多公民館	85人
	7月1日	静岡県富士宮市 富士宮市立大宮小学校	100人
	7月13日	石川県加賀市 平和堂アルプラザ	100人
	7月13日	富山県南砥市 南砥市愛農開館	50人
	7月15日	静岡県富士市 富士市立広見小学校	150人
	7月19日	茨城県筑西市 しもだて地域交流センター・アルテリオ	80人
	7月22日	静岡県富士宮市 静岡県立富士宮東高等学校	45人
 財全国強制抑留者協会	7月26日	茨城県笠間市 笠間市立笠間公民館	120人
例/主鸟强制抑笛名肠去	8月4日	静岡県富士市 富士市めっせ	60人
	8月10日	愛知県瀬戸市 パルティせと	130人
	8月17日	愛知県豊川市 桜ヶ丘ミュージアム	160人
	8月31日	愛知県稲城市 稲城市総合文化センター	150人
	9月18日	富山県南砥市 新下町公民館	180人
	10月15日	北海道札幌市 札幌市立西宮の沢小学校	82人
	10月19日	三重県四日市市 三重北勢地域地場産業振興センター	150人
		鳥取市琴浦町 まなびタウンとうはく	55人
	11月11日	北海道札幌市 札幌市立前田中央小学校	122人
社引揚者団体全国連合会	10月26日	岩手県盛岡市 国保会館大ホール	75人
		合計 25ヵ所	1,771人

45 項目別 II - 3(2)

全国の高校生を対象に、戦争体験をテーマとしたビデオ制作コンクールを実施する。

平成20年度に実施した第5回高校生平和祈念ビデオ制作コンクールは、全国約5,300校すべての高校を対象に募集パンフレットを発送するとともに関係教師へのコンクール告知FAXの送信、コンクール、コンテスト専門誌への募集広告、協力媒体での募集告知など参加の呼びかけを積極的に行い、その結果、北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国及び九州の各地方から31の高校(前年比7校増)が参加し51作品(前年比21作品増)の提出を得た。

今年度は、提出された51作品について、基金における第1次審査で10作品を選定し、映像制作の専門家や体験者等を交えた審査委員会による第2次審査においては、最優秀賞1校、優秀賞2校を決定した。これを受けて、同表彰式を平成21年2月22日、新宿区の明治安田生命ホールにおいて平和祈念フォーラム2008(東京)と同時開催した。表彰式にはコンクール参加校の高校生を含め284名の来場者を得て、全作品のダイジェスト版を上映するとともに、入賞作品のビデオを全編上映した。

なお、今回の表彰式には、ゲストとして引揚げの体験者であり旧ソ連に抑留中に死亡した 兵士を父親にもつ松島トモ子氏を招き、ご自身の体験談等のお話を伺った。この本表彰式 の様子については、平成21年3月14日CSのテレビ局である朝日ニュースターにて放送され た。

当該業務に係る事業経費 66,449千円 当該業務に従事する職員数 7 名

■ 当該項目の評価 (AA~D)

Α

■ 評価結果の説明

目標に対する今期の実績は以下のとおりであり、「目標を十分達成」したと認められる。

①講演会等の開催

収容人員の規模を勘案し、入場者数の目標を、舞鶴市のフォーラムでは1,000人以上、東京のフォーラムでは300人以上とするという目標に対し、前者のフォーラムでは1,012人、後者のフォーラムでは雪を原因とする交通機関の乱れから参加予定の高校生(23人)が当日参加できなかったことにより入場者数の目標300人を若干下回る284人という結果であったこと。

また、入場者に対して実施したアンケートにおいて、京都府舞鶴市のフォーラムでは入場者にフォーラム2008の印象についてアンケートを徴し、総数の45.6%にあたる461人から回答者が得られ、そのうちの96.7%の方から「印象深い」との回答を得た。新宿のフォーラムでは入場者数の54%にあたる154人からアンケートを徴し、第1部「戦争を知らない世代が考える、戦争体験の労苦」の印象について、回答者の86%の方から「よかった」、第2部「体験者から次世代へ語り継ぐ、平和へ尊さ」の印象について、回答者の84%の方から「よかった」との回答を得ていること。

なお、東京新宿の明治安田生命ホールにおいて、「第5回高校生平和祈念ビデオ制作コンクール表彰式」を実施することにより、高校生が参加した第1部「戦争を知らない世代が考える、戦争体験の労苦」において、テーマに合致した若者の参加型のパネルディスカッションを実施している。

②労苦を語り継ぐ集いの開催

「語り継ぐ集い」を今期15回以上開催するとの目標に対し、25回開催するとともに、このうち11回については、地方展示会と一体的に開催して、経費や人員の節約を図った点は高く評価できる。

③校内放送番組制作コンクールの開催

第5回高校生平和祈念ビデオ制作コンクールは、全国約5,300校すべての高校を対象に募集パンフレットを発送するなど参加の呼びかけを積極的に行い、その結果、北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国及び九州の各地方から31の高校(前年比7校増)が参加し51作品(前年比21作品増)の提出を得たことは、評価できる。

東京で開催した平和祈念フォーラム2008(東京)と校内放送番組制作コンクール表彰式を同時開催したことにより、校内放送番組制作コンクール経費を 削減した。

「必要性」

講演会その他の催しを実施して、関係者の労苦を広く周知することは、国民の理解を深め、労苦を後世に継承するとの法人の目的に照らして、必要不可欠な施策と認められる。

「効率性」

地方展示会と労苦を語り継ぐ集いについて、その一部について、一体的に開催して経費や人員の節約を図るなど、効率的な運営とするよう工夫している。

また、東京で開催したフォーラムと校内放送番組制作コンクール経費の削減に努めている。

なお、ビデオ制作コンクールの優秀作品を資料館で上映するなど多角的に活用し、効率的な利用を図っている。

「有効性」

国民各層を対象とする講演会等において、著名人体験者等による体験談と有識者による平易な背景解説に加え、若者が参加しやすい構成を行うことは、労苦についての国民の理解を深め、後世に語り継いでいく上で極めて有効な施策と認められる。

47 項目別Ⅱ -3(2)

中期計画の該当項目

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等

■ 中期計画の記載事項

小項目

(3) 語り部の積極的活用

関係者の労苦を次世代に確実に語り継ぐため、いわゆる「語り部」を前中期目標期間中に育成して、平和祈念展示資料館に配置しているところであるが、基金の解散を見据え、これまでに育成してきた「語り部」を教育活動や総合学習の場、公民館等を利用した催事等に派遣し、地域住民、特に若い世代の戦争体験の労苦理解の促進に資するなど、積極的に活用する。

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果

達成日標

(3) 語り部の積極的活用 関係者の労苦を次世代に確実に語り継ぐため、これまで育成してきた「語り部」を平和祈念展示資料館に年間延60人配置するとともに、東京近郊の学校14校に派遣するなど、「語り部」を積極的に活用する。

達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)

ア 資料館配置

ゴールデンウィークや夏休み期間中は、労苦の実体験などを生の声で次世代に語り継ぐ「語り部」を平和祈念展示資料館に配置(延35人)し、多くの入館者に積極的に語りかけることにより、理解と感銘を与える工夫と努力を行った。

また、「語り部」を常駐させることにより、説明員の予約なしで来館した多くの中学生グループの総合学習等に対しても、個別に対応できる体制を整えている。

語り部の説明を受けた来館者からは、「語り部の話を聞いて、展示されている写真、絵画等の本当の意味がよくわかった。」等の感想が寄せられているほか、総合学習等で訪れた中学生などから、「実体験者の話を聞き、戦争の悲惨さ、平和の大切さを痛感させられた。学んだことを伝え、また今後に生かしていきたい。」等の礼状が多く届いている。なお、20年度から、土日祝日にも説明員の予約を受け付けたこと、3月の春休み期間中にも語り部の配置を強化したこともあり、この結果、「語り部」の配置は、予約を含め延117人となった。

表 平和祈念展示資料館における「語り部」及び「説明員」の対応状況 (月別:対応団体数、対応人数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
団体数	7	13	10	10	10	6	7	5	3	5	3	5	84
対応人数	93	181	145	138	177	69	154	179	88	51	22	113	1,410

イ 学校派遣

東京近郊の小学校の要請を受けて「語り部」を派遣し、総合学習の場などを通じて「語り部」自らの体験談を始め関係者の労苦や平和の尊さについて語り継ぐ事業を行った。

	平成	20年度「語り部」学校	派遣事第	美実績	
No.	日程	学 校 名	クラス数	児童数	分 野
1	20年9月19日(金)	葛飾区立上小松小学校	3クラス	98名	兵士・引揚
2	10月7日(火)	松戸市立松飛台小学校	4クラス	138名	抑留
3	10月20日(月)	北区立十条台小学校	1クラス	29名	兵士
4	10月29日(水)	小平市立小平第八小学校	2クラス	71名	抑留
5	10月31日(金)	清瀬市立清瀬第七小学校	2クラス	51名	抑留
6	11月6日(木)	調布市立富士見台小学校	2クラス	70名	兵士
7	11月17日(月)	草加市立氷川小学校	3クラス	95名	抑留•引揚
_ 8	11月20日(木)	<u> </u>	3クラス	100名	抑留・兵士
9	11月25日(火)	新宿区立四谷小学校	2クラス	64名	抑留
10	11月28日(金)	杉並区立四宮小学校	4クラス	125名	抑留
11	12月5日(金)	清瀬市立清明小学校	2クラス	70名	引揚
12	12月10日(水)	流山市立新川小学校	2クラス	54名	兵士
13	12月15日(月)	杉並区立久我山小学校	2クラス	74名	抑留
14	21年1月16日(金)	狭山市立広瀬小学校	3クラス	88名	抑留
			35クラス	1,127名	延20人派遣

19年度は14小学校の学童延べ35クラス、1,119人に対し実施したが、20年度においては、小学校14校、学童延べ35クラス、1,127人(前年度比8人増)に対し、世界地図を用いて具体的な場所を指しながら、本人の当時の経験を紙芝居にするなど子どもたちにわかりやすくする工夫をしながら、直接語りかけ質問等に対しても時間の許す限り丁寧に対応した。

派遣先の学校の先生からは、「『語り部』の実体験に基づく話が児童たちの心に響き、実りある体験学習になった」、「教師としても、戦争の悲惨さ、抑留の過酷さ等を次の世代に伝える使命を感じた」等の感想が寄せられている。また、児童からは「戦争はおろかなこと、ざんこくなこと、戦争は2度と起こしてはいけないこと」等の感想文がほぼ全員から寄せられてきている。

当該業務に係る事業経費	6, 519千円	当該業務に従事する職員数	4 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	AA		

「語り部」を積極的に活用するとの目標に対し、

- ①「語り部」を資料館に年間延117人配置(目標年間延60人)していること。
- ②小学校への派遣実績は、小学校14校、学童延べ35クラス、1,127人(前年度比8人増)に対し、本人の当時の経験を紙芝居にするなど、子どもたちに積極的に「語り部」が対応していること。
- ③「語り部」から説明を受けた来館者、小学校の教師及び児童の感想や礼状等から、「語り部」を置いた目的が十分達せられていると考えられること。

これらのことから、「目標を大幅に上回って達成」したと評価できる。

「必要性」

「語り部」の育成業務は関係者の労苦について、国民の理解を深め後世に語り継ぐとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。 また、直接語りかけることにより、来館者等の理解と感銘を深めることは、後世への継承という点で極めて意義が深いと認められる。

「効率性」

「語り部」の派遣・育成は、労苦に関する専門知識を有する者へ委託するなど、法人外部の能力を有効に活用して、効率的に事業を展開する方策と認められる。

<u>「有効性」</u>

単に資料を展示するだけでなく、「語り部」がその実体験を生の声で語りかけることにより入館者の理解と感銘が一層深まるものと期待され、「語り部」の育成及び活用は、労苦の国民への周知、後世への継承という目的達成のために有効な施策と認められる。

50 項目別II — 3(3)

中期計画の該当項目

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等

■ 中期計画の記載事項

小 項 目

(4) 催し等への助成

関係団体が実施する戦争犠牲による死亡者の慰霊の催し、現地慰霊訪問、シンポジウム、交流慰藉事業その他の事業の開催等に対し、助成を行う。

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果

達成目標

(4) 催し等への助成	(4) 催し等への助成 財団法人全国強制抑留 者協会が実施する戦争 犠牲による死亡者を慰霊 するための慰霊祭、現地 慰霊訪問、シンポジウム 等交流慰藉事業の開催 に対し、助成を行う。

達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)

○ 財団法人全国強制抑留者協会が実施した慰霊事業(慰霊祭及び慰霊訪問)に対し助成を行った。

【シベリア抑留関係中央慰霊祭】

平成20年10月22日、東京都千代田区の九段会館で開催(参加者約800人)した。

【地方慰霊祭】

地方慰霊祭は、地方の「ソ連抑留犠牲者慰霊碑」が存在する各地18か所で開催し、参加人数は延べ 1.951人であった。

【シベリア慰霊訪問】

年度		期間	日数	場所	参加人数
20	1	8月18日~22日	5日	ハバロフスクA班	15人
	2	8月15日~18日	4日	ハバロフスクB班	8人
	3	8月18日~22日	5日	アムール班	8人
	4	8月17日~25日	9日	イルク一ツク班	10人
	5	8月22日~27日	6日	カザフスタン班	10人
				合計	51人

○ 財団法人全国強制抑留者協会が実施した日・ロ交流シベリア抑留関係事業(シンポジウム)に対して助成を行った。

これは、戦後強制抑留者、その遺族及び戦後強制抑留中に死亡された方の遺族に対し慰藉の念を示すとともに、強制抑留の原因や実態を正しく伝え、強制抑留について啓蒙するために日本及びロシアで実施されたものである。東京におけるシンポジウムでは、関係団体の関係者、ロシア相互理解協会会長等、関係2省庁の担当官も出席し、シンポジウム形式で活発な意見交換が行われた。

		日本側からは、(財)全国会会長キリチェンコ氏、世界題について活発な意見交換②【抑留問題日・露シンポジ平成20年10月22日、ナロシア側からは、相互理がフ氏ら7名が、日本側からは	・ア・モスクワ市マリオネットロイヤルホテルで開催(参加者13人)。 国強制抑留者協会会長相沢英之氏ら6名が、ロシア側からは、相互理解協 早経済・国際関係研究所日本センター長ラムゼス氏ら7名が出席し、抑留問 関が行われた。
当該業務に係る事業経費	49, 776千円	当該業務に従事する職員数	4 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	А		

戦争犠牲による死亡者を慰霊するため、(財)全国強制抑留者協会の行う慰霊事業に助成を行うとの目標に対し、今期も的確に助成を行った。その結果、慰霊祭を全国18か所で実施、関係者の高齢化が進む中、5地域5班計51名の関係者を現地(シベリア)慰霊訪問に派遣できたこと、2回のシンポジウムに、延べ48人の参加を得ることができたこと、また、昨年度に引き続き東京でもシンポジウムを開催し、日露双方の関係者のほか関係省庁の担当者も出席して活発な意見交換が行われたことから「目標を十分達成」したと評価できる。

「必要性」

公益性の高い関係団体が実施する慰藉事業を円滑に推進するため助成することは、関係者に対し慰藉の念を示すとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。

「効率性」

関係者を中心として構成される公益性の高い関係団体が実施する中央慰霊祭等の事業に対し助成を行いその円滑な推進を図ることは、関係者を慰藉する上で 効率的と認められる。

「有効性」

全国規模で実施される唯一の「シベリア抑留関係者中央慰霊祭」及び「抑留問題 日・露シンポジウム」は、抑留体験者や遺族の方々を直接慰藉する極めて有意義な事業であり、その円滑な実施のため助成を行うことは、関係者に慰藉の念を示す有効な施策と認められる。

中期計画の該当項目

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 4. 書状等の贈呈事業

■ 中期計画の記載事項

関係者に対する書状等の贈呈事業への請求(平成19年3月31日に受付終了)のうち、未処理案件について迅速な処理を行う。

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果

	************************************	ノンへが占った	
小 項 目	達成目標	達成目標に	対する実施結果(具体的数値があれば記入)
書状等の贈呈事業	4 書状等の贈呈事業 関係者に対する書状 等の贈呈事業への請求 (平成19年3月31日に受 付終了)のうち、未処理 案件について迅速な処 理を行う。	し関係者の高齢化が進ん が、厚生労働省及び都道 者関係3,588件、戦後強制 行った。この結果、書状等	等贈呈事業の請求書の処理案件は、戦後、60年余りが経過だこと等に伴い、軍歴等の事実確認が困難な案件であった府県さらには、請求者等に再度照会する等をして、恩給欠格即留者関係29件、引揚者関係10件、計3,627件の処理を請求のあったものについては全ての処理を終了した。56,342件、戦後強制抑留者324,753件、引揚者73,675件た。
当該業務に係る事業経費	38, 536千円	当該業務に従事する職員数	3 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	А		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·	

■ 評価結果の説明

未処理案件について迅速な処理を行うという目標に対し、書状等贈呈事業については、平成20年度において、全ての処理を終了し、その結果、 恩給欠格者456,342件、戦後強制抑留者324,753件、引揚者73,675件で、総計854,770件となったこと。 法人では書状等の未処理案件を適切かつ着実に処理をした結果であり、「目標を十分達成」したと判断できる。

「必要性」

書状等贈呈事業は、平成19年3月31日をもって申請の受付を終了したものであるが、未処理案件を適切に処理することは、対象となる個々の関係者に対し、関係者の労苦を慰藉する事業の一環として行われたものであり、法人の業務柱の一つで、重要な施策であった。

「効率性」

20年度中に全ての未処理案件を処理したことは、戦後60年余りが経過し、関係者の高齢化が進んだことにより、その確認が年々困難になっていくことを考慮すれば効率的な処理をしたものと考える。

「有効性」

書状等贈呈事業に対するフォローアップ調査(平成15年1月実施)結果によっても、贈呈を受けた方の9割以上が国からの慰藉の気持ちを表したもの、戦争体験の証しとなるものとして、「うれしかった。」「よかった。」「私自身の青春も無駄でなかった。」「両親の仏前に供えた。」などの感想があり、法人の目的である関係者に対し慰藉の念を示す事業として極めて有効な施策と認められたものであり、平成19年3月31日に受付を終了する前に申請された案件を着実かつ迅速に処理することは、その本旨に沿ったものである。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

5. 特別記念事業等

■ 中期計画の記載事項

(1)特別記念事業の実施

関係者からの慰労品の請求の受付は平成19年4月1日から平成21年3月31日までの2年間とする。

① 恩給欠格者に対する慰労品の贈呈

旧軍人軍属として外地等(現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又は北方四島の各地)に勤務した経験の有無、勤務年数の長短等により区分される基準に従い、恩給欠格者本人に対し、以下のいずれかを贈呈する。

ア 5万円相当の旅行券等又は慰労の品

イ 3万円相当の旅行券等又は銀杯

② 戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈

昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者本人に対し、10万円相当の旅行券等又は慰労の品を贈呈する。

③ 引揚者に対する慰労品の贈呈

今次大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてきた者のうち、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和42年法律第 114号)による特別交付金を受けた者本人に対し、銀杯を贈呈する。

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果

(1) 特別記念事業の実施	区、あ(67万) (1000)

なお、「お知らせ」に同封した請求書には、書状贈呈時のデータを利用して、住所、氏名等を印字し、請求者本人が記載する欄は、請求年月日、本人の署名及び希望する特別慰労品の選定のみとし、請求者本人の負担の軽減を図った。

これらの結果、平成20年度においては、受付198, 154件(19年度126, 478件)19年度 比156.7%と多くの請求を受け付け、また、認定も平成20年度においては、170,614件 (19年度104.515件)19年度比160.3%と多くを行った。

特別記念事業の受付件数・認定件数						
			平成21年3月末日現在			
	年度	恩給欠格者	戦後強制 抑留者	引揚者	全 体	
受付件数(件)	19	69,071	33,247	24,160	126,478	
	20	96,658	39,582	61,914	198,154	
認定件数	19	53,628	33,036	17,851	104,515	
(件)	20	95,458	36,771	38,385	170,614	
認定率(%)	19	77.6	99.4	73.9	82.6	
100人と一件(70)	20	98.8	92.9	62.0	86.1	

さらに、審査期間の管理の徹底を期するために、審査期間(書状等の既贈呈者からの請求案件は1か月、「お知らせ」による請求案件は3週間、それ以外の請求案件は3か月)を設け審査処理の進行管理の徹底を図った。

① 恩給欠格者に対す る慰労品の贈呈 ア 恩給欠格者

(ア)旧軍人軍属として本邦以外の地域、歯舞群島、色丹島、国後島、小笠原諸島(以助等)という。)に勤務した経験を有し、かつ、といり算出した旧軍人を治により算出した旧軍人軍属の在職年数が加算軍を含めて3年以上の者又

① 平成20年度における恩給欠格者に対する受付件数は96,658件、贈呈件数は95,458件、認定率98.8%である。

ア 左記「達成目標」欄記載のアの条件の恩給欠格者に対する5万円相当の旅行券等又は慰労品の贈呈件数は82,315件であり、その内訳は次のとおりであった。

(恩給久	(格者・外地)					
	旅行券当引換券	置時計	万年筆	文 箱	楯	計
贈呈件数	46,731	22,239	6,081	2,620	4,644	82,315
構成比(%)	57	27	7	3	6	100

は在職年が加算年を含 めて3年未満の者のうち 在職年が1年以上の者に 対しては、5万円相当の 旅行券等又は慰労の品 を贈呈する。

(イ) 旧軍人軍属として外 地等に勤務した経験を有 しないが、恩給に関する 法令の規定により算出し た旧軍人軍属の在職年 数が1年以上の者に対し ては、3万円相当の旅行 券等又は銀杯を贈呈す る。

イ 同イの条件の恩給欠格者に対する3万円相当の旅行券等又は銀杯贈呈件数は、 13.143件であり、その内訳は、次のとおりであった。

(恩給欠格者・内地)

	旅行券等引換券	銀杯	計
贈呈件数	7,690	5,453	13,143
構成比(%)	59%	41%	100%

② 戦後強制抑留者に対 する慰労品の贈呈

③ 引揚者に対する慰労

品の贈呈

イ 戦後強制抑留者

昭和20年8月9日以来 の戦争の結果、同年9月 2日以後ソヴィエト社会主 義共和国連邦又はモンゴ ル人民共和国の地域に おいて強制抑留させた者 に対しては、10万円相当 の旅行券等又は慰労の 品を贈呈する。

ウ引揚者

今次大戦の終戦に伴 い本邦以外の地域から 引き揚げてきた者のう ち、引揚者等に対する特 別交付金の支給に関す る法律(昭和42年法律第 114号)による特別交付金 を受けた者本人に対して は、銀杯を贈呈する。

戦後強制抑留者に対する受付件数は39,582件、10万円相当の旅行券等又は慰労品 の贈呈件数は36,771件、認定率92.9%であり、その内訳は、次のとおりであった。

	旅行券等引換券	置時計	万年筆	文箱	楯	計
贈呈件数	23,614	8,524	2,035	1, 214	1,384	36,771
構成比(%)	64%	23%	6%	3%	4%	100%

引揚者に対する受付件数は61,914件、銀杯の贈呈件数は38,385件、認定率62.0%で あった。これは、広報効果もあり、請求期限の平成21年3月に多く請求書を受付け(3月 のみで2万2千件)、また、多くの請求者は引揚げ当時幼少であったことから、請求書類 の記載事項に不備が多くあった。よって請求者本人、都道府県等に照会し、事実確認 をしつつ認定を行う必要があり、恩給欠格者、戦後強制抑留者と比べ認定率が低く なったものである。

当該業務に係る事業経費	8, 317, 958千円	当該業務に従事する職員数	3名
■ 当該項目の評価	В		
(AA∼D)	В		

過去に書状等の贈呈を受けた者で、未だ請求手続きをされていない者(67万6千人)に対して、特別記念事業の実施の「お知らせ」を送付し、直接請求の働きかけを行ったこと。

宛先不明等により返送されてきたものについては電話により住所を確認し、確認が取れたものについては、再度「お知らせ」を送付する等積極的に請求の働きかけをしたこと。

「お知らせ」に同封した請求書には書状等贈呈事業の認定時のデータを利用して住所、氏名等を印字し、請求者本人が記載する欄は、本人の署名、請求年月日、希望する特別慰労品の選定のみとし、請求者本人の負担の軽減を図ったこと。

審査期間の管理の徹底を期するために、審査期間(書状等の既贈呈者からの請求案件は1か月、「お知らせ」による請求案件は3週間、それ以外の請求案件は3か月)を設け審査処理の進行管理の徹底を図ったこと。

その結果、平成20年度においては198,154件(19年度126,478件)19年度比156.7%と多くの請求受付け、また、認定も20年度においては170,614件(19年度104,515件)19年度比160.3%と多くの認定を行うことができたこと。

上記の外、平成20年度の特別記念事業全体の認定率は86.1%となり、これらにより、「目標を概ね達成した」と判断できる。

「必要性」

特別記念事業は、対象となる個々の関係者に対し、あらためて戦争犠牲による労苦を慰藉するものとして行われており、法人の業務の柱の一つとなる重要な施策である。

「効率性」

過去に基金から書状等の贈呈を受け、未だ請求手続きを行っていなかった者(67万6千人)に対して特別記念事業の実施の「お知らせ」を送付し、直接、関係者に対し請求の働きかけをし、請求を促したこと。

その請求書に書状等贈呈事業の認定時のデータを基に住所、氏名等を印字し、請求者本人が記載する欄は、本人の署名、請求年月日、希望する特別慰労品の選定のみに留め、請求者の負担の軽減を図ったこと。

さらに、審査期間の管理の徹底を期するために、請求の体系別に審査の標準期間基準を設け審査処理の進行管理の徹底を図ったこと。 これらのことは、請求者の負担の軽減及び事務処理の効率化迅速化にも繋がり、業務運営の効率性が図られたと認められる。

「有効性」

特別記念事業に対するお礼の手紙や電話によると、贈呈を受けた方の多くが、国からの慰藉の気持ちを表したもの、戦争体験の証しとなるものとして、「うれしかった。」「よかった。」などの感想が多数寄せられており、法人の目的である関係者に対しあらためて慰藉の念を示す事業として極めて有効な施策と認められる。

|第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

5. 特別記念事業等

■ 中期計画の記載事項

(2) 特別記念事業実施の周知

本事業の請求期限が平成21年3月31日までと迫っていることから、一人でも多くの関係者への周知を図るべく、地方公共団体及び関係機関との間で緊密な連絡を図り、講演会等の場における相談員の配置、新聞への広告の掲載、市町村の広報紙への掲載協力依頼等多方面にわたり 周知活動を展開するものとする。

また、これまでに書状等の贈呈を受け、まだ特別記念事業の慰労品の請求をしていない者については、個別にお知らせを行うものとする。

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果

	台事未平反人は中朔日にの別間にの別の内では日にこの大心和木					
小 項 目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)				
(2)特別記念事業実施の周知	(2)特別記念事業実施の周知	ᆍᅷᄢᇛᆦᇎᅷᅅᄯᇬᄝᅅᄝᅔᅩ고ᅶᄜᅶᅩᅟᄽᆂᆇᄼᄼᄱᅜᆇᇬᅷᅩᄓᇛ				
	本事業の請求期限が	請求期限が平成21年3月31日であることを踏まえ、当事業を広く関係者の方々に周				
	平成21年3月31日である ことを踏まえ、新聞・テレ	│ 知するため、新聞広告(中央紙・ブロック紙・地方紙計73紙)の掲載、ラジオによる広 │ 報、ホームページにおける掲載、法人が主催するフォーラム、平和祈念展でのPR活動				
	ビ・ラジオ等を活用した	は、ホームペークにおける掲載、法人が主催するフォーフム、中間が必接でのFR活動 や相談窓口の設置、全都道府県及び市区町村へのポスター、パンフレットの配布や広				
	広報を行うとともに、地方	報紙(誌)への掲載の要請、都道府県担当者会議等の開催などの取り組みを幅広く実				
	公共団体及び関係機関	施しました。				
	と緊密な連絡を図り、都	また、20年4月から6月の間に、過去に基金から書状等の贈呈を受けたことがある者				
	道府県・市区町村の広報 紙への掲載依頼及び老	で未だ請求手続きを行っていない者(67万6千人)に対して特別記念事業の実施の「お 知らせ」(請求書を同封。)を送付し、直接、特別慰労品の請求について案内をした。				
	人福祉関係機関に対す	なお、具体的には次のとおりである。				
	る直接広報、並びに基金					
	及び関係団体主催の講	① 新聞・テレビ・ラジオ等を活用した広報				
	演会等の場における相	ア 全国紙(全5段)またはブロック紙・地方紙(半5段)に新聞広報(20年6月から21年				
	談員の配置による広報	3月まで毎月交互) 4 今国紙4 ブロック紙2の空き出し広報(20年8日及び21年2日)				
	等、広範かつ積極的な広報活動を実施し、関係者	イ 全国紙4、ブロック紙3の突き出し広報(20年8月及び21年3月) ウ テレビによる広報(21年2月)				
	への周知を図る。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
	55,7,7,7, C II 0 0					

 $_{\bar{q}$ 目別 $\pi-5(2)}$

また、これまでに書状等の贈呈を受け、まだ特別記念事業の慰労品の請求をしていない者については、個別に特別記念事業のお知らせを行い、特別慰労品の請求を案内する。

エ ラジオによる広報(20年8月~21年3月)

今年度から新たな媒体として取り入れたものであり、予想以上の反響があった。 雑誌媒体への広告掲載は、以下の各誌について、平成20年12日~平成21年2日

オ 雑誌媒体への広告掲載は、以下の各誌について、平成20年12月~平成21年2月までの間に1回掲載。

「週刊文春」、「週刊新潮」、「趣味の園芸」、「文芸春秋」、「きょうの料理」、「今日の健康」、「いきいき」、「安心」、「壮快」

② 都道府県・市区町村の広報紙への掲載等

ア 「例文」を示して自治体広報紙(誌)に掲載依頼(7月、12月)

- イ 管区行政評価局長・行政評価事務所長会議で周知(20年5月)
- ③ 老人福祉関係機関に対する広報 全国老人クラブ連合会機関誌掲載(5月) 全国老人福祉協議会会員にポスター掲示(7月、12月) 全国老人クラブ大会におけるチラシの配布(11月)
- ④ 講演会等での相談員の配置

東京(銀座松坂屋デパート)及び名古屋市内で開催した「平和祈念展」(8月、9月)、 並びに舞鶴市内で開催した「平和祈念フォーラム」(9月)においては、ポスターを掲示するとともに、請求案内パンフレット及び請求書類を備え、特別記念事業「相談コーナー」 を開設し、関係者への周知と相談応答業務を実施した。

なお、舞鶴市での「平和祈念フォーラム」では、引揚者に特化した「ちらし」を作成し会場において配布した。

⑤ 特別慰労品の請求の促進

これまでに書状等の贈呈を受け、まだ特別記念事業の慰労品の請求をしていない者に、漏れなく請求をしていただき、1人でも多くの方に慰労品の贈呈をするために、4月から6月にかけて約67万6千件の「お知らせ」(お知らせ、簡易な請求書、返送用封筒等を同封)を送付した。

⑥ その他広報活動

19年度に引き続き、関係団体に対しては、団体の機関紙への記事掲載及び団体が主催する地方展示会におけるポスターの掲示、請求書の頒布等の実施を要請するとともに、団体の地方支部及びその会員の方々に対して請求書を配布し、申請を積極的に働きかけるよう要請した。

		ジに特別記念事業のチラを同時に配布していただい体に対しては、会報などのいてチラシの頒布をお願いけを行った。以上の広報の実施に伴い談コーナーを特別記念事に設け、資格要件、申請では991件平和祈念展等また、無料電話の電話相	目談窓口には、特別記念事業の制度、資格の照会、請求の 後の事務処理状況、事業対象外などの苦情等の問い合わせ
当該業務に係る事業経費	467, 922千円	当該業務に従事する職員数	4 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A		

未請求者への周知に努めるとの目標に対し、法人は、新聞(全国紙・ブロック紙・地方紙)広報を年10回実施するとともに、テレビ、ラジオによる 広報も行い、今期は市区町村に対しても積極的に更なる掲載依頼を行い、更に、関連する各種会議、展示会、フォーラム等を通じた積極的な周 知と広報、及び全国の老人等に関連する団体を通じた幅広い広報等を実施しており、「目標を十分達成」したと評価できる。

「必要性」

特別記念事業の対象者等の高齢化が進む中、一人でも多くの関係者に特別慰労品を贈呈するためには、市区町村広報紙(誌)の活用をはじめ、さまざまな広報媒体の利用により、積極的に事業を周知することが必要である。

「効率性」

新聞広報及びラジオ広報等により電話による照会が増す事実もあり、定期的に全国紙・地方紙に法人事業の新聞広告を掲載し、また、ラジオ等によりにより全国に居住する未請求者に対し広く事業内容を周知することは、効果的・効率的であると認められる。

さらに、低コストの広報媒体である自治体広報紙(誌)への掲載や地方展示会等の催しでの周知は、費用対効果に優れたものと認められる。

「有効性」

対象者の高齢化が進む中で、一人でも多くの方に贈呈するためには、新聞や自治体広報紙(誌)等各種媒体を通じて本件事業を周知することは、有効な施策である。

また、副次的な効果ではあるが、自治体広報紙(誌)への掲載依頼の過程を通して、各自治体に対し、特別記念事業の意義の重要性が改めて理解され、その裾野が広がったことは評価できる。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5. 特別記念事業等

■ 中期計画の記載事項

小項目

(3) 標準期間の設定

申請者の負担の軽減、審査期間の短縮等事務処理の方法の見直しを行い、標準的な審査期間を、書状等の贈呈事業における贈呈者からの請求案件の審査期間は1か月(上記(2)のお知らせを受けて請求した者については、3週間)、それ以外の者からの請求案件の審査期間は3か月とする。

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果

る。

達成目標

(3) 標準期間の設定 (3) 申請者の負担の軽減、 審査期間の短縮等事務 処理の方法の見直しを行い、標準的な審査期間 を、書状等の贈呈事業に おける贈呈者からの請求 案件の審査期間は1か 月(上記(2)のお知らせを 受けて請求した者につい ては、3週間)、それ以外 の者からの請求案件の 審査期間は3か月とす

達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)

請求書の様式について、既に書状等を受けた者の請求書については記載項目を簡易にし、その結果、書状等の贈呈者からの請求案件の標準審査期間の1か月以内で処理ができたものは73%であった。

い、標準的な審査期間 また、「お知らせ」に係る請求書については書状認定時のデータを利用して住所、氏名を、書状等の贈呈事業に 等印字し、請求者には署名及び贈呈の品の記載のみをしていただく等請求者の負担のおける贈呈者からの請求 軽減を図った。その結果、「お知らせ」を受けて請求した者からの請求案件の標準審査期 電の3週間以内で処理できたものは88%であった。

それ以外の者からの請求案件の標準審査期間の3月以内で処理ができたものは73%であった。

それぞれの請求案件に対し、それぞれの処理期間内に処理できたものを総受付件数で除すると83%となっており、概ね期間内に処理を終了している。

なお、「お知らせ」に係る請求の審査に当たっては、基金内の事務処理において、旧書 状等贈呈事業の認定時のデータを利用し、データベースを作成し、その住所、氏名等の データを利用するなどの事務処理の迅速化を図りながら標準処理期間内に処理を終える ように努めた。

一方、処理期間内に処理できなかったものは、

- ① 請求書の記載事項が不備のため、請求者本人への照会を必要としたもの。
- ② 請求書の記載事項について、関係省庁又は都道府県において履歴確認、引揚の事実確認を必要としたもの。 等である。

なお、回答が遅れた関係省庁又は都道府県に対しては、処理の促進について申し入れを行うとともに、基金からの支援策の有無についても、検討を申し入れた。

当該業務に係る事業経費	0 千円	当該業務に従事する職員数	3 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	В		

申請者の負担の軽減、標準的な審査期間内に処理するとの目標に対し、既に書状等を受けた者の請求書については記載事項を簡易にし、また、 お知らせに係る請求書については書状認定時のデータを利用して住所、氏名等を印字し、請求者には署名及び贈呈の品の記載をしていただく等 請求者の負担の軽減をはかったこと。

標準的な審査期間が書状等の贈呈事業における贈呈者からの請求案件は1か月、お知らせを受けて請求した者は3週間、それ以外の者は3か月とするとの目標に対し、それぞれ1月以内は73%、3週間以内は88%、3月以内は73%の処理をした。平均的にみれば、標準処理期間内に処理した案件は83%となっている。

- 一方、処理期間内に処理できなかったものは、
- ① 請求書の記載事項が不備のため、請求者本人への照会を必要としたもの
- ② 請求書の記載事項について、厚生労働省又は都道府県において履歴確認、引揚の事実確認を必要としたもの、等である。 なお、回答が遅れた関係省庁又は都道府県に対しては、処理の促進について申し入れを行うとともに、基金から支援が必要かどうかについても申し入れを行った。

申請者の要件によって標準的審査期間を区分しているが、全体として平均的標準処理期間内に処理した案件は83%であることから、数値目標を概ね達成したとものと思われる。

「必要性」

特別記念事業は、対象となる個々の関係者に対し、あらためて戦争犠牲による労苦を慰藉するものとして行われており、特別慰労品の請求について、請求及び事務処理の効率化を図り、早期かつ的確に慰労の品を贈呈行うことは、基金の重要な業務のであり、これらの事務処理期間を適切に管理することは重要な施策である。

「効率性」

特別記念事業の事務の改善を図り、また、請求書の処理期間決め、事務処理について管理の徹底を図ることは、特別記念事業の業務運営の的確化を図り、請求者へのサービスにも資することとなり、有効な施策と認められる。

「有効性」

特別記念事業の請求書の処理期間を管理することは、特別記念事業の業務の効率的、的確的な運営に資する有効な施策と認められる。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

5. 特別記念事業等

■ 中期計画の記載事項

(4) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立

戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立に向けて、専門の委員会を設置するとともに、関係機関と調整しつつ基金解散までの間に各々 慰霊碑を建立する。

恋霊性と圧立りる。		
■ 各事業年度又は中期目標	の期間における小項目ごとの	の実施結果
小 項 目	達 成 目 標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
係る慰霊碑の建立	(4) 戦後強制抑留、引揚に 係る慰霊碑の建立 戦後強制抑留、引揚に 係る慰霊碑の建立に向け て、総務省等関係機関との 連携を図り、その検討に着 手する。	戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立予定地について、政府部内の調整が21年4月にずれ込んだため、年度内に検討に着手するに至らなかった。ただし、委員会設置要綱の原案作成、検討会委員候補者の選定及び内諾等の準備作業に万全を期した。 (なお、第1回の検討委員会は5月29日(金)に、平成22年夏の竣工に向けて検討を開始した。)
当該業務に係る事業経費	0千円	当該業務に従事する職員数 2名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	В	

■ 評価結果の説明

慰霊碑は、建設地の立地場所や近隣との調和が図られるべきものであることから、年度内に検討するに至らなかったことは、真にやむ得ないことであり、検討委員会を開催できるように委員会設置要綱の原案作成、検討会委員候補者の選定等を年度内に行ったことは、「概ね目標を達成した」と評価できる。

「必要性」

亡くなられた戦後強制抑留者及び引揚者を慰霊するため、慰霊碑を建立することは、関係者に対し、慰藉の念を示すとの法人の目的に照らして、必要な施策と認められる。

「効率性」

慰霊碑の建立に向けて総務省等関係機関との連携を図り、事前準備のため検討を進めることは、慰霊碑建立の円滑な実現に資する上で効率的と認められる。

「有効性」

慰霊碑の建立は、亡くなられた関係者を慰霊するとともに、関係される遺族の方々を直接慰藉する極めて有意義的事業であり、その円滑な実現を図ることは、極めて有効な施策と認められる。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6. その他の重点事項

■ 中期計画の記載事項

(1) 効果的な広報

関係者の労苦に対する国民の理解の促進、関係者への事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施する。

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果

小 項 日 達成目標 (1) 効果的な広報 (1)効果的な広報 当基金の設立の趣旨、 事業内容及び活動現況等 について関係行政機関及 び関係団体、さらには国民 の理解をより一層深める ため、「事業案内」、「年 報」、「基金だより」を作 成、配付する。 平和祈念展示資料館の広 報や平和祈念展、講演会 等の催しの開催に当たっ ては、ポスターの作成、新 聞、交通広告、既参加者 への案内等を効率的に行 い、より広く一般に対しそ の周知を図る。

達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)

◎ 広報の実施状況

展示資料館の入館者を増やすため、平成20年度の広報については、昨年度の広報(①事業案内(8,031部)の配布、②JR新宿駅西口及び東京メトロ西新宿駅の駅周辺案内図の掲示、③交通広告、新聞広告、④平和祈念展、特別企画展、フォーラムへの参加を促進するための交通広告等)に加え、次に掲げる広報を実施した。

- ① 住友ビル商店会主催のサマーフェアー新聞折込広告(約12万部配布)への記事掲載。
- ② 東京周辺のコミュニティー新聞(約40万世帯配布)への記事掲載(3回)及び同新聞社による「平和祈念展示資料館見学会」企画の実施及び同社「受験フェアー」における生徒・教員・保護者へのパンフレット配布を実施。

さらに、同新聞社の親会社であるガス会社の料金センター等へのリーフレット設置配布。

③ 展示資料館の団体申込みをメールでも予約できるように、ホームページの掲載内容を更新(5月末)。(7月と8月に各1団体ずつ申込みあり)また、20年11月12日、全市区町村に対し、「平和祈念展示資料館への入館促進に

ついて」を送付し、団体見学の協力要請を行った。

- ④ 校内放送番組制作コンクールの参加校募集の際に全国の高等学校5,481校に パンフレット配布を実施。
- ⑤ 教育関連誌・雑誌等への広報(平成21年1月~3月)7誌への広告掲載。
- ⑥ ポケット型時刻表(JR新宿駅)への広告掲載(平成21年3月ダイヤ改正用)
- (7) 資料館パンフレットの全国国公私立小中高等学校への送付(平成21年3月)
- ⑧ タウンガイド等情報誌(「東京ベストガイド」、「東京 修学旅行とっておきガイド」など)への無料広告掲載
- 9 インターネット情報サイトへの登載
- ⑩ ミニ展示会、特別企画展等のポスターを新宿住友ビル1階エレベータホールに掲示するとともに、ビル受付にチラシを配置

64

		① 平和祈念展示資料館 体験のある漫画家水: ② 平和祈念展示資料館 平和祈念展示資料館 や法人刊行物類の常何	まっては、以下の工夫を行った。 官の広報に当たっては、より注目を集めるよう、戦争の労苦 木しげる氏にキャラクターデザインを引き続き依頼 官及び平和祈念展に特別記念事業のポスター掲示、請求書 情 官の交通広告に特別記念事業に係る情報を併せて掲載 5ム用ポスター等に、平和祈念展示資料館案内情報を併せ 5ム開催に当たって既参加者への案内状の送付 業計画等については、ホームページに掲載し、国民への情 あり、20年度の平和祈念展示資料館の入場者は、48,27 画期間中の平均入場者数44,181人と比べ9.3%増加し
当該業務に係る事業経費	139, 565千円	当該業務に従事する職員数	3名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	Α		

国民の理解促進や事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施するとの目標に対し、今期法人では、交通・新聞広告、地方自治体等の広報紙(誌)等の各種媒体を用いた従来の広報に加え、20年度は展示資料館の入館者を増やすため、新たな10項目に及ぶきめ細かな広報を積極的に実施したこと。

これら広報活動の効果もあり、20年度の平和祈念展示資料館の入場者は、48,272人となり、第1次中期計画期間中の平均入場者数44,181人と比べ9.3%増加したこと。

これらのことから「目標を十分達成」したと認められる。

「必要性」

法人における広報業務は、単に事業内容を周知するだけでなく法人の目的である「尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念するため、国 民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示すこと」の具体化を図るという側面をも有し、必要不可欠な施策である。

<u>「効率性」</u>

広報業務の実施にあたり、一つの広報で複数の目的をもって実施するなど、また年間割引の適用など経費を効率的に使い費用節約の工夫を 行っている。

なお、自治体広報紙(誌)への掲載は、低コストで住民に身近な広報手法であり、掲載自治体数の増加を図ることは広報の効率的実施にも配慮 している。

<u>「有効性」</u>

広報は、単に事業内容を周知するだけでなく、法人の目的である「尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念するため、国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す」ための活動そのものとも言える側面をも有しており、関係者の労苦を後世に伝えていくためにも有効な施策である。

66 項目別 II - 6(1)

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6. その他の重点事項

■ 中期計画の記載事項

小項目

(2)ホームページの充実

電子データ化された関係資料等のうち、公開可能なものについては、ホームページに公開するなど、ホームページの内容を充実させ、各事業年度においてアクセス数を75万件以上とする。

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果

(2) ホームページの充実 ホームページのトップページに展示会、特別企画展等の目玉展示物の写真を載せ興味を引きつける工夫をした。

(2) ホームページの充実

達成目標

常に最新の情報を提供するとともに、電子データ化された関係資料等のうち、公開可能なものについては掲載するなど内容の充実を図り、アクセス件数の目標を75万件以上とする。

達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)

◎ ホームページの内容の充実

平和祈念フォーラムの開催案内など、常に最新の情報を盛り込んだ内容に更新するとともに、ホームページの上から催事への参加申込みが出来るシステムを活用し利用者の利便性の向上に努めた。

5月末には、展示資料館の団体申込みをメールでも予約できるようにホームページの掲載内容を更新した。その結果、7月と8月に各1団体ずつ申込みを受け付けた。

また、8月には「戦後強制抑留史」(抜粋)の英訳版、9月には「独立行政法人平和祈念事業特別基金年報(平成19年度版)」をホームページに掲載し、電子データ化された関係資料等の公開に努めた。

なお、イベント開催時は、当該イベントの開始前より期間中にかけ総務省発行のメールマガジンに掲載し、幅広い世代の層に情報発信を行うことに努めた。

さらにより多くの方に基金ホームページに興味をもってもらえるよう、イベント情報欄に掲載していたミニ展示の開催案内について、6月からは最新情報欄にも掲載し、そこをクリックすると企画書、ポスターの画面がみれるようリンク付けを行い、10月からは、トップページに目玉の展示物の写真を載せるなどし、ホームページ掲載について工夫をした。

◎ホームページのアクセス件数

日頃のホームページの内容充実に加え、ヤフージャパンが行っていた「戦争特集 2008」(平成20年8月6日から9月2日までヤフーのポータルサイトに掲載)に、平和基金から「戦争体験の労苦を語り継ぐために」(冊子)や、関係者の労苦についての手記などをとりまとめた「平和の礎」の選集及び児童書を提供したり、ヤフーのポータルサイトから平和基金ホームページへリンクを張った結果、戦争体験の勉強の場として平成20年8月の平和基金へのアクセスが増えた。

また、特別記念事業の請求期限が平成21年3月までであったことから、同事業の新聞・雑誌などの広報を平成20年12月~21年2月にかけて強化し、併せてホームページにおいて請求方法を分かりやすく解説したり、請求書をダウンロードできるよう工夫にした結果、同事業に関するホームページへのアクセスが平成21年1月~3月にかけて大幅に増えた。

これらにより、アクセス目標(75万件)を大幅に上回る125万件(1,253,097)となった。

			ページッール	におい となっ アクセ してい	いて平行 ていた マス割行 る展示	テしてイ 。 合をみ ・資料的	テった ii るとカウ	まます。	法の解	分があ	申請る	皆増の には言	ための えない	かなり いが、実	有効な ミ物資料
			_				ه ۵ ا	0 8	10月	11月	12月	1月	2月	2 🗆	ᄉᆂᆚ
		-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	ΗЯ	12月	I用	2月	3月	合計
			79,352	92,908	97,250	102,913	170,105	97,622	80,571	82,735	81,202	102,416	103,528	162,495	1,253,097
				·											
当該業務に係る事業経費	3, 639千円	当	該業務	に従事	する耶	00000000000000000000000000000000000000				3 名					
■ 当該項目の評価 (AA~D)	AA														

展示資料館の団体申込みをメールでも予約できるようにホームページの内容を充実させ利用者の利便向上を図るとともに、「戦後強制抑留史」 (抜粋)の英訳版や「独立行政法人平和祈念事業特別基金年報(平成19年度版)」をホームページに掲載し、電子データ化された関係資料等の公開に努めたこと、また、総務省メールマガジンの活用などにより、目標値を上回る125万件のアクセスがあったことから、「目標を大幅に上回って達成した」と認められる。

「必要性」

ホームページの活用は、戦争体験の労苦を始め、法人の設立趣旨、法人が実施する業務の内容及び活動状況等について、全国の多くの国民に理解を深めてもらう上で非常に有効な手段であり、その内容を一層充実させることは、極めて効果的な広報活動の一つとして位置付けることができる。ホームページによる情報発信は、効果的・効率的な広報活動を推進する上で大変重要な役割を果たすものであり、戦争体験の労苦や法人の行う業務について子供や若者から高齢者まで、幅広い年齢階層の方々に分かりやすく理解してもらうために、内容の一層の充実を図る必要がある。

「効率性」

近年のパソコンの普及率上昇は著しく、戦後生まれの世代が人口の7割を占める今日、特にパソコン世代である若者や子供を訴求対象の中心に置いたサイトの内容の拡充は、若年層に本問題の理解の促進を図る面からも、また費用の面からも効率性が高い。さらに多くの国民が効率よく法人にアクセスし、手軽に各種催しの開催情報を入手できるほか、ウエブ上から催事の参加の申し込みをすることを可能にするなど、ホームページの充実は効率的な業務遂行に資するものと認められる。

「有効性」

ホームページは地方組織を有しない法人にとって、全国的な情報発信ができる有用な手段であり、若者はもとより高齢者の利用も増加しつつある中でその充実は、恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦について国民の理解を深めるとの法人の目的に照らして、有効な施策である。

68 項目別II-6(2)

|第2||国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6. その他の重点事項

■ 中期計画の記載事項

(3) 地方公共団体との連携強化

地方公共団体に特別記念事業への理解と協力を得るため、必要に応じ、「都道府県実務担当者会議」を開催するなど緊密な連携を図る。

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果

小項目 達成目標 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) (3) 地方公共団体との連携 (3) 地方公共団体との連携 ○ 都道府県実務担当者会議の開催 強化 都道府県実務担当者会議は、都道府県の実務担当者に対し、法人の事業につい 強化 平成20年9月に「都道 ての理解を深めるとともに、実務担当者同士の意見交換と業務に関する知識の向上 を目的として開催している。 府県実務担当者会議を 平成20年度においては、平成20年9月10日及び11日の両日、開催し、都道府県よ 開催するとともに、基金 で作成する「事業案内」 り担当者64名が出席した。 会議は、初日に、特別記念事業の現状概要説明のあと、実施についての協力要請 等を地方公共団体あて を行った。また、質疑応答の時間を設け、実務に関する意思疎通を図った。 に配布し、特別記念事業 2日目は、「旧軍人、旧準軍人及び旧軍属の在職年」について説明を行った。 及び書状等贈呈事業へ の協力、基金の事業全 会議後に出席者にアンケート調査を実施し、特別記念事業の説明について質問し たところ、回答数70件(複数回答可)のうち、「本事業の実施状況について理解でき 般に対する理解の促進 た」53件、「県との関わりが理解できた」16件と9割以上から「理解できた」との回答を を図る。 得た。また、「旧軍人、旧準軍人及び旧軍属の在職年」についての感想については、 回答数78件(複数回答可)のうち、29件の「理解できた」との回答を得、42件の「今 後の事務に役立つ」という回答を得た。このことから都道府県実務担当者会議は有 意義であり、法人の業務について周知し十分理解を深めてもらことができた。 ◎ 地方公共団体の広報紙(誌)の活用 各都道府県・市区町村に対して5月、7月及び12月に、広報紙(誌)への掲載文例 (「特別記念事業の実施等について」)を添付して特別記念事業の広報紙(誌)やホー ムページへの掲載について働きかけた。

69 項目別Ⅱ-6(3)

当該業務に係る事業経費	2, 652千円	当該業務に従事する職員数	16名
■ 当該項目の評価	^		
(AA∼D)	A		

地方公共団体との緊密な連携を確保するとの目標に対し、都道府県実務担当者との会議を開催し、綿密な協力要請ができたこと、さらには、会議参加者全員が法人をとりまく状況等について、情報を共有することができたことは大変有意義であり実効的であり、地方との連携強化を図る上で効果的であると思われ、「目標を十分達成」したと認められる。

なお、特別記念事業の円滑な遂行のために、今後とも地方公共団体との連携をさらに強化することが必要であり、更なる本事業への理解とあ わせて、自治体広報紙(誌)への広報掲載を積極的に推進していくことが望まれる。

「必要性」

法人は地方組織を有しておらず、地方公共団体の協力を得て、特別記念事業、軍歴確認や地方展示会の開催等が行われており、円滑な事業の推進には、地方公共団体との連携強化が必要不可欠である。

「効率性」

自治体広報紙(誌)への掲載により、低コストで住民に身近な媒体をもって広報が可能となっているほか、申請書類の配布等についても、各自治体を通じて行うことにより、より申請者にとっても利便性が増すなど、地方公共団体との連携により効率的な業務運営が可能となっていると認められる。

「有効性」

法人は地方組織を有しておらず、地方公共団体の協力を得て、特別記念事業、軍歴確認や地方展示会の開催等が円滑に行えるもので、地方公共団体との連携強化が有効である。

70 項目別 II - 6(3)

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6. その他の重点事項

- 中期計画の記載事項
- (4) 関係資料館との連携

基金と運営目的が類似している全国14の資料館との連携に努める。

各重業在使▽	け中期日煙の) 期間における/	小項目ごとの実施結果
ロヂボヤスへ	ᇝᅮᇭᆸᇄ	ノガハロハーのン・ハ・ヘ・	い役日にとり天心心不

■ 台争未平及人は中朔日代	■ 台争未平及人は中朔日保の朔间にのける小墳日にとの天旭和木			
小 項 目	達成目標	達成目標に	対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(4) 関係資料館とのネット ワーク化	(4) 関係資料館とのネット ワーク化 基金と運営目的が類 似している全国14の資 料館との連携に努め る。	館」、「知覧特攻平和会館」 際平和センター」、「堺市立 策状況について情報交換を 奈川県立地球市民かながれ	協力関係を有効に活用し、20年度は「沖縄県平和祈念資料、「樺太関係資料館」、「仙台市戦災復興記念館」、「大阪国平和と人権資料館」の6関係資料館に出向き入館者増の施行い。また、「埼玉県平和資料館」、「川崎市平和館」、「神つプラザ」の3関係資料館については、入館者増の施策状況、見を聞き平和祈念展示資料館の入館者増の施策の検討資	
		て、当法人に協力要請を受	情市から「舞鶴引揚記念館20周年記念事業」の開催においけたことから、20年度のフォーラムを舞鶴市で開催すること月6日に「フォーラム2008 平和祈念講演「平和の願いを語	
		和祈念資料館」と連携を図	展を沖縄で開催することが決定したことを受け、「沖縄県平り、現地調査を実施するとともに、展示時期、展示会場、展)学芸員等と調整しつつ、21年5月14日〜24日に開催する	
当該業務に係る事業経費	365千円	当該業務に従事する職員数	7 名	
■ 当該項目の評価 (AA~D)	A			
■ 51/年4/8 0 31/9				

■ 評価結果の説明

全国14の資料館との連携に努めるという目標に対し、各資料館の入館者増の施策について情報交換を行ったこと、20年度のフォーラムを舞鶴引揚記念館で9月6日に開催したこと及び21年度の特別企画展を沖縄で開催することが決定したことは、「目標を十分達成した」といえる。

「必要性」

展示資料館の開設以来、関係資料館との連携強化をしてきたが、今後法人が廃止される前提に立って、残された期間内において、これまで基金が果たしてきた実績を、他の資料館相互の運営等に少しでも資する形で承継させていくことは必要である。

「効率性」

平和を祈念するとの共通の目的の下、意思疎通を図り、資料の相互貸借など協力体制を確立することは効率的な業務運営に資するものと認められる。

「有効性」

関係資料館会議の開催は、担当者間の親密度が増大し、情報の共有、資料の相互貸借など協力体制の確立等に役立っており、有効な施策である。

72 項目別 II - 6(4)

中期計画の該当項目

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

6. その他の重点事項

■ 中期計画の記載事項

(5) 外国の関係機関との関係強化

外国における関係機関との間の関係の強化を目指す。

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果

小 項 目	達成目標	達成目標に	対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(5) 外国の関係機関との関係 強化	(5) 外国の関係機関との関係強化 ロシア連邦公的機関等との協力関係構築の具体化の方策について検討を行う。	了した。平成20年度は、映像用できるようにした。具体的に軍と日本軍使が降伏条件に行、収容所内風景等抑留者に抑留者の労働作業の状況等認(3枚)、スケッチ(1枚)を入	が保有している資料の所在調査は、平成19年度までに終 は等の資料について使用許可の契約を取り交わし、基金で使 は、①1945年制作の「日本壊滅」の映画フィルムからソ連 ついて話し合っている部分、抑留者の武装解除、隊列の進 に関する部分の映像(1本)、②収容所内の抑留者の様子、 を撮影した写真資料(42枚)、③サハリンにある収容所の地 、手した。これらの資料については、当法人の資料館で使用 写真資料公文書館、ロシア国立軍事公文書館、ドイツ反ファ んだ。
当該業務に係る事業経費	0千円	当該業務に従事する職員数	5 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	В		

■ 評価結果の説明

「ロシア連邦公的機関等との協力関係構築の具体化の方策について検討を行う」との目標に対し、平成20年度は、映像等の資料について使用許可の契約を取り交わし、基金で使用できるようにしたことは、「目標を概ね達成した」といえる。

「必要性」

外国の関係機関から収集した資料を展示場で使用できる契約結ぶ上で、法人が外国の関係機関との協力関係を引き続き維持することは必要である。

「効率性」

ロシア連邦の公的機関等が保有する関係資料の収集等に当たっては、協力関係が効率的に構築されると認められる。

「有効性」

外国に所在する目的が類似する資料館等との情報交換等の相互協力も、労苦の実態解明等に有効な施策と認められる。

中期計画の該当項目

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 6. その他の重点事項

■ 中期計画の記載事項

(6) 職員の雇用問題

基金解散に伴う職員の雇用問題については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、 関係機関に対して雇用確保の働きかけを行う。

■ 各事業年度又は中期目標	<u> 農の期間における小項目ごとの実施結果</u>

	の別問にのけるが残らしての大心和木		
小 項 目	達成目標	達成目標に対	対する実施結果(具体的数値があれば記入)
	(6) 職員の雇用問題 基金解散に伴う職員の雇 用問題については、「独立 行政法人整理合理化計画」 (平成19年12月24日閣議決 定)に基づき、関係機関に対 して雇用確保の働きかけを 行う。	理化計画」(平成19年12月24 ものの、結果的に基金独自採 なお、平成17年度に基金が	までに廃止が決定していることから、「独立行政法人整理合 日閣議決定)に基づき、関係機関に対して働きかけを行った 採用職員1人が平成20年度末で自主退職した。 強自採用した職員2名のうち、1名は既に平成19年度末に 独立行政法人に採用されたところである。
当該業務に係る事業経費	一千円	当該業務に従事する職員数	3 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	В		

■ 評価結果の説明

基金解散に伴う職員の雇用問題については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、関係機関に対して雇用確保の働きかけを行うという目標に対し、平成20年度は、独自採用した1名の再就職のため、関係機関に働きかけを行った。結果的には自主退職となったが、「関係機関に対して雇用確保の働きかけを行う」という目標については、概ね達成されたものと思われる。

「必要性」

基金解散に伴う職員の雇用問題について、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、関係省庁に対して雇用確保の働きかけを行うことは、職員が安心して職務に専念することができるようにすることは、法人の施策としても必要である。

「効率性」

基金解散に伴う職員の雇用問題について、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を遵守する関係省庁に雇用確保の働きかけを行うことは、効率的な働きかけになる。

「有効性」

独自採用の経験に乏しい法人が、関係省庁に雇用確保の働きかけを行うことは、有効な手段である。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 中期計画の該当項目 6. その他の重点事項 ■ 中期計画の記載事項 ■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果 小項目 達成目標 達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入) (7) 基金記録史の作成 基金の記録史作成 平成20年度においては、法人の記録史を作成するため、平成19年度までの事業の実 のため、これまでの基 | 横等についてデータベース化を行った。 金の事業の実績等を 内容とする資料を収 集する。 当該業務に係る事業経費 一千円 — 名 ■ 当該項目の評価 Α $(AA \sim D)$

■ 評価結果の説明

基金記録史の作成するために基金の事業の実績等を内容とする資料を収集するとの目標に対し、将来、法人のホームページに掲載することを 考慮して、平成19年度までの基金の事業の実績等を内容とするデータベース化を行ったことは「目標を十分達成した」と認められる。

「必要性」

恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する国の施策(慰謝事業)の実態を後世に伝えることは、国としての責務であり、そのために法人のこれまでの実績をまとめることは、必要な業務である。

「効率性」

恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者に対する国の施策(慰謝事業)の実績をまとめ、慰藉事業の実施機関である法人のホームページに掲載することは、広く国民一般に周知する手段として効率的であるといえる。

「有効性」

法人解散後も、これまでの法人の収集した資料等の記録及び記録史を残すことは、後世に引き継ぐこととなり、日本の戦後処理の体系的位置付けを実証的に明らかにする上で有効である。

第3 予算、収支計画及び資金計画

■ 中期計画の記載事項

運用資金を適正に管理・運用して自己収入の確保に努める。

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果

小項目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)
予算、収支計画及び資金 計画	運用資金の基本的な 運用方針のもと、安全か つ適切な運用を行う。	「運用方針」等に基づき、運用資金を適正に管理・運用した。管理面においては、金融機関等から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施し、適正に管理している。また、運用面においては、利息収入が金利動向に左右されるものではあるが、可能な限り運用収入を得るべく、取得可能な範囲で経済新聞、証券会社等からの最新の金融情報を活用して、金融経済情勢等を収集・把握し、時系列のデータを作成するなどして運用時の判断材料とした。資金計画をきめ細かく行うことにより、平成20年10月より新たに短期運用として譲渡性預金での運用を開始し、低金利の状況下においても運用収入の上積みを図った。また、ガバナンスの観点から四半期ごとに運用収入の実績を役員会に報告を行い、了承を得ている。その結果、見込み額とほぼ同程度の474百万円の運用収入を確保した。
当該業務に係る事業経費	一 千円	当該業務に従事する職員数 3 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	А	

■ 評価結果の説明

運用資金の安全かつ適切な運用を行うとの目標に対し、金利の動向を見極めつつ、最新の金融情報を活用して時系列のデータを作成するなどの努力を行い、今期の運用収入は、約474百万円、年利換算で 2.37%程度を確保している。

また、運用資金の管理面においては、金融機関等から残高証明を徴するとともに、出納命令役、出納役、財務担当職員等における照合・確認といった内部牽制を実施しており、適正に管理したものと認められる。

さらに、監査法人の監査報告書においても、今期の財務諸表は独立行政法人会計基準等に準拠して適正に表示し、利益処分案も法令に適合しているものとされていることから、「目標を十分達成」したと認められる。

「必要性」

法人の業務運営に必要な経費の財源を得るために政府から出資された200億円の運用資金は、その安全確実な運用に努めなければならない ものであり、内部牽制等の諸制度を確実に機能させ、今後も健全な財務運営に意を用いるべきである。

「効率性」

法人に許されている運用範囲の中で、年利換算で 2.37%程度の運用収入を確保したことは、過去の保有債券によるところが大であるとはいえ、 効率よく運用されたものと判断できる。

「有効性」

運用資金の適正な管理・運営は、法人の業務運営に必要な財源確保に関するものであり、ひいては、国民負担の軽減に資するものであることから、効率的な業務運営にとって有効な施策と認められる。

77

第4 短期借入金の限度額

中期計画の該当項目 第5 重要な財産の処分等に関する計画

第6 剰余金の使途

■ 中期計画の記載事項

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額を1億円とする。短期借入金が想定される理由は運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

剰余金の使途

(省略)

■ 各事業年度又は中期目標	■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果			
小 項 目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)		
短期借入金の限度額		借入の実績はない。		
重要な財産の処分等に関 する計画		重要な財産の処分等はない。		
剰余金の使途		該当なし		
当該業務に係る事業経費	一 千円	当該業務に従事する職員数 - 名		
■ 当該項目の評価 (AA~D)				

■ 評価結果の説明

「必要性」

「効率性」

「有効性」

中期計画の該当項目 第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設及び設備に関する計画					
■ 中期計画の記載事項					
施設及び設備に関する計画	 画はない。				
小 項 目	達成目標	達成目標に対	対する実施結果(具体的数値があれば記入)		
		該当なし			
当該業務に係る事業経費	一 千円	当該業務に従事する職員数	一 名		
■ 当該項目の評価 (AA~D)	_				
■ 評価結果の説明					
「必要性」					
「効率性」					
「有効性」					
11771-1					

79

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

2. 人事に関する計画

■ 中期計画の記載事項

研修等を通じて職員の能力開発の推進と意識向上を図り、人事に関する計画の策定・人事交流の推進を図る ことにより、適切な内部管理事務を遂行する。

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果

		ことがいるからいに		
小 項 目	達 成 目 標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)		
職員の研修	職員の研修 職員を外部の研修に 積極的に派遣するとと もに、内部においても 講習会を開催し、能力 開発の推進と意識の向 上を図る。	費用対効果を考慮し、外部研修に職員を積極的に派遣。		
		C LI term / C C C		

◎ 外部研修への派遣

職員個々の能力向上のため外部機関の主催による研修について、積極的に知識や 最新情報を得るため職員を派遣した。その研修の内容についても供覧により職員に周 知させることにより、知識の共有を図り、職員の能力開発を一層促進させた。

研 修 名	主 催
新入社員等防災研修会	住友ビル管理会社
防火管理講習	東京消防庁
情報公開・個人情報保護制度の運営に関す る研修会	総務省関東管区行政評価局
関東地区行政管理・評価セミナー	総務省関東管区行政評価局
ビジネスアソシエ経営セミナー (福利厚生施策)	NTTビジネスアソシエ
内部統制実務セミナー	新日本有限責任監査法人
人事労務セミナー	株式会社フォーブレーン

80

当該業務に係る事業経費	146千円	当該業務に従事する職員数	3 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	Α		

研修を通じて職員の能力開発の推進と意識の向上を図るとの目標に対し、費用対効果を考慮しつつ、外部研修に職員を積極的に派遣して一層の研修の充実を図っている。

これら研修により、個々の職員に対し業務遂行に必要な知識や共通の認識を付与することができ、その能力の一層の向上が図られたものであり、「目標を十分達成」したと認められる。

「必要性」

研修により、職員が業務に対する意識の向上を図り、個々の能力を開発することは、適切な業務運営を行う上で必要である。

「効率性」

研修による職員の意識や能力向上は、業務の効率化に資するものと認められる。

「有効性」

研修により、職員が業務に対する意識の向上を図り、個々の能力を開発することは、適切な業務運営を行う上で有効な施策である。

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3. その他業務運営に関する事項

■ 中期計画の記載事項

(1) 環境対策

環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。

各事業年度又は中期目	1煙の期間における	小項目ごとの実施結果
ロギネキタ人はTがし	コカティングン・コート・コン・フィン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン	71 72 C C V X ////////

■ 石事未平及人は十朔日保の朔间にのいる小坂日にこの天旭和木			
小 項 目	達成目標	達成目標に	対する実施結果(具体的数値があれば記入)
(1) 環境対策	(1) 環境対策	◎ 環境に配慮した物品及び	ドサービスの調達の推進
	環境に配慮した製品の 使用の推進、リユースや リサイクルの推進、環境 負荷の低減等を盛り込 んだ環境方針のもと、継 続的に環境に配慮した 業務運営を行う。	定調達物品の調達目標を 針」を策定し、ホームペー また、職員に対し環境に	配慮した物品及びサービスの調達についての理解を図り、 製品の使用を心がけたことなどにより、全39品目において目
			:、節電、LANの活用・両面コピーの促進によるペーパレス リサイクル製品の活用を推進した。
当該業務に係る事業経費	一 千円	当該業務に従事する職員数	16 名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	А		
(AA~U)			

■ 評価結果の説明

環境に配慮した業務運営を行うとの目標に対し、国が策定した「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境に配慮した物品及びサービスの調達を継続的に推進した。更に、「環境方針」に基づき役職員の日常的な節電、ペーパーレス化への取り組み、廃棄物の分別収集の徹底といった環境に対する取り組みを常に心がけており、これらの効果も挙がっていると認められることから「目標を十分達成」したと認められる。

「必要性」

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、独立行政法人は環境に配慮した業務運営を行う努力義務が課せられており、環境には常に配慮して業務を運営する必要がある。

また、環境保全に対する法人の理念・取り組みを「環境方針」として対外的に表明することは、法人として必要な姿勢である。

「効率性」

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」においては、独立行政法人は予算の適正な使用に留意しつつ環境物品等を選択する 旨規定されており、その趣旨に沿った業務運営が求められるところである。

環境に関する達成状況を的確に評価することを可能とするため、消費電力量などを常に把握するなど環境に配慮した業務運営を行うことにより、業務を効率的に遂行することが求められる。

「有効性」

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」において規定する、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、 もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する」ため、今後とも、表明した環境方針のもと、環境に配慮した製品の使用の 一層の推進、リユースやリサイクルの推進等に積極的に取り組むことは有効な施策である。

93 項目別Ⅷ─3(1)

中期計画の該当項目

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3. その他業務運営に関する事項

■ 中期計画の記載事項

(2) 危機管理

常設の展示資料館における危機対応マニュアルを作成する等危機管理体制の整備を行う。

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果

小 項 目	達成目標	達成目標に対	対する実施結果(具体的数値があれば記入)	
(2) 危機管理	(2)危機管理 平和祈念展示資料館 における危機対応マニュ アル等に基づく訓練等を 行い、危機管理体制の 充実を図る。	せ、危機対応マニュアル等	おいては、平成20年10月8日の住友ビル全館の訓練に合わ 等に基づく一般電話を利用した通報訓練、情報の収集、伝 における個々の役割分担を確認し、発生時に速やかに行動 引った。	
当該業務に係る事業経費	205千円	当該業務に従事する職員数	16名	
■ 当該項目の評価 (AA~D)	А			

■ 評価結果の説明

危機管理体制の充実を図るとの目標に対し、法人では、防火防災訓練を実施し、自衛消防隊の活動について実効性の向上を図るとともに、防 火研修会に参加するなど職員の災害に対応する意識の向上をも図っており、「目標を十分達成」したと認められる。

<u>「必要性」</u>

資料館には不特定多数の者が入館するので、予期できない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、職員個々の役割分担を確認し、危機 管理体制を充実させておくことは必要である。

「効率性」

訓練の実施により職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは、災害防止や被害減少につながり、効率的な業務運営に資するものである。

「有効性」

資料館には不特定多数の者が入館するため、予期できない火災等に対して、事前の訓練等の実施により、職員個々の役割分担を確認し、危機管理体制を充実させておくことは災害発生時の被害を最小化するためには有効な施策である。

中期計画の該当項目

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3. その他業務運営に関する事項

■ 中期計画の記載事項

(3) 職場環境

メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成を行う。

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果

小 項 目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)		
(3) 職場環境	(3) 職場環境 メンタルヘルス、セク シャルハラスメントについ て、管理を徹底し、より一 層の配慮に努める。	の周知をするなど日常の管	及びセクシャルハラスメントの防止に関する指針の職員へ 管理体制を徹底することにより、20年度において相談窓口に はなかった。	
当該業務に係る事業経費	一 千円	当該業務に従事する職員数	16名	
■ 当該項目の評価 (AA~D)	А			

■ 評価結果の説明

メンタルヘルス等について、管理を徹底し、一層の配慮に努めるとの目標に対し、相談窓口の開設、指針の周知など、問題発生を未然に防ぐための管理体制を整備するとともに、組織規模が比較的小さいことから、普段から現場と管理職との行き来を頻繁にしている。この結果、今期、相談、苦情等はなかったことから「目標を十分達成」したと認められる。

<u>「必要性」</u>

職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要な施策である。

<u>「効率性」</u>

職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営に資するものである。

「有効性」

職場環境を適正なものに保つため、その管理を徹底し、一層の配慮に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要であり、かつ、有効な施策である。

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3. その他業務運営に関する事項

■ 中期計画の記載事項

(4) 内部統制・ガバナンス強化 整理合理化計画に基づき、内部統制・ガバナンス強化に向けて、適切な体制を整備する。

■ 各事業年度又は中期目標の期間における小項目ごとの実施結果				
小 項 目	達成目標	達成目標に対する実施結果(具体的数値があれば記入)		
小 頃 日 (4) 内部統制・ガバナン ス強化	達 成 目 標 (4) 内部統制・ガバナンス強化 整理合理化計画に基づき、内部統制・ガバナンス強化に向けて、適切な体制を整備する。	20年5月より監事が出席する役員会において、随意契約の状況(毎月)、資金運用状況(四半期毎)の報告を、11月から予算執行見込み(四半期毎)についての報告を行い、内部統制・ガバナンス強化に努めた。 10月には20年度計画の上半期の事業の進捗状況をとりまとめ、計画達成のための見直し検討を行い職員のインセンティブの向上を図った。 なお、組織規模が比較的小さいことから、普段から現場と管理職との行き来を頻繁にしており、法人の意思決定に当たっても、法人発足以来、「独立行政法人平和祈念事業特別基金文書管理規程(平成15年10月1日 規程第4号)に基づき、決裁はすべて理事長を経ている。 また、個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)の規定に基づき、「独立行政法人平和祈念事業特別基金の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規定(平成17年3月31日規程第1号)を定め、法人が所有する個人情報について漏えい減失又はき損の防止その他適切な管理に努めている。 具体的には、職員等に対して情報機器の取扱い及び個人情報の取扱いに関して、教育、訓練等の研修をするとともに、職員それぞれをパスワード管理し、職員が従事している業務の種別によりパソコン使用業務の範囲を規制している。さらに、事務用ネットワークを二重ファイアウオールにより、外部からの侵入を防止し、総合的な監視システムによる監視を行う等万全を期している。なお、パソコンを持		
		ち出せないようにセキュリティーワイヤーを使用している。		

86 項目別Ⅷ-3(4)

		12月には職員2名が内部統制セミナーに参加し、内部統制システムについての理解を深めるとともに、研修内容を供覧により職員に周知し、情報の共有を図り、内部統制の強化に向けて意識を高めた。 21年1月には、再度、20年度計画の第三四半期の進捗状況のとりまとめを行い、PLAN(計画)、DO(実施と運用)、CHECK(監査)、ACTION(見直し)のPDCAサイクルによる内部統制システム(リスク管理体制)の一層の強化に努めた。
当該業務に係る事業経費	一 千円	当該業務に従事する職員数 16名
■ 当該項目の評価 (AA~D)	Α	

内部統制・ガバナンス強化に向けて、適切な体制を整備するとの目標に対し、監事の出席する役員会においての監視機能強化や業務の進捗管理をPDCAサイクルを用いて行い、目標達成のためのリスク管理体制の強化を図ったこと、さらに職員の研修参加による職員への意識向上や情報共有を図ったことから「目標を十分達成」したと認められる。

「必要性」

内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要な施策である。

<u>「効率性」</u>

内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、業務の効率的な運営に資するものである。

「有効性」

内部統制・ガバナンスの強化に努めることは、業務の効率的な運営にとって必要であり、かつ、有効な施策である。

97 項目別VII-3(4)